

令和7年度 国の施策・制度・予算に関する提案

(個別的提案)

令和6年7月 神奈川県

提案に当たって

神奈川県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

今般、超高齢社会や本格的な人口減少社会の到来に加え、国際情勢の不安定化などの予測し得なかった事態にも直面し、本県をとりまく社会環境は大きく変化しています。

こうした中、本県では令和6年3月に「いのち輝くマグネット神奈川」 の実現に向けて新たな総合計画「新かながわグランドデザイン」を策定 しました。

本計画の下、県民や企業など多様な主体とともに、誰もが安心してくらし、また誰もが自らの力を発揮して活躍し、そして持続的に発展する神奈川の実現を目指していきます。

令和6年度当初予算は、本計画に掲げる施策を着実に推進するための 予算として編成し、子ども・子育てへの支援や脱炭素社会の実現に向け た取組などの喫緊の課題に対し、デジタルの力を活用しながら県民目線 に立った施策を展開していきます。

一方、こうした本県の取組を着実に進めるためには、国による施策・ 制度の改革が必要なものが少なくありません。

そこで、国の施策・制度・予算に関する提案をとりまとめましたので、 是非、ご理解をいただき、令和7年度の予算編成及び施策の展開に当た り、特段のご配慮とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和6年7月

种介明知事、高站沿

令和7年度国の施策・制度・予算に関する提案 個別的提案事項一覧

I 地方分権

- 1 事務・権限の移譲及び規制緩和の更なる推進
- 2 東京一極集中を適切に是正する施策の実施
- 3 デジタル田園都市国家構想交付金の拡充
- 4 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の見直し
- 5 旅券事務におけるデジタル・ガバメントの推進

Ⅱ 子ども・若者・教育

- 1 幼児教育・保育の無償化に係る財源負担
- 2 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施
- 3 放課後子ども教室に係る補助制度の拡充
- 4 就学援助の充実
- 5 インクルーシブ教育の推進
- 6 公立学校における看護師等の配置
- 7 全国学力・学習状況調査の悉皆による実施
- 8 学力向上を目的とした学校教育活動支援の充実
- 9 中学校給食普及のための給食施設の補助制度の拡充
- 10 SNS等を活用した相談事業の継続実施
- 11 子どもの不登校等に対応した取組の充実
- 12 働き方改革の推進をはじめとした教職員定数の充実及び優秀な人材確保のための処遇改善
- 13 教職員の心身の健康維持における支援の充実
- 14 空調設備の設置・更新費及び光熱費等に係る国費助成制度の創設・拡充
- 15 公立学校の施設整備の充実
- 16 教員への障がい者雇用促進に係る総合的な環境整備
- 17 障がいのある児童・生徒の通学支援の充実
- 18 特別支援学校整備の期間延長等
- 19 私立学校助成等の充実
- 20 高等学校等就学支援金における判定基準等の見直し
- 21 高校生等奨学給付金の拡充とオンライン申請の導入等
- 22 高等学校奨学金に係る機関保証制度の創設
- 23 高等学校等就学支援金の家計急変支援制度の見直し
- 24 高等学校等就学支援金の支給限度額の加算
- 25 高等学校就学支援金オンライン申請システムの機能強化等
- 26 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続実施
- 27 国際バカロレア認定校支援制度の創設
- 28 ICTを活用した学びの推進に向けた取組の充実
- 29 専門高校の施設設備の充実
- 30 栄養教諭等の配置基準の見直し
- 31 義務教育諸学校における教科用図書の調査研究の充実
- 32 義務教育費国庫負担金の拡充

Ⅲ 健康•福祉

- 1 福祉サービス水準の確保・向上に向けた制度の適切な運用
- 2 受動喫煙防止対策の推進
- 3 自殺対策の充実
- 4 新生児マススクリーニング検査の対象疾患の拡充
- 5 不妊治療に対する医療保険の適用拡大等
- 6 高齢者保健福祉サービス等の充実
- 7 介護保険制度の円滑な運営
- 8 障害児入所施設に入所する児童の成人サービスへの移行に係る 受入側事業所等の取組の評価
- 9 軽度・中等度難聴児の学びの機会確保
- 10 発達障がい児者への支援の充実
- 11 地域生活支援拠点等の整備・運営に対する財源措置
- 12 障害児支援補助事業における確実な財政措置
- 13 日常生活用具の要件の見直し
- 14 地域活動支援センターへの補助標準額の見直し
- 15 障害者就業・生活支援センターの体制強化
- 16 筋電義手の普及に向けた支援
- 17 病床機能報告制度等の運用の改善
- 18 救急医療体制の整備
- 19 精神科医療の充実
- 20 入院者訪問支援事業の充実
- 21 県アレルギー疾患医療拠点病院に対する補助
- 22 がん対策の推進
- 23 肝疾患対策の推進
- 24 難病対策の推進
- 25 移植医療等の充実
- 26 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状対策
- 27 新型コロナウイルス感染症以外の感染症における対策の強化
- 28 風しん対策の充実
- 29 WHO推奨ワクチン及び予防接種の再接種の定期接種化
- 30 心のサポーター養成の推進
- 31 原爆被爆者二世に対する支援
- 32 医療的ケア児等の支援に必要な看護師の確保
- 33 国民健康保険制度の安定化
- 34 骨粗しょう症検診受診率向上に向けた支援の強化
- 35 死因究明等に係る体制整備
- 36 民間救急の利用料金の適正化
- 37 精神障がい者に対する鉄道運賃割引の導入

Ⅳ 産業・労働

- 1 経営発達支援計画に基づく商工会・商工会議所事業への補助制度拡充
- 2 小規模企業者等設備貸与事業の災害時の償還猶予及び免除の規定整備
- 3 中小企業者の資金繰り支援に向けた信用保証制度の要件拡充
- 4 国際観光旅客税の地方自治体への財源措置
- 5 農業の担い手の確保に向けた交付要件の緩和
- 6 農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進
- 7 酪農経営に対する経営安定対策制度の創設
- 8 畜産・酪農の収益力・生産基盤強化の推進
- 9 農業農村整備事業の推進
- 10 被災漁業者の生産活動再開支援制度の創設
- 11 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し
- 12 東京湾における貧酸素水塊対策の推進
- 13 農山村地域を支える人材確保に向けた支援
- 14 高年齢者の就業機会の確保に係る補助制度の充実
- 15 国と地方自治体の体制強化 (障害者職業能力開発校における施設整備及び訓練機器整備に係る財源措置)
- 16 障がい者雇用の促進
- 17 公契約に関する研究の推進
- 18 運送業にかかわる離職者及び在職者向け人材育成の制度拡充
- 19 技能の振興や継承に対する施策の充実
- 20 外国人留学生の制度拡充
- 21 外国人看護師・介護福祉士への支援
- 22 くろまぐろ漁獲枠の拡大及び柔軟な配分
- 23 飲食店向け協力金の債権管理事務等に係る財源措置

Ⅴ 環境・エネルギー

- 1 脱炭素社会の実現及び気候変動適応の推進
- 2 資源循環の推進
- 3 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進
- 4 水力エネルギーの利用促進に向けた水力発電施設の運用改善の支援
- 5 PCB廃棄物の期間内処理の徹底
- 6 大気環境保全対策の推進
- 7 花粉発生源対策の推進
- 8 自然公園における利用者用トイレの整備

Ⅵ 共生·県民生活

- 1 共生社会の実現に向けた農福連携の推進
- 2 外国籍県民の人権を尊重する施策の推進
- 3 中国残留邦人等に対する支援給付事業に係る財政負担の見直し
- 4 戦後80年に向けた祈念事業等への財政支援
- 5 男女共同参画社会実現のための施策の推進
- 6 困難な問題を抱える女性支援の総合的な推進
- 7 NPO法人の自立的活動を支える環境整備の充実

- 8 史跡等の保存整備に係る補助制度の拡充
- 9 文化財の防火対策に係る補助制度の拡充
- 10 マイナンバー制度の円滑な運営の推進
- 11 個人住民税(特別徴収分)における収納事務の効率化・電子化の推進

Ⅲ 危機管理・くらしの安全

- 1 治水対策の推進
- 2 小型船舶等の不法係留対策の推進
- 3 相模湾沿岸の津波・高潮対策・なぎさづくり
- 4 盛土による災害の防止対策の推進
- 5 十砂災害防止対策事業の推進
- 6 建築物の耐震化の促進
- 7 石油コンビナート地域の産業保安の取組の強化
- 8 地震災害に備えた都市の安全性向上の促進
- 9 市町村震度情報ネットワークシステムに対する財政的な支援
- 10 防災行政無線等に対する財政的な支援
- 11 防災情報等の伝達手段の充実強化
- 12 消防の広域化に対する支援の強化等
- 13 被災自治体への職員の中長期派遣に対する支援
- 14 新東名高速自動車国道等における消防・救急業務に係る体制の強化
- 15 消防資機材のカラーユニバーサルデザインに配意した取組
- 16 災害対策用装備資機材の充実・強化
- 17 消防団を中核とした地域防災力の充実強化への支援
- 18 消防防災施設整備費補助金の配分方針の一部見直し
- 19 有料道路の無料化に伴う事務の簡素化
- 20 社会資本整備及び災害復旧事業予算の確保
- 21 DPATに対する診療報酬上の評価等
- 22 災害時のトリアージに係る法的整備
- 23 被災した住宅の再建支援の充実強化
- 24 原発事故に係る諸外国の日本に対する水産物輸入規制の撤廃
- 25 原子力災害に関する対策の整備
- 26 原子力災害拠点病院に対する財源措置の充実
- 27 防犯カメラの整備・拡充
- 28 違法薬物に対する現場対応能力の向上(小型光学式分析装置の整備)
- 29 交通指導取締りの強化(速度違反自動取締装置の減耗更新及び新設)
- 30 動物の不適正な多頭飼育の対策の推進
- 31 動物愛護管理法違反者による不適正な飼養等の再発防止の推進
- 32 消費生活相談のデジタル化における地方自治体の実情に応じた施策の推進
- 33 地方消費者行政の充実強化
- 34 旧日本軍の危険物への適切な対応

Ⅷ 県土・まちづくり

- 1 計画的な地籍調査事業の促進
- 2 ICT施工をはじめとする建設DXの普及促進
- 3 都市公園の整備と「みどり」の保全の推進
- 4 明治記念大磯邸園の整備と活用
- 5 地域交通サービスの維持・確保に向けた支援
- 6 鉄道利用者の安全確保と利便性向上の促進
- 7 「観光立県かながわの実現」に資する道路整備の推進
- 8 インターチェンジ接続道路の整備推進
- 9 地域の交流・連携を支える路線の整備推進
- 10 安全・安心に利用できるみちづくりの推進
- 11 水道施設耐震化の推進
- 12 下水道における浸水対策の推進
- 13 下水道事業の推進と良好な環境の創造
- 14 計画的な市街地整備の推進
- 15 公営住宅の適正な維持・運営管理の推進
- 16 総合的な住宅政策の推進
- 17 港湾整備事業の推進
- 18 三浦半島におけるみどりの保全・再生・活用(国営公園の早期設置)
- 19 公共用地の取得に関する制度等の改善

提出先 各府省

【提案項目】

これまでの地方分権一括法等により、国から地方への事務・権限の移譲や、国による義務付け・枠付けの見直し等の規制緩和が実現したが、次の取組を通じて、更なる地方分権改革を進めること。

- 1 提案募集方式に基づく改革の推進
- (1) 地方の発意に根ざした地方分権改革を進めるという制度趣旨を踏まえ、提案を実現する方向で積極的に取り組むこと。
- (2) 過去の提案のうち、「引き続き検討を進めること」とされたものについては、 実現する方向で検討を進めること。
 - また、「実現できなかったもの」とされた提案については、提案団体の納得が得られるよう説明責任を果たすとともに、情勢の変化を踏まえ再度の提案があった場合には積極的な対応を図ること。
- (3) 地方がより活用しやすい制度となるよう、地方の意見を踏まえ、提案対象の拡大など、制度の見直しを行うこと。
- 2 国と地方の役割分担の適正化に向けた更なる権限移譲及び義務付け・枠付けの見直し

提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、更なる事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

【提案理由等】

人口減少等による社会構造の激しい変化に的確に対応するためには、地方がより自主的・自立 的に行政サービスを提供できるようにする必要があることから、更なる事務・権限の移譲及び規 制緩和を推進することが求められる。

1 令和5年度の提案募集方式では、全国の提案176件のうち155件について規制緩和の実現・対応がされた。しかし、実現・対応となった提案の中には、検討するとされた提案や提案どおりの対応でないものも含まれる。また、提案を各検討区分に整理する時点で、対象外とされたものも多い。このため、地方分権改革を着実に進め、より一層の成果が得られるよう、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むことが必要である。

また、提案募集方式は、「国・地方の税財源配分や税制改正」、「国が直接執行する事業の 運用改善」等が提案の対象外とされていることなど、多くの課題があるため、地方の意見を踏 まえ、制度の見直しを行うことが必要である。

2 提案募集方式は、地方分権改革を進めるに当たって、上述のとおり課題もあることから、この制度に基づく取組だけでなく、国自らも、地方と十分に協議の上、国と地方の役割分担を適正化する観点も踏まえた更なる事務・権限の移譲や、「従うべき基準」の撤廃や計画策定を規定する法令の廃止などの義務付け・枠付けの見直しが必要である。

(神奈川県担当課:政策局広域連携課)

Ⅰ-2 東京一極集中を適切に是正する施策の実施

提出先内閣府

【提案項目】

神奈川県からの人口の流出を抑制するため、東京一極集中の是正策については、その対象を東京23区に限定した施策とすること。

【提案理由等】

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」においては、東京圏から地方への移住者を2027年度に 年間1万人にすることが目標の一つとして掲げられている。

しかしながら、本県では、県内の約3分の2の市町村で人口減少が始まっており、県全体でも2021年10月から前年同月に比べて減少に転じ、人口減少局面に入ったと考えられる。

こうした中、本県では、国家戦略総合特区制度などを活用した成長産業の創出・育成や企業誘致、地域の特性や資源を最大限生かしたプロジェクトの推進による移住・定住促進など様々な取組を推進してきた。

その結果、転入超過に転じる市町村も現れ、そうした効果を面的に広げていくことが課題となっている。

そうした中で、「東京圏」の一括りで、神奈川県からの人材の流出が促進される施策が実施されれば、これまでの本県の懸命な取組が水泡に帰すばかりでなく、本県の活力を阻害し、地方創生に逆行することにもなりかねない。

地方創生の観点から必要なのは、「東京23区」への「過度な」一極集中の是正であり、そのための施策が展開されるべきである。

神奈川県の総人口【毎年10月1日現在】

| | 2021 年 | 2022 年 | 2023 年 |
|------|-------------|-------------|-------------|
| 神奈川県 | 9,236,322 人 | 9,232,489 人 | 9,228,870 人 |

出典「人口推計」(総務省統計局)

(神奈川県担当課:政策局地域政策課)

_ I - 3 デジタル田園都市国家構想交付金の拡充

提出先内閣府

【提案項目】

更なる地方創生を進めるため、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)を拡充すること。

【提案理由等】

本県では、これまで国の地方創生の取組と歩調を合わせ、三浦半島地域や県西地域をはじめとして、人口減少が進む各地域において、地方創生の取組を進めてきたところである。しかし、本県も、人口減少局面に入ったと考えられ、地方創生の取組を一層推し進めていかなければならない状況である。

こうした中、国は、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の 取組を加速化・深化する観点から、令和4年度第2次補正予算において「デジタル田園都市国家 構想交付金」を創設し地方の取組を後押しするとしたところであるが、令和6年度の交付金の申 請においては、新規事業が不採択となる事例が数多く生じている。

今後、更に加速化・深化が求められる地方創生の取組について、国は、地方自治体が必要とする額について、十分な予算枠を確保・拡充するよう求める。

(神奈川県担当課:政策局地域政策課)

Ⅰ-4 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の見直し

提出先 内閣府

【提案項目】

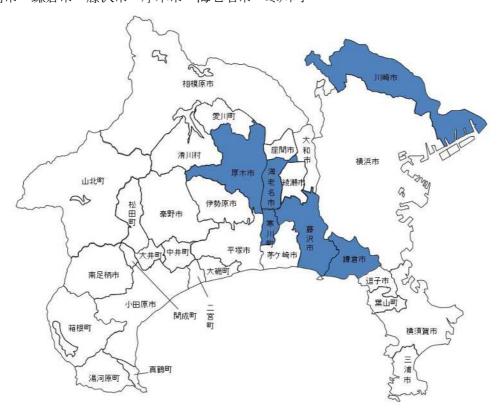
地方交付税の不交付団体も制度の対象となるよう見直しを行うこと。

【提案理由等】

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)については、令和2年度税制改正において、要件の 緩和や手続の簡素化を行うなど、制度の改善・充実が図られたが、依然として、地方交付税の不 交付団体は制度の対象外となっていることから、全国の地方自治体が、地方版総合戦略に盛り込 まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、改善が必要である。

○ 令和6年度の神奈川県内の制度対象外団体(6団体)

川崎市・鎌倉市・藤沢市・厚木市・海老名市・寒川町



※ 箱根町は不交付団体であるが支援対象地域所在のため、制度対象

(神奈川県担当課:政策局地域政策課)

I-5 旅券事務におけるデジタル・ガバメントの推進

提出先 外務省

【提案項目】

デジタル・ガバメントの推進に向けては、電子申請に限らず、紙申請も含めたキャッシュレス決済を可能とするとともに、クレジットカードだけではなく、多様なキャッシュレス決済手段を導入すること。

また、配送による旅券交付の実施など、申請者の利便性の向上及び旅券事務の効率化を図る仕組みを、都道府県の意見を反映し構築していくこと。

さらに、都道府県及び市町村が新たな旅券事務を計画どおり円滑に開始できるよう、都道府県を対象とした定期的な会議を開催するなど、迅速かつ正確な情報提供を行うこと。

加えて、地方の財政負担を軽減するため、権限移譲により旅券事務を担当する市町村も含め、地方自治体への財政的な支援を講じること。

【提案理由等】

デジタル・ガバメントの推進に向けては、電子申請に限らず、紙申請も含めたキャッシュレス 決済を可能とするとともに、多様なキャッシュレス決済手段を導入していく必要がある。

また、配送による旅券交付の実施など、申請者の利便性の向上及び旅券事務の効率化を図る仕組みを、都道府県の意見を反映し構築していく必要がある。

さらに、都道府県においては、デジタル・ガバメントの実現に向けて、業務フローの検討・調整、権限移譲している市町村との調整・研修等の実施が必要であり、外務省からの迅速かつ正確な情報提供が不可欠である。

加えて、都道府県を対象とした一定の支援はあるものの、権限移譲により旅券事務を担当する市町村を対象とした支援がないため、地方の財政負担を軽減し、都道府県・市町村に財政負担が生じることのないよう、財政的な支援を講じることを要望する。

(神奈川県担当課:文化スポーツ観光局国際課)

Ⅱ-1 幼児教育・保育の無償化に係る財源負担

提出先 こども家庭庁、文部科学省

【提案項目】

幼児教育・保育の無償化の財源負担において、地方負担分が地方消費税増収分を超 過した場合の地方交付税不交付団体への対応について、特例交付金の継続などの財源 措置を検討すること。

【提案理由等】

幼児教育・保育の無償化に係る地方負担について、国は、地方消費税増収分を超える分は地方 交付税で補填するとしているが、地方交付税不交付団体は補填を受けられない。このため、特に 市町村が全額負担するとされた公立施設(保育所・幼稚園・認定こども園)を多く抱える不交付団 体からは、市町村の財政を圧迫することを懸念する声が上がっており、特例交付金の継続などに よる財源措置を検討する必要がある。

| 区分 | 負担割合 | | | |
|---------------------|------|------|-----|-------|
| [| 玉 | 都道府県 | 市町村 | |
| / 车制库/ 旧 李正, 幼稚 国 笠 | 私立 | 1/2 | 1/4 | 1/4 |
| 〈新制度〉保育所・幼稚園等 | 公立 | _ | ı | 10/10 |
| 〈新制度未移行〉私立幼稚園 | | | | |
| 認可外保育施設・一時預かり事 | 1/2 | 1/4 | 1/4 | |

令和5年度地方交付税不交付団体

川崎市(21)、鎌倉市(5)、藤沢市(14)、厚木市(4)、海老名市(4)、寒川町(0)、<u>箱根町(4)</u> ※()は公立保育所・幼稚園・認定こども園の数。下線は全てが公立の地方自治体

「教育の無償化に関する国と地方の協議」(平成30年12月3日)資料1(抄)

教育無償化に係る地方財政計画及び地方交付税の対応

- 教育無償化に係る地方負担については、<u>地方財政計画の歳出に全額計上</u>し、地方消費税、 地方交付税などの<u>一般財源総額を増額</u>確保。
- その上で、地方交付税による財源調整(下図)を行い、個々の団体に必要な財源を確保。

「地方消費税増収額」く「教育無償化等に係る地方負担額」の場合



※地方消費税増収額が教育無償化等にかかる地方負担額を上回る場合は、地方交付税の減要因となる。 また、当該年度に交付される地方交付税の額は、教育無償化以外の事由によっても変動する。

(神奈川県担当課:福祉子どもみらい局次世代育成課)

Ⅱ-2 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

提出先 こども家庭庁、文部科学省

【提案項目】

子ども・子育て支援新制度では、私立幼稚園等の利用者に対する給付について当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する経過措置が設けられていることから、速やかにこの経過措置を廃止すること。

【提案理由等】

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前児童の教育・保育を保障するため、公的給付を行うこととし、国がその2分の1を負担することが原則となっている。しかし、私立幼稚園等の利用者に対する給付についてのみ、当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する経過措置が設けられているが、原則どおり、国が責任を持って財源負担するべきである。

(神奈川県担当課:福祉子どもみらい局次世代育成課)

Ⅱ-3 放課後子ども教室に係る補助制度の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

放課後子ども教室推進事業の継続及び拡充のため、次の措置を講じること。

- 1 事業の拡大を可能とする予算措置の拡充 事業の実施主体である市町村の事業拡大の意向に合わせた補助が可能となるよう、予算措置を拡充すること。
- 2 補助要件等を変更する場合における早期の周知及び補助水準の維持 補助要件等を変更する場合は十分な時間的余裕をもって周知を行うとともに、現 在と同等の補助が受けられるよう措置をとること。

【提案理由等】

放課後子ども教室推進事業は、放課後や週末等の子どもの安全・安心な活動拠点を確保し、地域住民の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動を行う重要な取組と考えており、本県では事業が開始された平成19年度から実施している。

本県の教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」、県の子ども・子育て支援計画である「かながわ子どもみらいプラン」等にも本事業を位置付け、数値目標を設けて実施を推進しており、実施市町村、実施箇所ともに増加してきている。

実施意向の高まりに伴い、市町村からの補助金の拡充に関する要望も大きくなっている。

- 1 本事業は国1/3、県1/3、市町村1/3の補助事業であるが、市町村では国の査定により、交付決定額が要望額を下回ってしまい、事業規模を縮小せざるを得ない状況である。
 - 実施主体である市町村において事業拡大の意向に合わせた安定的な運営が可能となるよう、 十分な予算措置を講じるとともに、補助率を上げる必要がある。
- 2 本事業は平成30年度から地域学校協働活動推進事業の中に溶け込み、国の事業名からは消えている。また、本事業が位置付けられている文部科学省と厚生労働省による計画「新・放課後子ども総合プラン」は2023(令和5)年度末までの計画であり、令和6年度までの国の取組については文部科学省と子ども家庭庁が「放課後児童対策パッケージ」を示しているが、令和7年度以降の事業やプランのあり方等が不確定となっている。

国が予算確保のために尽力していることは理解しているが、毎年度、要綱が改正されたり、 急に補助要件が付加されたりすることは、説明会や通知により周知はしているものの、実施主 体である市町村や委託先の現場の多くは対応に苦慮していることから、早期の周知を行うとと もに、現在と同等の補助が受けられるよう措置を講じる必要がある。

(神奈川県担当課:教育局生涯学習課)

【提案項目】

義務教育における就学援助制度の円滑な実施を図るため、次の措置を講じること。

- 1 要保護児童生徒の就学援助制度の充実
 - 要保護児童生徒の就学援助について、国は、引き続きその経費の2分の1を補助するとともに、就学援助の実態に応じた補助単価の引上げ等の制度の充実を図ること。
- 2 準要保護児童生徒の就学援助に係る財政措置 準要保護児童生徒の就学援助について、すべての市町村で同等の支援が行えるよ う、国として必要な財政措置を講じること。
- 3 要保護・準要保護児童生徒の就学援助に係る措置 要保護・準要保護児童生徒の就学援助について、生活保護基準の見直しによる影響を受けることがないよう、市町村への十分な財政措置を含めて必要な措置を講じること。
- 4 就学援助制度に係る対象拡大 児童・生徒の年齢にかかわらず、義務教育諸学校に在籍する者を就学援助制度の 対象とすること。

【提案理由等】

就学援助制度は、義務教育の実施において、経済的理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対して市町村が必要な援助を行い、要保護児童生徒については、国がその費用の2分の1を補助しているところであるが、より実効性を高めるためには、就学援助の実態に応じた援助費目の設定や補助単価の設定をはじめ、国による統一的な運用指針等を含めた制度の充実が求められる。

特に、準要保護児童生徒の就学援助については、平成 17 年度より国の補助が廃止され、地方 財政措置される中で各市町村が単独で実施しているが、現状では市町村により援助費目や援助額 が異なるなどの格差が生じているため、すべての市町村で同等の支援が行われるよう、国による 十分な財政措置が必要である。

さらに、平成30年10月に生活保護基準の見直しが行われたが、就学援助にその影響が及ばないよう、特に、市町村が独自に実施している準要保護児童生徒の就学援助について、十分な財政措置等の対応が必要である。

また、本県では、県内市町村の3校において中学校夜間学級を設置し、学齢期に学校教育を受けることができなかった者に対する教育機会の確保に取り組んでいる。しかし、就学援助制度は、学校教育法第17条に規定する学齢(満十五歳に達した日の属する学年の終わり)までの児童生徒を対象としているため、大部分が成人である中学校夜間学級に在籍する生徒は、制度の対象外となっている。「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、中学校夜間学級に在籍する生徒について、その年齢にかかわらず就学援助制度の対象とする必要がある。

(神奈川県担当課:教育局子ども教育支援課)

Ⅱ-5 インクルーシブ教育の推進

提出先 文部科学省

【提案項目】

地方の教育施策に柔軟に対応し、インクルーシブ教育を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 就学先決定に係る就学手続の変更 市町村教育委員会が個々の児童・生徒の就学先を検討する際に、都道府県教育委員会も会議等に参加し、就学先決定に対して関与できる制度を実現すること。
- 2 特別支援教室構想の早期実現

小・中学校等に在籍する支援が必要な児童・生徒が、原則通常の学級に在籍し、必要な時間にだけ、適切な指導を受けるようにする特別支援教室構想を早期に実現すること。

- 3 特別支援教育コーディネーターの定数改善
 - 小・中学校等の通常の学級に在籍する発達障がいを含む、支援が必要な児童・生徒への教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターについての教職員定数の改善を着実に実施すること。
- 4 就学奨励費の高等学校への支給対象拡大 後期中等教育段階におけるインクルーシブ教育を推進し、障がいのある生徒の高等学校進学を促進するため、高等学校も就学奨励費の支給対象とする措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 すべての児童・生徒が可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育を推進するため、就学先の 決定に当たっては、保護者や専門家から意見を聴取し、総合的に判断することに加え、都道 府県教育委員会からの意見を考慮し、市町村と連携する仕組みを制度化する必要がある。
- 2 インクルーシブ教育を推進するためには、通常の学級において個々の児童・生徒の教育的 ニーズを的確に把握し、適切な支援を進める必要がある。また、教育的ニーズのある児童・ 生徒に対しては、多様で柔軟な教育の場を提供することが重要である。そのため、早期に特 別支援教室構想を実現し、必要な時間に、適切な指導を受けられる教育環境の整備が急務で ある。
- 3 特別支援教育コーディネーターについて、本県では、平成16年度から積極的な養成に努めてきた。また、本県独自の取組として、コーディネーターの担当する授業を代わりに受け持つ非常勤講師(後補充非常勤講師)を一部の小・中学校に配置した結果、コーディネーターを中心に、校内支援体制の構築等の具体的な取組が進み、高い成果が現れている。しかし、この後補充非常勤講師の配置がない多くの小・中学校では、教員を充てることとされているコーディネーターは、教科等指導や学級担任などの業務を担っているため、コーディネート

業務を十分に行うことが困難な状況にある。インクルーシブ教育の推進に向け、多様な学びの場を整備することや、校内支援体制を充実させるため、教職員定数を改善し、人材を確保する必要がある。

4 後期中等教育段階におけるインクルーシブ教育を推進するためには、障がいのある生徒が中学校卒業後の進路選択をする場合に、特別支援学校だけではなく、高等学校も選択肢のひとつとしていく必要がある。現在の就学奨励費の制度では、高等学校は(視覚障がいのある生徒の「教科用図書購入費」以外は)対象となっていないが、高等学校への進学を選択した場合でも、保護者の経済的負担を軽減するため、高等学校に在籍する障がいのある生徒を就学奨励費の対象とする必要がある。

提出先 文部科学省

【提案項目】

公立学校において、医療的ケアの充実や地域のセンター的機能の強化を図るため、 次の措置を講じること。

1 看護師等の配置

学校教育法施行規則で学校職員と位置付けられた医療的ケア看護職員については、定数措置できるよう義務標準法及び高校標準法において位置付けること。また、特別支援学校においては作業療法士、理学療法士等の専門職を学校教育法等に位置付け、定数措置できるよう義務標準法及び高校標準法において位置付けること。

- 2 就労支援を担当する職員の配置 就労支援及び卒業後の切れ目ない支援の充実のため、就労支援を担当する教員以 外の職員を配置できるよう財政措置を行うこと。
- 3 高度な医療的ケアに関する指針の策定 人工呼吸器療法等の高度な医療的ケアに関する、都道府県の具体的なガイドラインの参考となる指針を策定すること。

【提案理由等】

公立学校では医療的ケアの対象者が増加するとともに、特別支援学校においては、地域の小・中学校等への巡回相談等、地域のセンター的機能のニーズが極めて高くなっており、加えて就労支援の充実も求められている。

1 本県では、看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理職に、特別免許状等を授与し、教員として任用している。今後は、インクルーシブ教育の推進に向け、特別支援学校以外の多様な学びの場においても、医療的ケアや地域のセンター的機能による支援の一層の充実・強化が必要である。学校教育法施行規則で学校職員と位置付けられた医療的ケア看護職員については、定数措置できるよう義務標準法及び高校標準法において位置付けるとともに、特別支援学校においては作業療法士、理学療法士等の専門職を学校教育法等に位置付け、定数措置できるよう義務標準法及び高校標準法において位置付ける必要がある。

また、市町村では、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、小・中学校における医療的ケアの体制整備が求められているが、医療的ケア看護職員の配置が財政的負担になっているため、国が責任をもって財政措置する必要がある。

2 本県では、就労支援及び卒業後の切れ目ない支援のため、障がい者雇用に精通した人材を社会自立支援員として任用している。今後、更に就労支援を促進するとともに、医療、福祉、労働等の関係機関との連携強化を図り、地域のセンターとしての役割を果たすことが必要であることから、就労支援を担当する教員以外の職員を配置できるよう財政措置が必要である。



Ⅱ-7 全国学力・学習状況調査の悉皆による実施

提出先 文部科学省

【提案項目】

全国学力・学習状況調査は、平成19年度から3年間の悉皆調査として実施された後、平成22年度から抽出調査に切り替えて実施された。その後、平成25年度からは、対象学年の全児童・生徒を対象とした悉皆調査が実施されている。今後、この調査のより一層の活用を図るため、次の措置を講じること。

1 悉皆調査の継続的な実施

児童・生徒一人ひとりの学力を把握し、今後の学力向上の取組に調査結果を活用するために、全国学力・学習状況調査を悉皆調査として継続して実施すること。

2 ICTを活用した調査の推進

ICTを活用した調査の導入・継続実施に向けては、GIGAスクール構想により整備された学校のICT環境を地方自治体が今後も維持・管理並びに更新し、学校現場での円滑な調査の実施を支援できるよう、地方自治体に生じる負担について国が責任をもって財政措置を講じること。

3 児童・生徒の多様なニーズに応じた適切な配慮 調査問題の作成に当たっては、点字、拡大文字、ルビ振り等に加え、ユニバーサルデザインフォントを用いるなど、多様なニーズに応じた適切な配慮を行うこと。

【提案理由等】

平成19年度から悉皆調査で実施されてきた全国学力・学習状況調査において、各教育委員会及び各学校は、調査結果を十分に活用し自らの取組を把握・検証するとともに、児童・生徒一人ひとりの学習状況の改善を図り、教員の授業改善や指導方法の工夫・改善に努めてきた。

その中で、平成22年度から平成24年度まで実施された抽出調査においては、市町村や学校ごとの詳細な状況把握及び分析等には活かしにくいという課題が見られた。

そこで、これまでの悉皆調査での成果を踏まえ、国の責務として必要な財源を確保し、継続的に悉皆調査を実施することを強く提案する。

また、各地方自治体や学校、児童・生徒が、本調査の結果と分析を教育活動や学習に更に活かしていくためには、現在、文部科学省が検討している本調査のCBT (Computer Based Testing) 化を推進していくことが、結果提供の迅速化、つまずきの把握による多角的な分析や地方自治体独自調査との連携等の点で有効と考えている。

このICTを活用した調査の推進に当たっては、各市町村立学校のICT環境の維持、管理並びに更新及び学校現場での調査実施に係る支援を行うことが、国の責務と考える。

さらに、本調査においては、点字、拡大文字、ルビ振り等、一人ひとりの特性に配慮した対応がなされているが、併せて誰にでも読み取りやすいユニバーサルデザインフォントを用いて問題作成するなど、すべての児童・生徒が最大限の力を発揮できるような配慮について提案する。

(神奈川県担当課:教育局子ども教育支援課)

Ⅱ-8 学力向上を目的とした学校教育活動支援の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

教育支援体制整備事業費補助金による学校教育活動支援について、十分な財政措置 を講じるとともに、多様な地域人材を確保するためにも、引き続き、可能な限り早期 に内示すること。

【提案理由等】

教育支援体制整備事業費補助金は、進路指導・キャリア教育、就職支援、学校生活適応支援、 生徒支援などの事業を補助するものであり、本県では、「かながわハイスクール人材バンク事業」という学校教育支援事業において有効活用している。

しかし、年々補助額が減少し、スタッフの雇用に支障をきたしており、生徒の進路支援や学習 支援の充実が難しい状況であることから、国による更なる財政措置が必要である。

また、経験豊富で生徒の学力向上に資する地域人材等を確保するために引き続き、可能な限り早期に通知することが必要である。

(神奈川県担当課:教育局高校教育課)

Ⅱ-9 中学校給食普及のための給食施設の補助制度の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

中学校給食の普及のため、現在の給食施設に係る交付金制度について、交付金予算の増額とともに、施設の基準面積や建築単価などの拡充を図ること。

【提案理由等】

給食は、心身の成長期にある生徒の栄養摂取はもちろん、食育の推進という、教育面での効果も重視されている。このため、小学校はもちろん、中学校においても給食を実施し、生徒の健全な成長と食に関する知識の習得を図ることが必要である。

しかし、神奈川県の中学校給食の実施率は、令和5年度は、90.4%と全国的に見れば低い水準にあり、今後、中学校給食を普及するためには、各市町村の給食施設の整備に要する経費負担が課題となっている。

本県の市町村給食施設への環境改善交付金の実績では、実工事費に算定割合を乗じた額に対する交付額の割合が、この3年間で合計70.9%に留まっている。

そこで、多額の経費を要する給食施設について、学校施設環境改善交付金の予算を増額すると ともに、学校設置者の財政負担を軽減するため、学校施設環境改善交付金のうち、給食施設整備 に係る制度について、交付対象となる施設の基準面積、建築単価の引上げを行い、対象地方自治 体の財政力面での条件の緩和を行うなど、十分な財政措置が必要である。

(神奈川県担当課:教育局保健体育課)

Ⅱ-10 SNS等を活用した相談事業の継続実施

提出先 文部科学省

【提案項目】

日頃使い慣れているSNS等を通じて、いじめをはじめとする様々な悩みについて 気軽に相談できる体制を子どもたちは評価している。

今後もSNS等を活用した相談事業を確実に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

【提案理由等】

全国的に、中高生の多くがSNSをコミュニケーション手段として活用している中、いじめをはじめとする様々な困難を抱える子どもたちの悩みへの対応が課題となっている。こうしたことから、本県では、平成30年度から、SNS等を活用した相談事業に係る補助金を活用し、「LINE(ライン)」による相談窓口を開設し、相談事業を実施した。

令和4年度事業の相談者へのアンケートでは、「相談は役に立った」「また相談したい」とする肯定的な評価が8割以上であった。

こうした中高生のニーズに沿った方法で、より多くの子どもたちの相談に対応できるよう、国は各地方自治体が今後も円滑に事業を実施するための十分な財政措置を講じる必要がある。

(神奈川県担当課:教育局学校支援課)

提出先 文部科学省

【提案項目】

様々な困難を抱える子どもに対する取組の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 教育支援センターへの専任教員の配置 不登校の子どもの将来の社会的自立や教育機会の確保のため、教育支援センター に配置される専任教員について義務標準法において算定すること。
- 2 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置
- (1) 子どもの問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応を行うため、学校教育法施行規則で学校職員と位置付けられたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、定数措置できるよう義務標準法及び高校標準法に位置付けること。
- (2) 定数措置が実現されるまでの当面の措置として、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に係る国庫補助率(現行:3分の1)を引き上げること。また、安定的な配置の観点から、各都道府県教育委員会が必要とする国庫補助額を交付するとともに、内示時期を大幅に早期化すること。さらに、公立高等学校へのスクールカウンセラーの配置については、補助対象の拡充を行うこと。

【提案理由等】

不登校の子どもの将来の社会的自立や教育機会の確保のため、専門的な知識・経験を持ち、子どもの在籍校と連携を図りながら、効果的な支援を行うことのできる専任教員を教育支援センターに配置することが有効である。

また、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、貧困やヤングケアラーなどの新たな課題が顕在化し、児童・生徒の自殺者の急増など、課題が深刻化している。学校において、子どもの抱える困難を早期に発見し、そのニーズに適切に対応していくためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門人材の配置が不可欠である。

平成 29 年度の学校教育法施行規則の改正により、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、学校職員に位置付けられたことから、定数措置できるよう義務標準法及び高校標準法に位置付け、国が責任をもって財政措置する必要がある。なお、困難を抱える子どもへの対応は猶予がないことから、定数措置が実現されるまでの当面の措置として、国庫補助率を引き上げるなど、更なる財政措置を講じる必要がある。

さらに、国の補助金額の内示については、本県の採用・配置計画に大きな影響を及ぼすものであるにもかかわらず、事業実施直前の3月末にならないと国から通知されないため、内示時期を大幅に早期化する必要がある。

加えて、公立高等学校へのスクールカウンセラーの配置については、スクールカウンセラー等活用事業実施要領により、事業の実施に係る配置校の総数の 10%以内を目安に補助するとされている。本県では、国庫補助の対象とならないなど国の支援が十分ではないため、必要な人員を配置することができていないことから、補助対象の拡充が必要である。

神奈川県公立小・中学校における不登校の児童・生徒数の推移

| | 小学校 | | | 中学校 | | 合計 | | | |
|------|----------|-------------|--------|----------|-------------|--------|----------|--------------------|--------|
| | 全児童数 | 不登校の 児童数 | 発生率 | 全生徒数 | 不登校の 生徒数 | 発生率 | 全児童 ・生徒数 | 不登校の 児童 ・生徒数 | 発生率 |
| 26年度 | 456, 741 | 2, 443 | 0. 53% | 210, 296 | 6, 920 | 3. 29% | 667, 037 | 9, 363 | 1. 40% |
| 27年度 | 454, 730 | 2, 319 | 0. 51% | 209, 696 | 6,617 | 3. 16% | 664, 426 | 8, 936 | 1. 34% |
| 28年度 | 451, 751 | 2, 765 | 0. 61% | 208, 032 | 7,652 | 3. 68% | 659, 783 | 10, 417 | 1. 58% |
| 29年度 | 450, 878 | 3, 222 | 0.71% | 205, 144 | 8, 488 | 4. 14% | 656, 022 | 11,710 | 1. 79% |
| 30年度 | 450, 520 | 3, 739 | 0.83% | 201, 147 | 8,855 | 4. 40% | 651, 667 | 12, 594 | 1. 93% |
| 31年度 | 448, 188 | 4, 578 | 1. 02% | 199, 482 | 9, 570 | 4. 80% | 647, 670 | 14, 148 | 2. 18% |
| R2年度 | 443, 921 | 5, 126 | 1. 15% | 200, 541 | 9, 141 | 4, 56% | 644, 462 | 14, 267 | 2. 21% |
| R3年度 | 440, 376 | 6, 267 | 1. 42% | 202, 403 | 10, 389 | 5. 13% | 642, 779 | 16, 656 | 2.59% |
| R4年度 | 436, 831 | 7, 987 | 1.83% | 201, 467 | 12, 336 | 6. 12% | 638, 298 | 20, 323 | 3. 18% |

(神奈川県担当課:教育局子ども教育支援課、学校支援課)

Ⅱ-12 働き方改革の推進をはじめとした教職員定数の充実及び優秀な人材確保の

ための処遇改善

提出先文部科学省

【提案項目】

教職員定数の充実及び優秀な人材確保のための処遇改善に向け、次の措置を講じること。

1 働き方改革の実現に向けた教職員定数の改善

学校における課題が複雑化・困難化する中、教職員の精神的・身体的負担も大きくなっており、本県における教員の長時間勤務の実態は極めて深刻なものとなっている。

本県では、教員の勤務実態を改善するため、様々な取組を進めているところであるが、地方自治体個々の取組の積み重ねだけでは長時間勤務の抜本的な解決は困難であることから、多忙化の解消と魅力的で持続可能な勤務環境を整えていくため、教職員定数の改善に関して次の措置を講じること。

- (1) 学級数に応じた定数の拡充
- (2) 新たな教職員定数改善計画の策定
- (3) 教職員の負担軽減に資する加配定数の拡充及び基礎定数化
- 2 教職員定数及び学級編制の弾力化

義務教育における様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するために、加配定数を維持・改善するとともに、地方が弾力的に教職員定数を決定し、市町村が自主的、主体的に学級編制を行えるよう、標準法を改正すること。

高等学校についても、学校の状況や学科・課程に応じた学級編制が可能となるよう標準法を改正するとともに、特別支援学校においても、児童・生徒の障がいの種別や状況に応じた学級編制が可能となるよう、標準法を改正すること。

- 3 公立高等学校における技術職員等の定数措置
- (1) 公立高等学校の水産に関する専門教育を主とする学科では、漁業実習のために実習船を保有しており、技術職員を雇用する必要がある。そこで、標準法において定数として算定されるようにするとともに、福祉科の実習授業を充実させるため、福祉に関する学科を置く全ての公立高等学校に実習助手を配置できるよう措置を講じること。
- (2) 通信制課程において、心身の健康に問題を持つ生徒の指導等を担うことができる養護教諭を配置できるよう措置を講じること。
- (3) 公立高等学校の養護教諭及び実習助手の定数についても、非常勤の講師の数に 換算できるよう標準法を改正すること。
- 4 支援スタッフの更なる配置拡充
- (1) 子ども達のニーズが多様化する中、教員の負担軽減のため、教員業務支援員 (スクール・サポート・スタッフ) について、本県の要望している全ての公立学 校への常勤化が実現するまでの間、当面の措置として、配置時間を拡充すること。
- (2) 学校管理職の負担軽減を図るため、教頭マネジメント支援員を全ての公立学校

に配置できるよう拡充すること。

5 教職員の処遇改善

教育の質の維持向上のため優秀な人材を教職員として確保することができるよう、教職の重要性及び教職員の職務の特殊性等を踏まえ、給特法の改正や様々な教職員の役割と職責に応じた仕組みの構築など、教職員の処遇改善を進めること。

【提案理由等】

1 令和4年度に実施した県立学校及び県所管の市町村立学校教員の勤務実態調査の結果、前 回調査時と比較し在校等時間等に改善傾向が見られるものの、依然として本県における教員 の長時間勤務の深刻な実態は改善に至っておらず、改善のためには地方自治体による取組や 学校現場における業務改善の努力だけでは限界があることから、教職員定数の改善が不可欠 である。

小・中学校における教諭等の数は標準法において、学校規模ごとの学級総数に一定の数を 乗じた数の合計と定められているが、規定の乗数では十分な教員数を配置することができず、 勤務時間内で業務を終えることは不可能であることから、基礎定数内での教員配置数を拡大 し、常態化している長時間勤務を解消するため、標準法に規定する乗数の見直しが必要であ る。

また、令和3年4月には標準法の改正により小学校全学年での学級編制の標準の引下げと、これに伴う教職員定数の改善が図られることとなったが、組織として様々な課題に対応するためには、中長期的な基礎定数の見通しに裏付けられた計画的・安定的な教職員人事を実現する必要があるため、引き続き、中長期的な定数改善計画の策定が必要である。

さらに、特別支援教育コーディネーター加配や、小学校における教科担任制推進加配などの加配定数の充実・拡大を図る必要がある。

2 義務教育においては、深刻化するいじめや不登校などの様々な教育問題に対応し、個に応 じた多様な教育を展開するため、習熟度別の少人数指導等を行うための指導方法工夫改善加 配を維持・改善する必要がある。

また、地方が弾力的な定数配置を行えるよう、加配定数の基礎定数化をはじめとする改善を進めるとともに、標準法の改正により、順次基礎定数化されている通級指導担当教員等定数の算定基準を引き下げ、基礎定数による配置定数を拡充するほか、全国一律の学級編制の標準についても、地域の実情に応じて柔軟な対応ができるよう、標準法を改正する必要がある。

さらに、高等学校の学級編制についても、全国一律に定めるのではなく、学校の状況等や 学科・課程に応じた学級編制が可能となるように標準法を改正するとともに、特別支援学校 についても、在籍する児童・生徒の障がいの状況や障がい種別、地域の実情に応じた学級編 制が可能となるよう、標準法を改正する必要がある。

3 本県では、大型実習船による長期航海を実施するなど、将来の水産業を担う中堅技術者の 養成を行っている。さらに、実習船という性格上、任用する技術職員は技術面だけでなく、 生徒指導の面でも卓越した資質を有することが望まれる。そのため、実践的技術や知識を持 つ指導者として高い資質を備えた人材を確保するためにも、標準法で定数算定されることが 必要である。

また、高等学校の学習指導要領において福祉科が設置されているが、実習助手の配置は実習指導を充実させるため必要であることから、標準法で定数算定されるべきである。

本県では単独通信制の学校を有している。心身の健康に問題を持つ生徒の指導及び保健指導等を担う養護教諭が全日制、定時制課程同様、通信制課程にも必要であることから、通信

制課程の養護教諭も標準法で定数算定されるべきである。

現在の標準法では、教諭等の数についてのみ非常勤の講師への換算が可能となっているが、 養護教諭及び実習助手についても換算を可能とし、複数配置等を推進できるよう標準法を改 正する必要がある。

4 教員の働き方改革を推進し、持続可能な環境整備を進めるためには、教員の負担軽減を図る支援スタッフの拡充も不可欠である。

特に、ニーズの多様化する児童・生徒への対応や休み時間の見守り、給食の準備や片付け 等の支援が課題となっており、スクール・サポート・スタッフの配置時間を拡充する必要が ある。

副校長や教頭については、業務が年々肥大化し、令和4年度勤務実態調査でも、在校等時間が最も長時間となっている実態を踏まえると、現在の教頭マネジメント支援員の配置状況は十分とは言えず、全ての公立学校に配置できるよう拡充が必要である。

5 全国的に教員不足と言われる中、本県においても、全ての校種において、教員不足が生じている。教員不足の解決を図るには、現状の教員の就労条件の改善や学校の勤務環境が「ブラック」であるとのイメージを払拭することが不可欠である。国においては、給特法の改正や様々な教職員の役割と職責に応じた仕組みの構築など、教職員の処遇改善を進めることが必要である。

(神奈川県担当課:教育局教職員人事課、教職員企画課)

Ⅱ-13 教職員の心身の健康維持における支援の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

教職員の心身の健康維持を図るには、すべての学校において、ストレスチェックの 実施や医師の面接指導、相談体制等、教職員のメンタルヘルス対策の充実を図ること が重要である。

そのため、市町村立学校も含めたすべての公立学校において、産業医や保健師などの産業保健を担当する職員の配置を行うなど、必要な人的措置及び財政措置を講じること。

【提案理由等】

労働安全衛生法では、労働安全衛生管理体制の整備の観点から、学校の設置者が講じるべき措置が定められているが、学校の規模に関係なくすべての学校において、定期健康診断とその結果に基づく事後措置の実施が義務付けられている。

これに加えて、教職員が50人以上の学校においては、衛生委員会の設置、産業医や衛生管理者 の選任のほか、ストレスチェックの実施が義務付けられている。

また、平成31年1月に出された中央教育審議会答申では、勤務時間管理の徹底とともに、学校における労働安全衛生管理の必要性が強く求められている。

そうした中で、令和4年度公立学校教職員の人事行政状況調査では、教職員の精神疾患による病気休職者数は6,539人と昨年より642人増加し、過去最多を記録したことから、教職員のメンタルヘルス対策の必要性はより一層高まっている。

こうしたことから、市町村立学校も含めたすべての公立学校において、ストレスチェックの実施や医師の面接指導、相談体制等、教職員のメンタルへルス対策の充実を図ることは重要であり、 実効的な対策となるよう、産業医や保健師などの産業保健を担当する職員の配置等、十分な人的 措置及び財政措置を講じることが必要である。

(神奈川県担当課:教育局厚生課)

Ⅱ-14 空調設備の設置・更新費及び光熱費等に係る国費助成制度の創設・拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

生徒の学習環境を改善するために、空調に係る次の措置を講じること。

1 空調設備設置への助成制度の拡充

近年の猛暑から学習環境を維持するには、空調設備を設置・更新する必要があることから、小・中学校、特別支援学校等と同様、高等学校の体育館等への設置 費及び既存空調設備の更新費について国費助成制度の対象とすること。

2 空調光熱費等に係る助成制度の創設

維持運営経費が増加する設備について、地方自治体が安心して整備を行えるよう、空調光熱費等の国費助成制度を創設すること。

【提案理由等】

1 近年の猛暑に対しては、空調設備の設置・更新が一刻も早く必要になることから、高等 学校の体育館等への空調設備の設置費及び耐用年数を経過し老朽化した既存空調設備の 更新費についても国費助成制度の対象とすることが必要である。

さらに、学校施設は、災害等の避難所にもなる施設であり、空調設備の整備は喫緊の課題である。

2 近年、熱中症対策などから、教室への空調設備の整備が進み、公立高校の空調光熱費及び保守経費が増加している。

また、近年の燃料価格の高騰の影響により、空調光熱費等の負担が更に増加している。 空調設備は、生徒の学習環境には欠かせないものであり、その経費の負担を授業料へ転 嫁することは困難である。

このような状況において、空調光熱費は地方自治体にとって大きな負担となっているため、国費助成制度を創設することが必要である。

(神奈川県担当課:教育局財務課、教育施設課)

Ⅱ-15 公立学校の施設整備の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

幼児・児童・生徒の安全や快適な教育環境を保持するため、施設整備に係る次の 措置を講じること。

1 施設整備事業に係る補助制度の拡充

少人数学級を実施するための学校施設の改修など、幼稚園、小・中学校、特別 支援学校等に係る新増改築、大規模改修、地震防災対策等の施設整備事業につい ては、設置者の計画事業が円滑に実施できるよう十分な財政措置を講じるととも に、補助制度の拡充を図ること。

2 高等学校の施設整備への財政支援

老朽化が進んでいる高等学校の教育環境の改善を図るため、高等学校における 各種施設整備事業について、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等と同様に「学 校施設環境改善交付金」の対象に含める等の財政支援を行うこと。

【提案理由等】

1 少人数学級を実施するためには、学校施設の増改築等が必要な学校が生じる可能性がある。校舎等整備に要する経費のうち、新築、増築の場合は原則2分の1、改築の場合は原則3分の1が国庫補助の対象であり、工事に要する経費と国の予算単価に基づき算定する経費には乖離があることから、設置者である市町村に多額の経費負担が見込まれる。ついては、補助率及び補助単価の引上げが必要である。

また、幼児・児童・生徒の急増期に建設した学校施設の老朽化対策や教室への空調設備の設置・更新及びトイレの改修等を含む教育環境整備などが緊急かつ重要な課題となっている。中でも、屋上防水の全面的な改修を除く学校施設の老朽化に伴う中小規模の改修や予防改修事業における内部改修工事は国庫補助の対象とはなっていないことから、補助対象の見直しや補助要件の緩和が必要である。

2 生徒の安全で快適な教育環境の確保のために必要となる施設整備事業を促進するため、 高等学校における耐震化や老朽化した建物の改築、改修工事等を「学校施設環境改善交付 金」の対象に含める等、補助制度の拡充が必要である。

(神奈川県担当課:教育局財務課、教育施設課)

Ⅱ-16 教員への障がい者雇用促進に係る総合的な環境整備

提出先 文部科学省

【提案項目】

教員への障がい者雇用について、総合的な環境整備を通して雇用促進につなげるため、次の措置を講じること。

- 1 教員としての就労を志望する障がいのある学生を支援する仕組みづくり
- (1) 障がい者が教員を目指す上での課題について実態把握を進めるとともに、教員養成課程を有する大学等に対して、障がい者を積極的に受け入れるよう働きかけること。
- (2) 障がいの特性に合わせた教材開発や教育実習プログラムの研究・開発、教育実習時の受入れ体制の整備等、必要な支援制度を創設すること。
- 2 精神障がい者である短時間勤務職員に係る特例について、令和7年度以降も制度を継続すること。
- 3 これらの要望に対する措置が困難である場合は、令和6年度から行われている障がい者雇用制度の改正に伴う、教育委員会における法定雇用率の段階的引上げ、及び除外率の引下げについて見直すこと。
- 4 障がいの有無にかかわらず、児童・生徒の快適な学校生活や職員の働きやすい職場を実現する環境整備への支援
 - (1) 障がいのある教員の校務等を支援・補助するための人的措置を図ること。
 - (2) 学校施設等のバリアフリー化等の改善に向け、財政的な支援を行うこと。

【提案理由等】

国が発表した令和5年6月1日時点の全国の都道府県教育委員会における障害者雇用率は、47機関中16機関が未達成であることから、教員への障がい者雇用の促進については全国的な課題があると考えられる。このような教育現場の実情を踏まえて、教員を志望する障がい者が能力や適性を遺憾なく発揮できるよう、国の責務によって所要の措置を講じる必要がある。

- 1 教育委員会の職員は、免許資格職である教員が約9割を占めており、その採用の前提として 教員免許の取得が必要であるが、大学等の教員養成機関での障がい者の割合は決して多くない といった構造的な課題がある。このことから、教員としての就労を志望する障がいのある学生 を支援する仕組みを構築し、積極的に受入れを図っていく必要がある。
- 2 精神障がい者は身体障がい者や知的障がい者に比べて職場定着率が低いという課題がある。 一方で、精神障がい者の職場定着率は、週20~30時間勤務において最も高く、この時間数での 就業形態が求められている。今後も、精神障がい者の積極的な雇用の創出や定着を図るために は、短時間労働者の雇入れの継続が不可欠であることから、特例の継続が必要である。
- 3 令和6年度から障がい者雇用制度の段階的な改正が行われているが、免許資格職である教員が教育委員会の職員の約9割を占める現状において、これらの要望内容が講じられない限り、制度改正後の法定雇用率の達成は極めて難しいことから、法定雇用率の段階的引上げ及び除外率の引下げについて見直しが必要である。

| 4 | 4 教育現場における障がい者が働きやすい環境の整備は、 業を行う際の支援や災害時の児童・生徒の安全確保等を担 学校施設等のバリアフリー化等施設の早急な改善が必要と 措置が必要である。 | 且うための補助を担当する人的措置や、 |
|---|--|--------------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

Ⅱ-17 障がいのある児童・生徒の通学支援の充実

提出先文部科学省

【提案項目】

障がいのある児童・生徒の通学支援の充実のため、必要な財政措置を講じること。

- 1 通学支援の充実に係る財政措置 障がいのある児童・生徒の将来の自立と社会参加に向け、通学支援を充実させる ために、必要な財政措置を講じること。
- 2 医療的ケアを必要とする児童・生徒の通学支援の充実 医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車することができない児童・生徒への 通学支援のために、必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

1 本県では、原則、小・中学部の児童・生徒及び肢体不自由教育部門の高等部生徒をスクールバス乗車対象者としている。そのため、特別支援学校に在籍する児童・生徒のスクールバス乗車対象者の増加については、スクールバスを増車することにより、運行範囲の拡大や乗車時間の短縮に努めている。

高等部知的障害教育部門の生徒については、自立と社会参加を目指した自力通学を基本とするが、障がいの状態等を踏まえ、必要な通学支援を行うこととしており、令和2年度より路線バスにおける見守りを必要とする生徒がいる学校に通学支援員を配置する予算措置を講じている。

障がいのある児童・生徒の将来の自立と社会参加に向けた取組のひとつとして、公共交通機関を利用した通学経験を積み重ねることは、児童・生徒の自信につながり、社会性の涵養を期待できることから、障がいの状態等に応じた支援体制が可能となるよう、通学支援員の配置について、財政措置が必要である。

2 また、医療的ケアを必要とする児童・生徒の通学については、スクールバス運行中の医療的ケアの実施が、児童・生徒の体調管理や安全面での環境整備等により現状では難しい状況にあるため、保護者が自家用車で送迎するケースが多く、保護者の負担が大きい。

令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」においては、立法の目的の一つとして、「家族の離職の防止」が示されている。また、「学校の設置者は、医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずる」とされている。通学支援については、現在、車両に対する国からの補助はなく、通学支援の充実を図っていくためには、国による「切れ目ない支援体制整備充実事業」の中に「運行車両に対する支援」を新設し、十分な財政措置を講じる必要がある。

(神奈川県担当課:教育局特別支援教育課)

提出先 文部科学省

【提案項目】

特別支援学校について、教室数不足の解消や、人口増加に伴う地域的課題への対応 等適切な教育環境を整備するために「学校施設環境改善交付金」の集中取組期間について延長措置及び対象事業の拡充を講じること。

【提案理由等】

本県では、令和4年3月、特別支援教育における、これまでの施策や県内の児童・生徒数の推移等を踏まえながら、特別支援教育の推進を図るため、「特別支援学校の整備」「医療的ケアの充実」「県と市町村の役割分担と連携」を柱に、その施策の方向性を示す「かながわ特別支援教育推進指針」を策定した。

この指針の中で、「特別支援学校の整備」について、国の定める特別支援学校の設置基準を踏まえ、教室数不足の解消や人口増加に伴う地域的課題への対応や地域の教育資源を生かした児童・生徒等の居住地に近い学校づくり、老朽化対策と施設・設備の充実等の観点から、各市町村教育委員会との連携・協働により、今後の施策の方向について示している。

現在、特別支援教育を必要とする子どもたちの増加や、障がいの重度・重複化、多様化等へ対応するため、地域ごとに個別の特別支援学校の整備計画を取りまとめ、進めているところである。個別の整備計画には、指針や国の定めた設置基準を反映し対応していく必要があるため、特別支援学校における教室数不足解消の集中取組期間として、令和2年度から令和6年度の、「特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業」における「学校施設環境改善交付金」算定割合を1/3から1/2にする財政措置について、個別の整備計画の策定、着手に時間を要することから、期間の延長措置が必要であるとともに、学校施設環境改善交付金の対象事業に高等部給食施設整備事業の追加など、補助制度の拡充が必要である。

(神奈川県担当課:教育局特別支援教育課)

【提案項目】

公立学校とともに学校教育の中で大きな役割を担っている私立学校の振興を図るために、次の措置を講じること。

- 1 経常費助成費補助金に係る地方超過負担の解消 経常費助成費補助金は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消すること。
- 2 国庫補助金の算定方法の見直し 国庫補助金の算定方法は、生徒数を基準とした方法から、教職員人件費等の学校 の経常的経費を基に算定する方法とすること。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等の補助対象化 専修学校の高等課程や外国人学校等を補助対象とすること。
- 4 幼児教育に係る遊具等の整備に対する補助の確実な実施 幼児教育に不可欠である遊具等の整備について、財政支援の継続を図るととも に、予算措置後においても十分な額の補助を着実に実施すること。
- 5 幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実 幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実とともに、十分な財源確保を図ること。
- 6 幼稚園特別支援教育経費の補助対象の拡充等 幼稚園特別支援教育経費は、幼児1人当たりの国庫補助単価を増額すること。
- 7 私立幼稚園に係る経常費補助及び認可事務の制度改正 幼保一体化を一層推進するため、私立幼稚園に係る経常費補助について国から政 令指定都市及び中核市に直接補助できるよう制度改正するとともに、認可事務につ いても、政令指定都市及び中核市に私立学校審議会を設置し、県の私立学校審議会 への諮問が不要となるよう制度改正を行うこと。
- 8 高等学校等就学支援金事務費交付金の改善等 交付金の配分方法を前年度末までに都道府県

交付金の配分方法を前年度末までに都道府県に示すこと。また、交付申請上限額を前年度の確定額とすることなく、都道府県が実際に要した事務費を適切に交付すること。さらに、交付額の積算基準となる「受給資格者数」について、都道府県が実際に受給資格認定を行った者に限定することなく、不認定者を含め、都道府県が実際に審査を行った者の数を含めること。

【提案理由等】

- 1 本県の助成額に対して国庫補助額は15%程度であるが、私立学校は学校教育の中で大きな 役割を担っていることから、補助額を県助成額の2分の1とすることが必要である。
- 2 本県では、生徒数等の増減に影響されにくい制度として「標準的運営費方式」を導入したが、国においても従来からの単価方式でなく、より安定的な制度に改める必要がある。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等は、職業教育機関としての社会的な役割や日本の初等・中等教育に相当する教育を担っていることから、国庫補助対象とする必要がある。
- 4 幼児教育における遊具等の整備は子どもの健全育成に欠かせないものであるので、国の補助の着実な実施が必要である。
- 5 預かり保育に対し支援策の一層の充実を図るため、十分な財源確保を図る必要がある。
- 6 幼稚園特別支援教育経費について、支援を必要とする幼児が増加している状況等を鑑み、 幼児一人当たりの補助単価を増額する必要がある。
- 7 政令指定都市及び中核市への権限移譲に当たっては、補助金の交付、認可の権限を合わせた一体的な権限移譲を求められていることから、補助金事務、認可事務について制度改正が必要である。
- 8 本制度は、国が定める事務処理要領においては、年度当初より都道府県から学校設置者への事務委任が想定されているところ、交付金の配分方法は、例年7月末に国から通知されており、都道府県と学校設置者において、契約単価を確定することができず、事務上の支障となっている。

また、交付申請上限額が「前年度の確定額の金額を上限」とされているが、年度により学校数や生徒数に変動が想定される中、前年度の確定額の金額を上限とすることに合理的な理由がない。学校数や生徒数が増加した場合に都道府県の超過負担が生じていることから、当該増要素を勘案し、適切に事務費を交付する必要がある。

さらに、交付額の積算基準となる「受給資格者数」には、申請を行ったものの、所得制限により不認定となった者が含まれていないが、不認定となった者も、認定者と同様に審査・通知等の事務が発生しており、当該事務に係る事務費を勘案しないことに合理的な理由がないことから、不認定となった者についても「受給資格者数」に含める必要がある。

(神奈川県担当課:福祉子どもみらい局私学振興課)

Ⅱ-20 高等学校等就学支援金における判定基準等の見直し

提出先 文部科学省

【提案項目】

高等学校等就学支援金について、多子世帯に対する判定基準等の見直しを行うこと。

また、全ての就学支援金の対象生徒が、漏れなく就学支援金を受けられるよう、 遡りの認定(追給)ができるよう制度を見直すこと。

【提案理由等】

高等学校等就学支援金は、令和2年7月より地方税の課税標準額・調整控除の額を利用したものに変更となり、寄附金控除等の影響がなくなった。しかし、この方法では、次の理由により、多子世帯について、支給されない、又は支給額に差が生じるという問題がある。

- 子どもの数に応じて一律に所得要件が緩和されるわけではないこと。
- ・ 児童手当が支給されている子どもについては、所得控除がないこと。

以上を踏まえ、高等学校等就学支援金について、制度の本来の趣旨である所得に応じた支給が公平に行われるよう、多子世帯に配慮した判定基準等の見直しを行うことが必要である。

また、何らかの理由で高等学校等就学支援金の申請ができなかった場合、現在の運用では、 翌年度に前年度の就学支援金を申請しようとしても前年度分は認定がされず、本来、就学支 援金の対象であるにもかかわらず、就学支援金が受給できないケースがある。

このように、就学支援金では、遡りの認定(追給)が認められるケースが限定されており、特に年度を超えた遡りの認定(追給)が認められていない。

就学支援金の受給要件を満たしている場合は、その理由にかかわらず、時効の期限である 5年間の追給を認めることが必要である。

(神奈川県担当課:福祉子どもみらい局私学振興課、教育局財務課)

Ⅱ-21 高校生等奨学給付金の拡充とオンライン申請の導入等

提出先 文部科学省

【提案項目】

- 1 全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金の支給単価を増額するとともに、支給対象世帯を拡大し、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を一層軽減すること。
- 2 申請者の利便性を考慮し、高等学校等就学支援金と同様にオンライン申請の導入を検討すること。
- 3 本制度を「生徒が在学する学校のある都道府県」に申請を行う制度とするなど、 高等学校等就学支援金制度に合わせること。
- 4 本制度の実施に要する事務的経費については、国において適切な財政措置を講じること。

【提案理由等】

1 高校生等奨学給付金事業は、平成26年4月1日に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)」が施行されることに併せて、平成26年度から開始された国庫補助事業であり、毎年支給単価が拡充されている。

しかし、支給対象は、生活保護受給世帯又は都道府県民税及び市町村民税の所得割額の 合算額が0円(非課税)である世帯とされていることから、課税世帯であっても非課税世 帯に近い経済的困窮世帯層に対する支援は実施されていない。

そのため、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金の支給単価を増額するとともに、支給対象世帯を拡大し、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を一層軽減することが必要である。

- 2 高校生等奨学給付金を申請するに当たって、申請者の利便性を考慮し、国主導となって 高等学校等就学支援金事務処理システム (e-Shien) の申請と同様にオンライン申請の導 入を検討すべきである。
- 3 本制度は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るものであり、授業料支援制度である高等学校等就学支援金と一体となり、保護者等に案内がされているが、申請先について、「保護者等が在住する都道府県」としている一方で、高等学校等就学支援金では「生徒が在学する学校のある都道府県」となっており、両制度で申請先の都道府県が異なっている。これにより、特に都道府県を跨いだ通学環境に置かれることが多い私学では、手続等が煩雑となっていることから、申請者にとってわかりやすい制度にするため、申請先を高等学校等就学支援金制度に合わせること。
- 4 本制度は都道府県の事業であるが、全都道府県が実施しており、実質的に事業の実施の要否を都道府県が判断する余地がない状況に鑑み、本制度の実施に要する事務的経費については、国において適切な財政措置を講じること。

(神奈川県担当課:福祉子どもみらい局私学振興課、教育局財務課)

Ⅱ-22 高等学校奨学金に係る機関保証制度の創設

提出先 文部科学省

【提案項目】

連帯保証人を選定できずに奨学金の申込みを断念する生徒を救済するため、独立 行政法人日本学生支援機構の奨学金で実施している機関保証制度を、都道府県の奨 学金を受ける高等学校等の生徒も利用できるよう公益財団法人日本国際教育支援 協会に対し、働きかけること。

【提案理由等】

近年、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金など給付型の就学支援制度が充実して きているが、貸付型の都道府県における高等学校奨学金制度が重要な就学支援策であること に変わりはない。

また、奨学金の貸付時における人的保証要件は不可欠であるが、経済的困窮度の高い人ほど、連帯保証人を選定することが困難な傾向があることから、連帯保証人を選定できずに奨学金の申込みを断念する生徒を救済するための「機関保証制度」が必要である。

文部科学省では、独立行政法人日本学生支援機構による大学生等への奨学金貸付時の保証 人制度を廃止し、機関保証制度に一本化することを検討しているとの報道があることからも、 機関保証制度が奨学金を貸付けるに当たって有効な制度であると考える。

しかし、その機関保証制度の実施主体には、低い保証料で継続的に安定して業務を実施することが求められ、都道府県単位で個別に調整することは困難である。

大学生等への支援事業を総合的に実施するため、平成16年4月に機構が設立され、併せて 保証機関として公益財団法人日本国際教育支援協会が創設された。

この機構が実施する機関保証制度を日本育英会から事業を引き継いだ都道府県の奨学金を受ける者も利用できるように拡大する必要があり、そのためには、文部科学省から協会への働きかけが不可欠である。

Ⅱ-23 高等学校等就学支援金の家計急変支援制度の見直し

提出先 文部科学省

【提案項目】

令和5年度から始まった高等学校等就学支援金の家計急変支援制度について、次の 見直しを図ること。

- 1 受給に差が生じないよう、所得要件を就学支援金制度と同様にすること。
- 2 収入減の理由として失職や倒産を伴わない場合は対象外となることがあるため、 家計急変の対象となる要件を緩和すること。
- 3 対象となる要件が緩和されるまでの間は、家計急変に伴う授業料免除制度に対する補助を復活させること。

【提案理由等】

- 1 国の高等学校等就学支援金における家計急変支援制度については、所得要件590万円未満程度とされており、通常の就学支援金制度の所得要件910万円未満程度と比較し320万円の差があるため、所得が910万円未満になったにも関わらず、590万円以上の所得がある場合は家計急変支援制度の対象外となることから、所得要件を就学支援金制度と同様にする必要がある。
- 2 疾病、負傷による離職、休職等が要件となっており、失職や倒産を伴わない収入減の場合は対象外となることから、家計急変の対象となる要件を緩和する必要がある。
- 3 本県では、失職や倒産を伴わない収入減も対象とした授業料免除制度(家計急変後の保護 者等の年収350万円程度未満となる者を対象)を設けているが、この制度に対する国からの 補助金(高等学校等修学支援事業補助金)が令和5年度より廃止されたことから、国の家計 急変支援制度の要件が緩和されるまでの間は、当該補助金を復活させる必要がある。

◎県の授業料免除制度と家計急変支援制度の比較

| 県の免除制度 | 家計急変支援制度(R5. 4. 1~) (高等学校等就学支援金制度) |
|--|---|
| 【家計急変理由・収入要件】 当該年度又は当該年度の前年度中に、経済の主体をなしている者が災害を受けたこと、又は保護者等 (共働きの場合は収入の多い方)の失職、倒産、傷病などの家計急変による経済的理由から授業料等の納付が困難となったと認められる者(家計急変後の保護者等の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を合算した額の見込みが85,500円(年収350万円程度)未満となる者) | 【家計急変理由】 家計急変支援の対象となる具体的な理由として、主なものは、以下のとおり。 ○疾病、負傷により離職・休職し、その後90日以上就労困難 ○自己の責めに帰すべき理由によらない離職 ○は災により就労困難となった場合 【収入要件】 通常の就学支援金を受給していない者(年収が910万円以上程度の世帯)の推計年収が590万円未満程度となる場合 |
| 全額免除(令和4年度までは <u>2分の1国庫補助</u>) 令和5年度以降は、全額県費負担 | 全額支給(高等学校等就学支援金で <u>全額国庫予算</u> により充当) |

Ⅱ-24 高等学校等就学支援金の支給限度額の加算

提出先 文部科学省

【提案項目】

公立高校授業料無償制の見直しにより、支給されることとなった高等学校等就学 支援金について、多様なニーズに応える新しいタイプの通信制高校に対しては、支 給限度額を加算すること。

【提案理由等】

本県では、通信教育の特性を生かしながら、平日の昼間に登校して、きめ細かな指導により学習を進めることができる、新しいタイプの「平日登校講座」の科目を設けている。

この「平日登校講座」により履修する科目の1単位当たりの授業料(700円)は、生徒の享受するサービス及び学校の負担の観点から、標準的な通信制高校の1単位当たりの授業料(350円)より高く設定している。

しかしながら、国の公立高校授業料無償化制度においては、従来から、こうした本県の実情が考慮されておらず、平成25年12月の「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の改正(平成26年4月から「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」として施行)においても、通信制高校の就学支援金については、依然として、標準的な通信制高校の授業料を基準として支給限度額(336円/単位)が設定されている。

この授業料(700円/単位)と支給限度額(336円/単位)の差額相当額(364円/単位)を就 学支援金受給権者である生徒から徴収することは制度の趣旨に反することから、新しいタイ プの通信制高校については、差額相当額を本県が負担している。

本来、「低所得世帯の生徒に対する一層の支援を図る」という法律の趣旨を実現することは国の責務であるので、通信制高校については、授業料の実情に応じたきめ細かな支給限度額の設定が必要である。

県授業料と支給限度額との比較

| | 神奈川県の授業料 | 就学支援金の支給限度額 | |
|--------------|----------|-------------|--|
| 標準的な通信制高校 | 350円/単位 | 336円/単位 | |
| 新しいタイプの通信制高校 | 700円/単位 | 336円/単位 | |
| (参考) | | | |
| 全日制 | 9,900円/月 | 9,900円/月 | |
| 定時制 | 2,700円/月 | 2,700円/月 | |

県立通信制高校の「平日登校講座」履修の状況(令和6年3月末現在)

| 园(女文/扫, H. 公米) | | 単位数(単位) | |
|----------------|---------|----------|------------|
| | 履修登録生徒数 | 平日登校講座履修 | 平日登校講座履修以外 |
| | 3,114人 | 20,021単位 | 49,650単位 |

Ⅱ-25 高等学校就学支援金オンライン申請システムの機能強化等

提出先総務省、文部科学省

【提案項目】

高等学校就学支援金オンライン申請システム (e-Shien) について、利便性の向上と職員負担の軽減のため、次の措置を講じること。

- 1 審査結果通知のオンライン化
 - 高等学校就学支援金オンライン申請システム (e-Shien) におけるオンラインによる審査結果通知等の機能追加など、申請者及び審査者の更なる利便性の向上と負担軽減を実施すること。
- 2 統合宛名システムの回線強化

高等学校等就学支援金の審査業務において、収入状況届出等により提供を受けたマイナンバーを使った税情報等の照会を行う際の処理件数の向上に向け、統合宛名システムの回線強化を実施すること。

【提案理由等】

- 1 高等学校就学支援金オンライン申請システム (e-Shien) について、現状は審査結果を郵送 により申請者に通知することとなっている。このため、印刷、封入、発送作業等が発生して おり、職員の負担となっているとともに、申請者への通知の遅延につながっているため、オ ンラインによる審査結果通知等の機能追加を搭載することで、申請者及び審査者の更なる利 便性の向上と負担軽減を図る必要がある。
- 2 審査業務においては、申請者がマイナポータルを利用した場合を除き、収入状況届出等により提供を受けたマイナンバーを使った税情報等の照会を行う必要がある。その際、処理件数の制限があることから、審査の遅れが生じるなど、職員の負担となっている。このため、統合宛名システムの同時処理件数の増加及び大容量データ伝達に耐えうる回線の強化が必要である。

Ⅱ-26 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続実施

提出先 文部科学省

【提案項目】

被災児童生徒就学支援等事業交付金について、東日本大震災で被災し、経済的理由により就学困難な児童・生徒の就学機会を確保するため、現在の国庫補助率 (10/10) を維持した上で、今後も被災児童生徒就学支援等事業交付金を継続して実施すること。

【提案理由等】

東日本大震災が発生してから13年が経過した現在も、被災を起因とした経済的理由により就学 困難な児童・生徒に対する就学支援等の事業を都道府県が実施し、必要とする経費を国が支援し ている。

政府は、令和3年3月9日閣議決定「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」において、令和3年度から令和7年度までの「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針を定めている。その中で、就学支援については、「過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。なお、個別の事業を丁寧に把握し、第2期復興・創生期間内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援の在り方を検討し、適切に対応する」こととしている。

しかし、「第2期復興・創生期間」における適切な対応として、通常の就学援助事業へ移行する等の措置がとられた場合、現在の地方自治体の厳しい財政状況では負担が大きい。そのため、地方自治体へ負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保し、補助率を減じることなく、事業を継続していくことが必要である。

被災を起因とした経済的理由により就学困難な児童・生徒が、未だ一定数在籍していることから、それらの児童・生徒が就学の機会を得て、安心して学ぶことができるよう、長期的な支援が必要である。

(神奈川県担当課:教育局子ども教育支援課)

Ⅱ-27 国際バカロレア認定校支援制度の創設

提出先文部科学省

【提案項目】

グローバル人材の育成に向けて、国際バカロレア認定校に係る支援を拡充するため、次の措置を講じること。

- 1 国際バカロレア認定校に係る費用の支援制度の構築 各地方自治体における国際バカロレア認定校の円滑な導入等に向けて、国際バカロレア機構による認定及び認定後の継続に係る費用の支援制度の構築について、早期に実現すること。
- 2 国際バカロレア認定校における指導教員養成に係る支援制度の構築 国際バカロレア認定校における教育条件整備として必須である、国際バカロレア 機構の定める研修を受講した指導者の確保と養成に向けた継続的な支援について、 早期に実現すること。
- 3 国際バカロレア認定校における生徒に対する経済的な支援制度の構築 国際バカロレアの教育プログラムを受ける生徒に対して、高額な輸入書籍をはじめとした学習教材費や国際バカロレア機構による統一試験の受験料など、経済的な負担を軽減させる支援制度の構築を早期に実現すること。

【提案理由等】

社会のグローバル化が加速する中、豊かな語学力・コミュニケーション能力、日本の文化や諸 外国の文化への理解力を身に付けて、様々な分野で活躍できるグローバル人材を育成する教育が 求められている。国際バカロレア機構の定める教育プログラムは、生徒が将来、急速に進むグロ ーバル社会を生き抜く上で、学び、そして働き続けるために必要な知性、人格、情緒、社会的な スキルを身に付けることができ、有益である。

国際バカロレア認定校の導入及びその維持には、教育プログラムの適切な実施に関する厳格な審査に合格する必要があり、その手続等に向けた支援制度の構築が強く望まれる。

国では、当初、平成26年12月の閣議決定で、国際バカロレア認定校を2020年までに200校以上とする目標を掲げ、2021年6月に閣議決定された成長戦略2021においても、同様の目標が設定され、2023年度末現在、認定校等は国内で229校となった。しかし、国際バカロレア認定校の維持には、国際バカロレア機構による審査、教育環境の整備、教員養成、教材、統一試験の受験料に対する、国による支援体制の早期構築が必要である。

(神奈川県担当課:教育局高校教育課)

Ⅱ-28 ICTを活用した学びの推進に向けた取組の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

ICTを活用した学びの推進に向け、次の措置を講じること。

- 1 1人1台端末環境の維持と更なる充実
- (1) 各学校において、持続的にICT機器が活用できるよう、予備機も含めた全台数の更新に必要な財政措置を全て国の補助金によって講じるとともに、令和7年度以降の端末更新についても早期に枠組みを示すなど、国主体の安定的かつ恒久的なスキームを構築すること。さらに、機器の保守管理費用及び通信費、通信量増大に対応したネットワーク増強等の費用についても国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政措置を講じること。
- (2) GIGAスクール運営支援センターに係る国庫補助については、補助率を2分の1に復元するなど、継続的かつ十分な財政措置を講じること。さらに、情報通信技術支援員(ICT支援員)等の配置やヘルプデスク等の運営支援業務に係る補助対象経費を細分化せず、GIGAスクール運営支援センターが学校のICT運営支援をワンストップで担えるよう制度を改善すること。
- (3) 学校教育法施行規則で学校職員と位置付けた情報通信技術支援員(ICT支援員)を定数措置できるよう義務標準法及び高校標準法において位置付けること。
- (4) 今後のデジタル教科書の本格的導入に当たっては、「義務教育諸学校の教科用 図書の無償措置に関する法律」の趣旨を踏まえて、すべての教科で無償提供と し、全額を国庫負担とすること。
- 2 ICTを活用した学びの推進に向けた動画教材の作成及び配信 ICT端末を効果的に活用し、児童・生徒に必要な資質能力の育成を図るため、 小学校第1学年から中学校第3学年までの、すべての教科の体系的な動画教材等の 作成及びオンデマンド方式で活用するための配信をすること。
- 3 高等学校における、1人1台端末環境の充実のための購入補助 現在、本県において保護者負担となっている1人1台端末の購入に際し、負担軽 減のための補助金を創設すること。

【提案理由等】

1 令和5年11月、GIGAスクール構想における1人1台端末の計画的な更新のため、基金の設置及び補助金の枠組みが示された。この枠組みでは、一部が地方財政措置となっているため、市町村負担が生じる懸念があることから、予備機も含めた全台数の更新に必要な財政措置を全て国の補助金によって講じるとともに、令和7年度以降の端末更新についても早期に枠組みを示すなど、国主体の安定的かつ恒久的なスキームを構築する必要がある。

また、GIGAスクール運営支援センターに係る国庫補助については、令和5年度から補助率が3分の1となっており、令和7年度には国庫補助が廃止となる旨が予算資料等に記載されているが、GIGAスクール構想実現に向けて、ICTを最大限に活用して学習指導要

領に基づく児童・生徒の資質・能力を育成するという、義務教育水準維持と教育機会均等を 保障する観点から、国の継続的な財政措置が必要である。

次に、現行制度では補助事業として、GIGAスクールサポーター及びICT支援員の人件費を算入できないことから、複数の地方自治体が共同契約により実施する場合には、それとは別にサポーター等の派遣契約等を行う必要があることから、共同契約による実施をためらう要因となるほか、センターとサポーター等の連携が課題となっているため、施設・物品以外のいわゆるソフト面の事業については、GIGAスクール運営支援センターでの実施を選択できるように制度改正する必要がある。

さらに、ICT支援員は、「3人に1台端末」とした5か年計画に基づいて地方財政措置 されているため、現在は4校に1人の配置とされているが、教育活動等におけるICT活用 を支援するために不可欠であることから、定数措置できるよう義務標準法及び高校標準法に おいて位置付けること。

加えて、デジタル教科書については、令和6年度より英語については実証研究から本格導入へ位置付けが変わったものの、それ以外の教科については算数・数学が各都道府県5割程度の提供状況である。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の趣旨を踏まえて、国の全額負担によりすべての教科で無償提供とする必要がある。

- 2 授業や家庭学習における動画教材等の活用は、不登校や病気療養、感染症対策等により学校に来られない児童・生徒を含め、すべての児童・生徒の学びを保障する一つのツールとして有効であると考える。現在も国のホームページにおいて、様々なオンライン教材が紹介されているが、教科や学年が一部に留まっているのが現状である。今後、各市町村や学校において、更なるICT活用や独自の教材作成を進める上でも、その基盤となるよう国において、使用する教科書の違いにかかわらず、どの学校においても活用できる汎用性のある体系的な動画教材等を作成し、提供していく必要がある。
- 3 本県の県立高等学校においては、GIGAスクール構想に基づき、BYODによる1人1 台端末の環境を実現してきたが、令和4年度入学生から新学習指導要領が実施され、情報活 用能力や問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成がより一層求められる ことを踏まえ、保護者負担を基本として1人1台端末を導入している。
 - 一方で、物価高騰など経済的な影響により家計への負担が増加している現状がある。学校 教育に必要不可欠となった端末等の購入に際し、保護者負担の軽減策を講じる必要がある。

Ⅱ-29 専門高校の施設設備の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

専門高校の設備整備を学校施設環境改善交付金の対象に含めるとともに、交付対象施設基準の拡充と補助率の引上げを図ること。

【提案理由等】

専門高校に整備されている施設設備は老朽化が激しく、十分な教育活動の展開に支障をきたしている。また、産業界における技術の進展と高度化は著しく、地方創生の観点や新しい学習指導要領を踏まえて、将来の地域産業を担う専門高校の生徒が各専門分野で求められる技術・技能を身に付け、産業界の変化に対応できるよう新規施設設備も導入していく必要がある。

令和2年度第3次補正予算では、「デジタル化対応産業教育装置」の整備について、学校施設環境改善交付金において1回限りの特別な措置が行われたが、1/3の補助率であったこと、デジタル化対応以外の備品は対象外であったことなどから、十分な整備ができなかった。

ついては、専門高校で学ぶ生徒の資質・能力の育成と技術・技能の習熟に必要な施設設備の充実を図るため、地方交付税措置の充実はもとより、専門高校の設備整備を(恒常的に)学校施設環境改善交付金の対象に含めるとともに、地方自治体にとって活用しやすい制度となるよう、交付対象施設基準の拡充と補助率の引上げが必要である。

(神奈川県担当課:教育局高校教育課)

Ⅱ-30 栄養教諭等の配置基準の見直し

提出先 文部科学省

【提案項目】

小学校及び中学校における学校給食を安定的に実施するため、標準法に定める栄養教諭等の配置基準を見直すこと。

【提案理由等】

食に関する指導や学校給食のより一層の充実を図るため、栄養教諭及び学校栄養職員(以下、「栄養教諭等」という。)は重要な役割を果たしているが、その配置基準については、平成13年の義務標準法改正以降、見直しが行われていない。

また、現在、少子化の進展に伴い学校規模が縮小する中、給食単独実施校に栄養教諭等が1人配置となる基準(児童・生徒数550名以上)を割り込む学校が増加しており、栄養教諭等の配置に係る地方自治体負担の増加に加え、安定的な採用及び人材育成にも支障をきたしている。

特に本県においては、栄養教諭等の1人配置基準となる児童数550名前後の小学校数割合が全国に比して高く、少子化による栄養教諭等の配置数への影響を顕著に受ける構造となっている。

さらに、共同調理場による給食実施校においては、学校数にかかわらず、児童・生徒数のみにより配置基準が定められているため、栄養教諭等を学校へ配置することが困難な状況である。

そのため、学校規模や給食の実施方法にかかわらず、栄養教諭等を各校に1名配置できるよう、 義務標準法を改正する必要がある。

| 児童数別の小学権 | 交数割合 | (全国・ | 神奈川県 | 県の対比) |
|----------|------|------|------|-------|
| | | | | |

| | 0~499人 | 500~599人 | 600人以上 |
|------|------------------|----------------------|---------------|
| 全国 | 14, 307校(77. 2%) | 1,638校 (8.8%) | 2,590校(14.0%) |
| 神奈川県 | 194校(59.7%) | 48校 (14.8%) | 83校(25.5%) |

- ※ 全国は令和5年度学校基本調査結果、神奈川県は令和5年5月の状況を教職員人事課で 集計
- ※ 神奈川県は政令市を除く数

給食単独実施校と栄養教諭等の標準法定数の状況(政令市を除く)

| THE CONTRACTOR OF THE COST OF | | | | |
|---|-------------|-------------|------|------------|
| | 給食単独実施校数 | | | 標準法 |
| | 550人以上校 | 549人以下校 | 計 | 定数 |
| | (定数:1校当たり1) | (定数:4校当たり1) | 百 | 足 数 |
| 平成29年度 | 99校 | 150校 | 249校 | 138人 |
| 令和5年度 | 88校 | 161校 | 249校 | 130人 |
| 増減 | △11校 | +11校 | ±0校 | △8人 |

(神奈川県担当課:教育局教職員人事課)

Ⅱ-31 義務教育諸学校における教科用図書の調査研究の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

義務教育諸学校の教科用図書の調査研究をより充実させるため、次の措置を講じること。

- 1 教科書見本の送付時期の早期化 調査研究期間を確保するため、教科書見本の市町村教育委員会等への送付時期を 早めること。
- 2 教科用図書需要数の報告期限の適切な設定 教科用図書需要数の報告期限について、教科用図書採択の期限である8月31日から、とりまとめ作業に要する1か月以上の期間を確保した適切な時期に設定すること。
- 3 教科書事務執行管理システムの改善 教科用図書需要数報告に使用している教科書事務執行管理システムの改善に引き 続き努めること。

【提案理由等】

義務教育諸学校教科用図書について、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条の規定により、市町村教育委員会等は、翌年度に使用する教科用図書を8月31日までに採択することとされている。

各市町村教育委員会等が、採択に向け、より充実した調査研究を行うだけの期間を確保するためには、まず、例年5月頃に到着する教科書見本について、送付時期を早める必要がある。

次に、「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則」第14条の規定により、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会等からの需要数報告を受け、教科書需要集計一覧表を9月16日までに文部科学大臣に提出することとされている。また、一般図書については、法令の定めはないものの、文部科学省が各年度の通知で定める期日(9月30日)までに提出することが求められている。

需要数報告を行うために、本県では国公私立の小学校、中学校、高校及び特別支援学校等合わせて約1,600校から提出される書類の受領、確認、集計作業を行う必要がある。確認作業において、時間をかけて多くの補正を行っている実情もあり、教科用図書採択期限(8月31日)から教科用図書需要数の報告期限(教科書9月16日、一般図書9月30日)までに遺漏なく事務処理を行うことは困難である。

そのため本県では、需要数のとりまとめ作業に1か月以上を要することから、市町村教育委員会等から県教育委員会への需要数の報告期限を8月31日よりも前倒しして設定している。全国の状況を見ても、前回の教科書採択替えの年度に実施された「令和5年度教科書採択関係状況調査」によると、都道府県教育委員会への需要数の報告期限について、約7割の都道府県が8月31日以前に設定している実態がある。

結果として、市町村教育委員会等は、政令が定める教科用図書採択期限よりも前倒しして採択をせざるを得ないことから、より調査研究を充実させるためには、教科用図書需要数の報告期限を見直す必要がある。

さらに、各機関において、教科書事務執行管理システムでのデータ取り込みに時間がかかる、 また、アップロードがクラス単位になっているなどの課題があることから、教科用図書需要数の 集計作業等に要する時間を短縮できるようにするため、現行の教科書事務執行管理システムをよ り効率的で扱いやすい仕様に改善する必要がある。

(神奈川県担当課:教育局子ども教育支援課)

Ⅱ-32 義務教育費国庫負担金の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

義務教育水準の維持向上のために必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫 負担制度について、次の措置を講じること。

1 地方の実情を踏まえた対象範囲の拡大及び教員の給与実態を反映した制度改革

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る義務教育制度の根幹をなす制度であり、地方の実情や教員の給与実態が反映されるよう、対象範囲を拡大するなど、早急に制度を改めること。

2 制度見直しの際に地方への負担転嫁とならない財政措置 義務教育費国庫負担制度の見直しが行われる場合には、国から地方への負担転 嫁とならないよう、必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

1 不登校などの教育課題に対応するため、本県が独自に配置している教育支援センター (適応指導教室)担当教員の人件費については、義務教育費国庫負担金の算定対象外とされ、その費用は本県の負担となっている。

また、本県にとって大きな課題となっている児童・生徒支援分野(いじめ、暴力行為対策と不登校への対応)を専ら担当する充て指導主事については、国から配分される定数が充分でないため、一部を県単独で追加配置している。しかし、これらの教員等は、義務教育における喫緊の課題に対応するため必要不可欠であることから、義務教育費国庫負担金の対象とし、拡充を図る必要がある。

さらに、義務教育の教職員人件費については、義務教育費国庫負担金において国がその 3分の1を負担することとなっているが、その算定上の国の給与単価は、公立学校職員の 給与実態が反映されていないため、地方の実情が反映される算定方法に改め、国が十分に 財政措置をする必要がある。

2 国においては、義務教育費国庫負担制度の見直しが行われる場合には、国から地方への負担転嫁とならないよう地方に必要な財政措置を講じることが重要である。

(神奈川県担当課:教育局教職員企画課)

Ⅲ-1 福祉サービス水準の確保・向上に向けた制度の適切な運用

提出先 厚生労働省

【提案項目】

福祉サービスの利用制度の下で、一人ひとりが尊重され、自立した生活を送るために、利用者自らが自分に合った質の高いサービスを選択・利用できるよう、また、制度間での整合を図るよう、次の措置を講じること。

- 1 成年後見制度の利用負担に係る財源措置
 - 成年後見制度の利用促進に当たり、後見人報酬などの負担が経済的に困難な人に対して支援する必要があることから、利用負担に係る財源措置の充実を図ること。
- 2 日常生活自立支援事業に係る財源措置 認知症高齢者など判断能力が不十分な人が、日常生活自立支援事業による支援を 受けられない事態が生じないよう、財源措置の充実を図ること。
- 3 福祉サービス第三者評価における支援 福祉サービス第三者評価の普及・定着を図るため、広域的な啓発を行うととも に、事業者に対する効果的な受審誘導策を新たに導入し、事業者が利用しやすい制 度とすること。
- 4 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における大都市特例の設定 社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、社会福祉施設設置認可等と同様 に大都市特例を設け、政令指定都市等を補助主体とすること。
- 5 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりの促進
- (1) 民生委員・児童委員の活動量と負担感の増加に伴い、担い手不足が恒常化しているため、活動実態に見合った活動費の充実を図るとともに、負担軽減を図るため、活動の範囲や役割を明確化すること。

また、地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策事業について、市町村に対する直接補助だけでなく、間接補助も補助対象とすること。

- (2) 民生委員・児童委員制度についての社会的認識を高め、国民の理解を促進するため、活動に関する積極的な広報・啓発活動を実施すること。
- 6 地域生活定着促進事業の円滑な実施

地域生活定着促進事業については、地域生活定着支援センターの設置経緯や趣旨、国と地方の役割分担を踏まえ、地方に負担を求めることなく事業の円滑な実施に支障をきたさない補助制度とすること。

7 地域共生社会に向けた包括的支援等

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備について、地方自治体の創意工夫ある取組を支援するため、国の責任において必要かつ恒久的な財源措置を行うこと。

また、重層的支援体制整備事業に係る都道府県負担については、確実に交付税措置すること。

8 再犯防止施策の着実な実施

- (1) 地方再犯防止推進計画に基づいて実施される各種施策について、着実な運営が確保されるよう、必要かつ十分な財源措置を行うこと。
- (2) 更生保護法人は、再犯を防止する上で重要な役割を担っているが、国からの支援が不十分であることから、安定的な運営を実施できるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- 9 災害福祉支援ネットワークの安定した運営

大規模災害時に、避難所等へ災害派遣福祉チームを派遣するなど、災害時要配慮者に対する必要な支援を行うため、平時から、支援体制の確保・強化を図る災害福祉支援ネットワークの運営に係る人件費等に対して十分な財源措置を行うこと。

10 地域区分及び級地区分の見直し

障害福祉サービスにおける地域区分及び生活保護法関係における級地区分については、地域の実情に即したものとなるよう必要な見直しを行うこと。

- 11 生活保護ケースワーカーの体制強化と業務の改善
 - (1) 近年の生活保護法改正により、福祉事務所の調査等業務や就労支援、不正受給対策、健康管理支援事業の創設や後発医薬品の使用原則化、さらには、日常生活支援住居施設の創設、被保護者の自立支援及び制度の適正化が強化されているため、その対応に必要なケースワーカーや経理事務担当者等の増員が図られる仕組みを構築すること。
 - (2) ケースワーカーが受給者の自立に向けた適切な支援を行えるよう、生活保護システムの標準仕様書の作成だけでなく、更なる業務改善に向けた具体的な検討を継続すること。
- 12 生活保護決定等に関する審査請求に係る裁決権限の県から政令指定都市への移譲 生活保護決定等に関する審査請求については、被保護者の権利利益の迅速な救済 等が必要なため、裁決権限を県から政令指定都市へ移譲できるよう法令改正を行う こと。
- 13 生活保護受給者をはじめとする生活困窮者に対する自立支援
 - (1) 生活保護受給者に対する自立支援について、十分な財源措置を講じること。
- (2) 認定就労訓練事業の活用などにより、多様な働き方の取組を推進し、一般就労が困難な者の受入れが促進されるよう、経営者や業界の団体に働きかけを行うこと。
- 14 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施に向けた人材養成

生活困窮者自立支援法に基づく施策の円滑な実施に当たっては、各地方自治体が 実施する事業に従事する人材の養成が急務となっていることから、令和2年度から 都道府県へ一部移行された国の人材養成研修について、財源や都道府県の研修担当 職員の研修の充実など、必要な措置を行うこと。

15 ホームレスの自立支援等の推進

いまだ数多くのホームレスが存在しており、路上生活の長期化や再路上化、高齢化といった状況が見られることから、国の責任において、終夜営業店舗に起居する等不安定な居住環境にある「ホームレスになるおそれのある人」の実態把握のため、調査を実施すること。また、雇用や住宅の確保、保健・医療・福祉の充実など自立に向けた総合的な支援施策を更に推進すること。あわせて、ホームレスの自立支援等に係る施策については、引き続き、十分な財源措置を講じること。

16 生活福祉資金貸付制度の安定した事業運営

生活福祉資金貸付制度について、今後も安定した事業運営が図られるよう、償還事務や相談員の配置に要する経費について、引き続き十分な財源措置を講じること。

17 要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度の費用分担

要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度は、被保護者が所有する不動産を担保として、生活保護費の支給に代えて貸付が行われる制度のため、貸付によって生じる事務費等については、国・都道府県・市を通じて生活保護制度と同様の費用分担とすること。

【提案理由等】

- 1 介護保険法の地域支援事業(市町村任意事業)、障害者総合支援法の地域生活支援事業(市町村必須事業)として「成年後見制度利用支援事業」が位置付けられているが、十分な財源措置が図られていないため、生活保護等低所得者が成年後見制度を利用する場合、その申立費用や後見人報酬が支障となって、申立てを行うことができないケースが認められる。さらに、令和4年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画においても、各市町村は、市町村長申立て以外の案件の申立費用や報酬等も助成対象に含めるよう検討することが必要とされたところであり、経済的に報酬等の負担が困難な人も制度を利用できるよう、国において、財源措置の更なる充実が必要である。
- 2 日常生活自立支援事業については、一人ひとりの利用者に応じたきめ細かな対応を図るため、全市町村の社会福祉協議会に専門員を配置しているが、平成27年度に補助基準額が改正され、さらに、平成29年度には激変緩和措置が廃止された。こうしたことにより、市町村社会福祉協議会においては、委託料を上回る負担を強いられ、その活動に支障が出ている。本事業の対象者である認知症高齢者など判断能力が不十分な人が、本事業によるサービスを利用できない事態が生じないよう、国においては、財源措置の充実が必要である。
- 3 福祉サービス第三者評価については、都道府県で推進組織を設置し、普及に取り組んでいるが、本制度の一層の普及・定着には、利用者及び事業者における制度の理解と重要性の認識が不可欠である。国においても利用者に対しては、分かりやすい制度となるよう広域的な啓発を進めるとともに、事業者に対しては、メリットとなる効果的な受審誘導策を導入し、利用しやすい制度となるよう、制度設計を見直す必要がある。
- 4 社会福祉施設の設置認可、検査等の権限については、以前から、政令指定都市及び中核市 に移譲されているにもかかわらず、社会福祉施設職員等退職手当共済制度においては、いま だに都道府県のみが補助主体とされており、権限と財源の不均衡が生じている。こうしたこ とは、負担の公平性の観点から妥当性に欠けているため、同制度について、政令指定都市及

び中核市も補助主体とし、権限と財源の整合を図ることが必要である。

5 民生委員・児童委員の担い手不足が恒常化している一方で、高齢者や生活困窮者など対象者の増加に伴い活動量は増えており、また、対応すべき課題も複雑化しているため、委員個人の負担感も増している。民生委員・児童委員の活動環境の整備を促進するためには、活動費の算定根拠となっている地方交付税算定基礎額の充実などが必要である。

また、民生委員法及び児童福祉法の職務に関する規定が抽象的であり、民生委員・児童委員の業務か否かの線引きがあいまいであることから、行政が担う事務など委員として必要以上の作業や活動へ参加をしているケースもある。委員の負担感を軽減するため、業務内容を整理し、明確化する必要がある。

令和6年度に生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で措置された「民生委員児童委員担い手確保対策事業」の補助対象は、地方自治体による直接事業(委託を含む)に限られているため、地区民生委員児童委員協議会への補助による場合も補助金を活用することができるよう、実態に則した見直しが必要である。

さらに、全国民生委員児童委員連合会が令和4年3月に行った調査では、民生委員・児童 委員を知っている割合は約6割を超えている一方、役割や活動内容を十分に理解していない 割合が9割を超えている現状が明らかになったが、住民からの協力や活動参画を促す観点からも、様々なメディアを活用した積極的な広報・啓発活動について、国において広域的かつ 集中的に実施することが必要である。

6 地域生活定着促進事業は、平成21年度に全額国庫補助の事業として創設されたが、平成27 年度に地方における財政負担の考え方が示され、国庫補助額が事業費の4分の3相当を基本 とした定額補助に減額された。

令和5年度からは、県負担分(補助率4分の1)を交付税措置した上で、定率補助の仕組みに改められたが、本事業はその内容から都道府県ではなく国が行うべき事業であるため、国において必要な財源を全額措置する必要がある。

7 重層的支援体制整備事業は、一義的には市町村が主体となって実施するものであるが、N POや地域の地縁組織等といった多様な主体の参画や、その中核を担う人材の養成が不可欠 であるなど、超えるべきハードルが高く、実施について「検討中」としている市町村が多い ことから、制度の普及に当たっては、都道府県の後方支援が不可欠である。

また、重層的支援体制整備事業のうち、新たな機能として設けられた「多機関協働事業」、「アウトリーチ等継続支援事業」、「参加支援事業」について、令和5年度から4分の1を都道府県の負担割合とされたところであるが、安定的な事業実施に当たっては、当該財政需要について的確に把握され、今後も継続して交付税措置されることが重要である。

- 8(1) 都道府県では、地方再犯防止推進計画を定め、地域の状況に応じた各種施策を策定、実施しているが、再犯防止を図るためには刑事司法のあらゆる段階のみならず、手続終了後を含めた「息の長い」支援の実施が必要であり、安定的な財源を確保する必要がある。 令和5年度より、一都道府県につき150万円を上限とする地域再犯防止推進事業交付金が措置されたが、県の規模や人口が考慮されておらず、使途も限定的であるため、十分
 - (2) 更生保護施設の主な収入は、利用者数に応じた国の委託事務費であるが、利用者が減少し続ける中で、この支出形態は実態に即しておらず、運営に支障が生じている。

とはいえない。

また、都道府県ごとに設置されている更生保護協会は、更生保護に係る啓発活動を担うほか、保護司・更生保護女性会・BBS会(Big Brothers and Sisters Movement)など国機関だけでは十分な成果を挙げることが困難な更生保護諸活動を行う団体に助成を行っており、更生保護に関する事業の充実発展に不可欠な存在となっている。しかし、

こうした連絡助成事業や協会の運営費は、委託事務費等で措置されていないため、活動 資金は主として賛助会員からの会費や篤志家からの寄附金で賄っており、経営はひっ迫 している。

更生保護施設及び協会は、地域の再犯を防止する重要な役割を担っていることから、 安定的な運営を実施できるよう、必要かつ十分な財政措置を講じる必要がある。

9 大規模災害時には、高齢者や障がい者、子どもなどの災害時要配慮者が避難生活を送る上で生活機能の低下等の防止を図るため、避難生活の早期の段階から必要な福祉支援を行うことが重要である。

そうした支援体制を確保するため、国の通知に基づき、災害福祉支援ネットワークが都道 府県単位で組成され、災害時の要配慮者支援に重要な役割を担っている。しかしながら、災 害福祉支援ネットワークにおける研修や訓練等の事業費、人件費等の運営経費については、 令和5年度の国庫補助基準額が引き下げられており、活動に見合った額となっていないため、 必要な財源措置を講じる必要がある。

10 生活保護制度等の地域区分及び級地区分について、指定が実態とかけ離れているところが見られるため、実態に見合うよう級地の引上げを図るなど、地域の実情を十分勘案した見直しが必要である。

特に、障害福祉サービスにおける地域区分については、近隣自治体との不均衡が生じることにより、事業所などの事業者の運営や人材確保に悪影響を及ぼし、福祉サービスの質の低下につながることが危惧されることから、地域の実態に応じた地域区分への見直しが必要である。

11(1) 物価高騰や長引くコロナ禍の影響により有効求人倍率等は以前の水準には戻っておらず、厳しい社会経済状況により被保護世帯が増加しており、ケースワーカーの増員等体制整備は急務である。現状、各種調査や決定事務などに追われ、本来の自立支援に向けたケースワーク業務を行えない。また、査察指導員は、指導担当するケースワーカーも多い上、多数の世帯の審査を抱える等、チェック機能も限界を超える状況になりつつある一方で、生活保護費の支給等事務の適正な実施の強化が求められている。

さらに、近年の生活保護法改正により、福祉事務所の調査等業務、就労支援や不正受給対策がより強化されていることを踏まえ、ケースワーカーや経理事務担当者等の増員について、国が財源措置を講じる必要があるほか、社会福祉法で示す標準数の見直しなど、現実的な仕組みを構築する必要がある。

- (2) ケースワーク業務の大半を占めるに至っている各種調査や決定事務などについては、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)に基づき、国において生活保護システムの標準仕様書が策定されたが、生活保護システムだけでなく、他制度との情報連携の拡充など、更なる業務改善に向けた具体的な検討を継続する必要がある。
- 12 生活保護決定等に関する審査請求は、簡便かつ迅速な被保護者の権利利益の救済を図ると共に、審査の客観性及び公正性を担保することが必要である。

審査対象となる決定処分は、最低限度の生活保障に関する決定であり、より迅速性を求められるところであるが、近年の基準改定に伴う審査請求件数の急増から、域内の審査庁が1か所(知事)では、生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況にある。審査請求の半数以上が政令指定都市に係るものであることから、裁決権限を移譲し、分散することにより、事案処理の加速化を図ることが効果的である。

また、政令指定都市に裁決権限を移譲することで、処分庁と審査庁が同一自治体となる問題については、平成28年度の行政不服審査法の改正により、政令指定都市にも第三者機関である行政不服審査会が設置され、裁決内容に第三者意見が反映される仕組みになったことで、

客観性及び公平性が担保されるものと考える。

- 13(1) 生活保護制度は、支援を必要とする人に確実に保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立支援については、各地方自治体においても、様々な事業に取り組んできたところであるが、財源確保は各地方自治体の重要な課題となっており、十分な財源措置を講じる必要がある。
 - (2) コロナ禍をきっかけに多様な働き方について機運が高まっており、就労訓練事業をはじめ、ひきこもりや長期離職等で就労に困難を抱える方も働きやすい環境づくりが一層加速するよう、産業界に更に働き掛けていく必要がある。
- 14 多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、包括的かつ継続的な支援を行うためには、相談支援等に関する十分な専門性を有する人材を養成することが重要である。本制度の円滑な実施に当たっては、早急に人材を養成することが重要であることに鑑み、国は必要な措置を講じる必要がある。
- 15 居所のないホームレスの問題は、国の責任の下で解決すべき課題であり、地域における取組が後退することがないよう、国は、路上生活の長期化や高齢化が進むホームレスに対する総合的な支援施策を、より一層推進するとともに、引き続き、十分な財源措置を講じる必要がある。

また、「ホームレスとなるおそれのある人」についても、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法において、自立支援等に関する規定が置かれ、支援の対象として位置付けられているが、その実態把握のための調査については、平成19年に実施されてから行われておらず、その発生原因や生活実態等については、いまだ不明確のままであり、効果的な支援が困難な状況にある。

ついては、より効果的なホームレス支援施策を推進していくためにも、その基盤となる「ホームレスとなるおそれのある人」の全体像の把握のための実態調査を広域的に実施することが必要である。

16 生活福祉資金は、低所得者や高齢者、障がい者世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進のために重要な役割を果たしている制度であり、平成21年10月には、厳しい雇用経済情勢の下、急増する失業者、低所得者等に対するセーフティネット施策の一つとして、貸付制度の抜本的見直しが図られ、貸付条件の緩和等が行われたところである。

今後も当該事業による失業者や低所得者層に対する自立支援は重要な取組であり、貸付終 了後の自立支援も含めた相談支援体制の充実や、コロナ禍で実施された特例貸付を含めた償 還対策の強化は、安定した事業実施に不可欠であることから、引き続き国が責任を持って十 分な財源措置を講じる必要がある。

17 要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度においては、再評価時の不動産評価、担保物権の変更登記、不動産の処分、その他契約費用等は、都道府県社協が負担(事務費として、国が2分の1、都道府県が2分の1を負担)するものとされている。

また、その償還については、多くの場合、不動産に設定した抵当権を実行することとなるが、競売による債権回収等において、費用が高額になる場合がある。

本制度は、要保護者世帯を対象としていることに鑑み、当制度の実施による効果に応じた 費用負担とすることが適当であることから、貸付や償還等に要する事務経費についても、 国・都道府県・市を通じて生活保護制度と同様の負担(国4分の3負担)とすべきである。

(神奈川県担当課:福祉子どもみらい局地域福祉課、障害サービス課、生活援護課)

Ⅲ-2 受動喫煙防止対策の推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

健康増進法の改正により強化された受動喫煙防止対策について、施設利用者が、受動喫煙による健康影響を理解し、自らの意思で受動喫煙を避けられるようにすることが必要である。

その一環として、加熱式たばこや電子たばこなどの新たなタイプの喫煙用具等に関する健康影響への更なる研究・評価を進め、地方に展開していくこと。

【提案理由等】

加熱式たばこについては、主流煙の中に健康へ影響を与える有害物質が含まれていることは明らかであるが、販売開始からさほど年数が経過していないこともあり、現時点で得られた科学的知見では、加熱式たばこによる受動喫煙を原因とした将来の健康影響を予測することは困難である。

一方、いわゆる電子たばこについては、たばこ事業法上の製造たばこに該当しないため、健康 増進法では規制されない状況となっているが、製品によっては、健康影響が懸念されるものもあ る。

これらの新たなタイプの喫煙用具等に対する健康影響に係る研究や調査が国において継続して 進んでいることは承知しているが、途中経過の評価でも構わないので、適宜情報提供を行う必要 がある。それにより、少しずつでも地方における科学的知見が深まることが期待される。

(神奈川県担当課:健康医療局がん・疾病対策課)

Ⅲ-3 自殺対策の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

地域自殺対策強化交付金事業については、地域の実情に応じた効果的な対策を講じることができるよう、更なる国の補助率の拡大や交付基準額の引上げを含め、必要な財政措置を行うこと。

【提案理由等】

自殺は社会的要因を含む様々な問題が複雑に関係して追い込まれた末の死であることから、自 殺対策事業は、問題を抱える人に対する相談・支援体制の充実や、うつ病の早期発見・治療など 中長期的な視点に立って総合的かつ継続的に実施する必要がある。特に令和5年は、本県では、 新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年以降、最も多い自殺者数となり、若者や女性の自 殺者も高止まりの状況であることから、自殺対策は喫緊の課題である。

また、自殺対策基本法第9条において、「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」とされているほか、都道府県及び市町村において策定した「自殺対策計画」の効果的な施策展開が必要となることから、地域自殺対策強化交付金事業においても、引き続き、地域の実情に応じてきめ細かく事業を実施するために、更なる補助率の拡大や令和5年度に初めて示された交付基準額の引上げなどの財政措置が必要である。

(神奈川県担当課:健康医療局がん・疾病対策課)

Ⅲ-4 新生児マススクリーニング検査の対象疾患の拡充

提出先 こども家庭庁

【提案項目】

新生児マススクリーニング検査について、重症複合免疫不全症*1や脊髄性筋萎縮症*2等、早期発見や早期治療の重要性の高い希少難病性疾患を全国一律で先天性代謝異常等検査の対象疾患とし、全ての新生児が検査を受検できるように財政措置を講じること。

- ※1 重症複合免疫不全症は、令和2 (2020)年 10 月に定期予防接種化されたロタウイルスワクチンの禁忌疾患であり、予防接種による健康被害を避けるためにもワクチン接種前に疾患を診断する必要がある。
- ※2 脊髄性筋萎縮症は、異変に気付いたときには病状が進行しており治療効果が見込めない難治性疾患であるが、発症前に診断・治療することで健常児に近い生活が可能となり、早期発見の重要性の高い疾患である。

【提案理由等】

先天性代謝異常等検査、いわゆる新生児マススクリーニング検査は、知らずに放置すると神経障害等の重大な健康障害が生じるような先天性の代謝異常等について、発症前の新生児のうちに早期発見し、早期治療に繋げることにより障がいの発生を予防することを目的として全都道府県で実施されている。

この検査は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知に基づき 20 疾患を対象に実施しているが、近年の医療技術の進歩により、早期に発見することが可能な疾患は増加している。

国では、令和5年度補正予算で、新生児マススクリーニング検査に関する実証事業として、モデル的に重症複合免疫不全症と脊髄性筋萎縮症を対象とするマススクリーニング検査を実施しているが、令和5年12月に決定した「こども未来戦略」においては、今後3年間の集中的な取組として、新生児マススクリーニング検査の対象疾患拡充について、早期の全国展開に向けた支援を行うこととしていることから、当該支援を確実に進め、居住する地域にかかわらず全ての新生児が検査を受検できるように財政措置を講じる必要がある。

(神奈川県担当課:健康医療局健康増進課)

Ⅲ-5 不妊治療に対する医療保険の適用拡大等

提出先 こども家庭庁

【提案項目】

少子化の現状を踏まえ、不妊症や不育症の患者が安心して、より充実した検査や治療が受けられるよう、次の措置を講じること。

1 不妊治療の先進医療への保険適用の拡大等

不妊治療を必要とする患者が安心して治療が受けられるよう、現在、医療保険の 適用外となっている先進医療についても、有効性や安全性の検討を進め、それらが 認められる治療法については保険適用の対象とすること。

2 不育症治療に対する研究や人材育成による支援等

不育症治療等に係る研究及び人材育成等を推進し、有効性等が確立された治療等について、保険診療で受けられるようにすること。

特に、検査や治療が可能な医療機関が限られていることなどが課題となっている ため、更に国において人材の育成を進めていくこと。

【提案理由等】

1 不妊治療については、令和4年4月から、一般不妊治療及び生殖補助医療について保険適用となったが、年齢や回数に制限があるほか、引き続き保険対象外の治療法もあるため、自己負担で治療を継続している方も少なくない。

特に、保険診療と併用して治療が受けられる先進医療などは、費用助成を望む声が多いこともあり、有効性や安全性が認められる治療法については保険適用の対象にしていくことが必要である。

なお、保険適用に係る年齢・回数要件について、今後も最新のエビデンス等を踏まえ、現 状の取扱を変える必要性について検討していくことが必要である。

2 不育症は、病態が多様であり、それぞれの病態毎の治療方針が一定していないこと等から、 多くの産婦人科医にとって難解な疾患とされており、検査や治療が可能な医療機関が限られ ているとされている。

また、不育症は、患者の方にとって、原因が不明であることや流産等を繰り返すことによる精神的負担と、経済的負担がともに重く、その支援の充実が大変重要である。

令和4年4月から、不育症の流産検体の染色体異常検査について保険適用とされ、さらに令和4年12月からは次世代シーケンサーによる同検査が先進医療に指定されたが、今後、不育症の患者が安心して、より充実した検査や治療が受けられるよう、不育症治療に係る有効性、安全性の研究や人材育成に取り組むとともに、有効性等が確立された治療及び検査について、保険診療として受けられるようにし、治療を望む夫婦の支援に取り組んでいく必要がある。

(神奈川県担当課:健康医療局健康増進課)

Ⅲ-6 高齢者保健福祉サービス等の充実

提出先厚生労働省、国土交通省

【提案項目】

高齢者保健福祉サービス等の充実を期すため、早期に次の措置を講じること。

- 1 サービス付き高齢者向け住宅の建設及び登録に係る事前把握の仕組みの構築 サービス付き高齢者向け住宅の建設及び登録に当たっては、市町村が事前に把 握する仕組みを法的に確立すること。
- 2 介護職員処遇改善加算等の制度整備

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について、複数の指定 権者にまたがって介護職員処遇改善計画及び介護職員等特定処遇改善計画が作 成されている場合であっても、必要な事業者指導ができるよう、制度の整備を行 うこと。

- 3 喀痰吸引等研修制度の円滑な実施 介護職員等が喀痰吸引等に係る研修を受講する際の費用について十分な支援 を行うこと。
- 4 「お泊まりデイサービス」の法整備 「お泊まりデイサービス」については、利用者の安全が確保できるよう、国に おいて十分な法整備を行うこと。
- 5 リハビリテーション専門職が地域で活躍できる制度づくり リハビリテーション専門職がその専門性を活かして地域で活躍できるよう、診 療報酬及び介護報酬において地域との連携を評価する加算を設けること。 また、訪問リハビリテーション事業所の人員基準等を見直し、主治医との連携

また、訪問リハビリテーション事業所の人員基準等を見直し、主治医との連携が取れていることを前提に、リハビリテーション専門職のみで訪問リハビリテーション事業所を開設できるようにすること。

- 6 老人クラブ活動等実施要綱における老人クラブの会員数の基準緩和 老人クラブ等事業運営要綱で「おおむね 30 人以上」と規定されている会員数 の基準を緩和し、30 人未満の老人クラブについても在宅福祉事業費補助金の補 助対象とすること。
- 7 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の協議期間の確保 標記交付金の補助対象の採択に向けた国協議の実施通知から関係書類の提出 期限までの期間を十分、確保すること。
- 8 高齢者保健福祉サービスを支える人材への住居費支援 都市部における住居費の負担が大きいことを踏まえ、負担軽減に向けた支援策を検討すること。

- 9 介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件の見直し 法定研修の充実など介護支援専門員の資質向上対策を一層図りつつ、介護支援 専門員実務研修受講試験の受験要件を見直すこと。
- 10 加齢性難聴者を対象とする全国一律の補聴器購入支援制度の創設 加齢性難聴者への補聴器購入に対し、国による全国一律の公的支援制度を創設すること。

【提案理由等】

1 サービス付き高齢者向け住宅は、あくまでも「住まい」であり、自由参入の分野である ことから様々な住まいの形態があってよいと考える。また、高齢者の増加が見込まれる中 で今後も重要な住宅として期待できる。

しかし、サービス付き高齢者向け住宅の建設や登録は、市町村との協議手続が定められていないことから、地元の市町村や関係団体との事前調整が不十分なまま設置が進められることによって、地域の救急医療体制に支障が生じる等の課題もあり、行政の関与を求める声が高まっている。

- 2 介護職員等処遇改善加算の計画書については、法人単位による届出も可能であるが、同一法人で、それらの事業所が指定権者の所管区域を越えて所在する場合には、加算の算定要件である賃金改善の実施に関する確認や指導監督が極めて困難であるため、加算の算定要件等の見直しを行う必要がある。
- 3 介護職員等が喀痰吸引等を実施する際には、一定の研修を受講する必要があるが、在宅介護に携わる介護職員等については、指導看護料や医師指示料の負担から実地研修に係る指導看護師の確保や医師指示書の取り付けなどが困難となっている。そのため、介護職員等の受講が妨げられることのないよう、指導看護料の補填や研修時医師指示料について保険適用とするなど研修にかかる費用について十分な支援を行うことが必要である。
- 4 通所介護に宿泊サービスを付けた、いわゆる「お泊まりデイサービス」については、通 所介護として行われる部分は法令により保険給付の対象とされているが、宿泊サービス は法令に基づかないサービスである。しかし、宿泊サービスについても高齢者へのサービ スは適切に行われる必要がある。

国は、利用者保護の観点から、宿泊サービスについて届出制や事故報告の仕組みを構築することとし、省令基準の改正や人員・設備等の指針の策定を行ったが、法的な拘束力を伴うものではないため、仕組みとして十分とはいえない。また、新型コロナウイルス感染症流行下においては、人員・設備の不足から感染拡大を招いた例も散見された。そのため、利用者の安全性の確保に向けた指導・監督ができるよう法整備を行うことが必要である。

5 一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会取りまとめ(令和元年 12 月 13 日)などにおいて、市町村の介護予防事業へのリハビリテーション専門職の効果的な関与が求められるようになったが、リハビリテーション専門職の多くは医療機関や介護保険事業所に所属していることから所属の理解が得られず、地域での活動に関与することが難しいことが多い。地域活動への協力に診療(介護)報酬で加算を設けるなどのインセンティブが必要である。

また、訪問リハビリテーション事業所の開設は病院や診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限られており、医師の配置が義務付けられている。令和6年度介護報酬改定においても、事業所を拡充する観点からみなし指定の見直しがされたが、依然医師の配

置が義務となっており、リハビリテーション専門職のみでの開設は認められなかった。 今後、リハビリテーションのニーズが増える中、主治医との連携が取れていることを 前提とした上で、リハビリテーション専門職のみでも訪問リハビリテーション事業所を 開設できるようにし、専門性を活かして地域で活躍できる仕組みを整備する必要があ る。

6 近年、高齢化等が原因とみられる老人クラブの会員の減少、クラブの解散が顕著となっている。国でも、「これまでおおむね30人以上の会員により適正に運営されてきたクラブが、諸般の事情により会員が減少したものの、今後も継続的な活動が見込まれる」と認められる場合には補助対象としてよいとの見解を示しているが、基準が明確でない上、今後、新たなクラブの結成を促していくことが求められる中、30人という規定がハードルとなっている。

「在宅福祉事業費補助金」の補助対象外となると、活動資金が充分に得られず、活動が停滞するおそれがあるが、人生 100 歳時代を迎える今、老人クラブの活動を活性化し、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、健康づくりを推進するため、老人クラブ数・会員数減の抑制策として会員数の基準を緩和し、老人クラブに対し適切な補助を行う必要がある。

- 7 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金については、補助対象の採択に向けた協議に係る国からの実施通知が例年、時期が一定せず、関係書類の提出期限も短く設定されている。事業計画の策定、工事等の設計、資金の確保等の準備に要する期間が確保されておらず、提出期限がハードルとなって事業実施の希望がある事業者がエントリーしにくい状況となっている。補助対象事業は、高齢者福祉施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業、水害対策強化事業など、いつ起きてもおかしくない災害への対応に重要な事業であり、実施希望のある事業者がエントリーできるよう、改善を図る必要がある。
- 8 団塊の世代が75歳以上となる2025年度には、全国で32万人、2040年度には約69万人の介護職員が不足すると見込まれているが、人材を確保する上で、都市部においては住居費の負担が大きいことも課題となっている。介護報酬の引上げや処遇改善、地域医療介護総合確保基金を活用した新規メニューの創設等、負担軽減に向けた支援が必要である。
- 9 介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件については、平成30年度から実務経験を有する者を除外し、法定資格保有者及び相談援助業務従事者に限定された結果、全国の受験者は激減し、合格者も大きく減少することとなった。今後、高齢化の進展に伴い、介護サービスを必要とする要介護者の増加が見込まれる中、国においても令和6年4月に「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」が立ち上がり、主な検討事項として「ケアマネ試験の在り方」があげられているように、介護支援専門員数の確保は喫緊の課題であり、受験要件の見直しが必要である。
- 10 難聴は、認知症施策大綱において認知症発生の危険因子の一つとされている。 現在、障害者手帳を有する方へ補聴器の購入補助制度はあるが、加齢性難聴に対して は一部の地方自治体が独自に高齢者の補聴器購入に対し助成を行っている状況である。 全国的に補聴器価格の大きな差異はなく、その購入補助等は地域の状況に応じて取り 組む性質のものではないため、全国一律の基準による支援制度を創設する必要がある。

(神奈川県担当課:福祉子どもみらい局高齢福祉課、地域福祉課、県土整備局住宅計画課)

【提案項目】

介護保険制度の円滑な運営を図るため、次の措置を講じること。

- 1 介護給付費財政調整交付金の財源措置の見直し 介護給付費財政調整交付金については、全ての市町村で5%を確実に措置する こと。
- 2 介護保険業務に係る事務負担等の軽減

介護保険業務に係る市町村の負担が過大になっているため、事務の負担軽減や費用負担について必要な措置を講じること。

特に、要介護1・2の訪問介護、通所介護が総合事業に移行される場合は、対応する市町村に過度な事務負担が生じることのないよう、国において適切な措置を講じること。

- 3 介護予防支援業務の報酬額の見直し 市町村の設置する地域包括支援センターがその中核的な役割を十分担えるように、業務実態が反映された適切な報酬額となるよう見直しを行うこと。
- 4 介護保険施設における介護報酬等の見直し

特別養護老人ホーム等において、透析等医療的配慮が必要な者を受け入れた場合には介護報酬で評価すること。また、介護老人保健施設においては、医療保険で対応できる範囲を拡大すること。

5 介護ロボットの介護保険適用

介護サービスの質の向上や介護事業者の負担軽減を図るため、効果検証の結果 を踏まえつつ、介護報酬での評価や人員配置基準の見直し等を更に進めるととも に、福祉用具として介護給付の対象とすること。

6 科学的介護情報システム (LIFE) の収集項目の見直し

令和3年度から稼働した科学的介護情報システム (LIFE) における収集項目について、介護現場の負担軽減のため簡便な手法で適切に利用者の状態の改善を把握できる指標を検討すること。

7 インセンティブ交付金の安定的な財源確保について

令和5年度のインセンティブ交付金制度の見直しにより保険者機能強化推進交付金(推進交付金)と介護保険保険者努力支援交付金(支援交付金)の役割分担の明確化が図られた一方、推進交付金の予算額が令和5・6年度で削減されており、推進交付金の評価対象である「地域包括ケア推進の基盤」としての各種施策の実施・継続が困難になっている。

介護保険における地方自治体への財政的インセンティブを強化する観点から、

推進交付金については創設当初の水準に戻すよう財政措置を行うこと。

8 介護保険料の徴収に係る運用の改善

介護保険料を仮徴収で徴収し終えた被保険者について、翌年度の保険料は普通 徴収を挟まずに仮徴収を可能にするか、もしくは保険料額決定後、速やかに特別 徴収を再開できるようにすること。

また、特別徴収の被保険者が死亡した場合の年金保険者による過納保険料の返還請求については、介護保険法に基づく時効を踏まえて早期に行うよう、国において年金保険者を指導すること。

【提案理由等】

- 1 財政調整交付金については、各市町村の介護保険財政の格差を是正するため、全国平均で5%相当となるよう配分されているが、5%を下回る市町村においては、その不足分を第1号被保険者の保険料に転嫁する仕組みとなっており、これを解消する必要がある。
- 2 高齢者の増加等により、保険料の賦課徴収や保険給付など市町村の事務負担が増大している中、権限移譲による事務負担や保険者機能強化の取組も求められ、人員が限られる中で市町村の負担が過大になっていることから、事務の負担軽減や費用負担についての措置を講じる必要がある。

特に、要介護1・2の訪問介護、通所介護を総合事業に移行することとなった場合、利用者や事業者に混乱が生じるおそれがあるため、対応する市町村に過度の事務負担が生じることのないよう、国において適切な措置を講じる必要がある。

3 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る上で、中核的な役割を果たすことが期待されているものの、現状では、介護予防支援業務(ケアマネジメント)が業務の多くを占めており、必ずしも地域包括支援センターに期待されている役割を十分に果たせていない。

地域包括支援センターが中核的な役割を果たすには、ケアマネジメントの担い手確保が必要だが、その報酬が業務実態を十分反映していないことも課題となっている。

令和6年度から指定介護予防支援事業所の指定を居宅介護支援事業所でも取得できるようになるが、人材不足もあって指定が広がるか未知数である。

そこで、居宅介護支援事業所の参入を促進するためにも、報酬額の見直しが必要である。

- 4 透析患者などの慢性的な疾患により定期的に専門の医療機関へ通院する要介護者が介護保険施設に入所した場合、特別養護老人ホームにおける通院等の施設の負担が過剰になっていることや介護老人保健施設での介護保険優先による診療報酬の請求が制限されている。令和6年度介護報酬改定により一部措置されたが、施設側が積極的な受入れに動くだけの報酬とは考えにくく、医療保険の対応範囲拡大については措置されていないことから、透析患者など継続的な医療の必要な要介護者が入所できるよう介護保険施設が受け入れた場合の介護報酬上の評価や医療保険適用範囲の拡大等、見直しが必要である。
- 5 介護ロボットについては、サービスの質の向上や従事者の負担軽減につながることが 期待される。特別養護老人ホームにおいては、介護ロボットの一部の機器について人員基 準を緩和することが認められたが、他の介護サービスも含めて、介護報酬での評価や人員 基準の緩和を更に進めるとともに、福祉用具として介護保険を適用することも進めていく 必要がある。

- 6 令和3年度報酬改定において、利用者の状態の改善に関するアウトカム評価が拡充されたところだが、現在用いられている指標は「測定に手間がかかる」との声もある。簡便な手法で適切に利用者の状態を把握できる指標の導入が求められるため、LIFEの収集項目を見直し、エビデンスの集積を行う必要がある。なお、その際は本県で開発した「未病指標」の追加も検討いただきたい。
- 7 令和5年度のインセンティブ交付金制度の見直しにより保険者機能強化推進交付金(推進交付金)、介護保険保険者努力支援交付金(支援交付金)の役割分担が明確になり同評価指標による両交付金評価が廃止された一方、推進交付金の予算額が令和5・6年度で削減され、創設当初の50%水準にまで落ち込んでいる。推進交付金が評価する「地域包括ケアを推進するための基盤」に括られる介護給付の適正化や介護人材の確保等のサービス提供基盤の整備の推進に必要な各種施策の実施・継続が困難になっているため、推進交付金の予算額を創設当初の水準に戻すよう財政措置を行う必要がある。
- 8 臨時収入により当該前年度の介護保険料の段階が急激に上がり、当該年度の保険料を 4月から8月の仮徴収で徴収し終えた被保険者について、翌年度の特別徴収の再開は早く ても10月からとなり、6月から9月は普通徴収となる。市町村の徴収事務負担(被保険者 への説明含む)の軽減に向け、このような場合も仮徴収を可能とするか、6月分から特別 徴収を再開できるようにする必要がある。

また、特別徴収の被保険者が死亡した場合の年金保険者による過納保険料の市町村への返還請求について、民法等に基づく時効5年または10年を主張し返還請求されることがあり、介護保険法が定める時効の2年を経過したのちに返還した場合、死亡に伴う清算後の保険料に不足が生じた際に追徴ができない事例が生じている。

介護保険制度を適切に運営するため、介護保険法に定める2年間の時効が到来する前の 事務処理に努めるよう、国において年金保険者の運用の改善を求める必要がある。

(神奈川県担当課:福祉子どもみらい局高齢福祉課)

皿-8 障害児入所施設に入所する児童の成人サービスへの移行に係る受入側事業

所等の取組の評価

提出先 厚生労働省

【提案項目】

障害児入所施設に入所する児童が円滑に成人サービスへ移行することができるよう に体験利用等を受け入れる事業所等の取組について報酬上の評価をすること。

【提案理由等】

児童福祉法の改正により、令和6年4月1日以降、障害児入所施設に入所する障がい児等は原則として18歳になると退所する必要があり、継続して入所が必要と認められた場合であっても、23歳になる前には退所しなければならない。

そのため、障害児入所施設に入所する障がい児等がグループホーム等を始めとする成人サービスに円滑に移行するために、成人サービスの体験利用の重要性が増している。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害児入所施設に入所する障がい児等が成 人サービスの体験利用をする場合に、障害児入所施設側の取組についての報酬が新設された。

また、受入側の事業所等が行う体験利用時の支援については既に報酬上評価されているが、支援が難しい障がい児等の体験利用を受け入れた事業所等について新たな加算を設けるなど、体験利用の受入れを促進する取組が必要である。

(神奈川県担当課:福祉子どもみらい局障害サービス課)

Ⅲ-9 軽度・中等度難聴児の学びの機会確保

提出先 こども家庭庁、文部科学省

【提案項目】

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の学びの機会等を確保するため、補聴器購入費助成制度を全国統一の制度として実施すること。

【提案理由等】

軽度・中等度難聴児の補聴器の装用は、発達の支援に有効とされているが、補聴器は高価なため、生活困窮世帯等では購入できないことがある。

本県では、軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、 平成29年度から県単独事業として助成制度を創設し、また、現在、全都道府県が同様の補助を自 主財源で実施しているが、ハンディキャップのある子どもにも平等に学びの機会が確保されるよ う、国においても一定の財源措置がなされるべきである。

軽度・中等度難聴児への補聴器等補助件数(令和5年度)

| | 耳かけ型補聴器 | | | | | | | |
|------------|-----------|----|----------------|----|--------|----|-----|----|
| 補助対 象人数 | 軽度・中等度難聴用 | | 高度難聴用 重度難聴用 | | イヤモールド | | その他 | |
| | 購入 | 修理 | 購入 | 修理 | 購入 | 修理 | 購入 | 修理 |
| 116 | 66 | 18 | 1 | 0 | 63 | 61 | 15 | 25 |

<対象>

- ○18歳未満
- ○平均聴力レベルで両耳とも原則として30デシベル以上で、15条指定医が補聴器の購入が必要と認めた者
- ○所得制限あり(補装具費支給制度と同様)

Ⅲ-10 発達障がい児者への支援の充実

提出先 こども家庭庁、厚生労働省

【提案項目】

発達障がい児者への支援を充実させるため、児童期だけでなく成人期の発達障がい にも対応できる児童精神科医等の専門医の確保・養成を推進すること。

【提案理由等】

発達障がいに関する診断等のニーズは高いが、発達障がいを的確に診断できる専門医は不足している。これまで「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業」や「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」が実施され、また令和元年度からは「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」が実施されたが、発達障がいの専門的な診断や服薬指導を行える児童精神科医等の不足を根本的に解消する必要がある。

Ⅲ-11 地域生活支援拠点等の整備・運営に対する財源措置

提出先 厚生労働省

【提案項目】

地域生活支援拠点等の整備・運営について、施設整備や人員配置に対する費用等への十分な財源措置を講じること。

【提案理由等】

第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においては、令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする旨規定されている。

本県では、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例~ともに生きる社会を目指して~に基づく 基本計画(障害福祉計画を含む)において、住民に身近な市町村で十分な機能を担う体制の整備 が必要であることから、各市町村において地域生活支援拠点等を整備することを成果目標とし、 取組を進めているが、一部の市町村からは、特に緊急時の受入れ先となる事業所における人材不 足や、地域生活支援拠点等に必要な機能を確保するための財政負担が過重であることなどが課題 となり、整備が進まないとの声がある。

国の基本指針に規定された目標を達成するためにも、地域生活支援拠点等の施設整備や、必要な機能を確保するための人員配置に対する費用等について、国による十分な財源措置が必要である。

(神奈川県担当課:福祉子どもみらい局障害サービス課)

Ⅲ-12 障害児支援補助事業における確実な財政措置

提出先 こども家庭庁

【提案項目】

児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金に統合された「地域障害児支援体制強化事業」及び「医療的ケア児等総合支援事業」については、明確な根拠が示されないまま基準額による補助上限が設定され、都道府県及び市町村は超過負担が発生するため、国において基準額の見直し等の必要な財政措置を講じること。

また、令和5年度のこども家庭庁発足の際には、従来実施していた事業の負担割合 等が十分な説明もなく変更され、実施主体である都道府県及び市町村に混乱が生じた ことから、負担割合の変更等の制度を見直す場合には、都道府県及び市町村に事前に ヒアリングを行うなど、十分な準備を講じること。

【提案理由等】

障害児支援関連の国庫補助事業については、令和5年4月のこども家庭庁の発足に伴い、その 多くが厚生労働省からこども家庭庁に移管されたが、同時に補助内容が大幅に変更された。

特に「地域障害児支援体制強化事業(旧事業名:児童発達支援センターの機能強化、巡回支援専門員整備)」については、令和4年度まで障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として国による補助がなされていたが、こども家庭庁移管後は、地域生活支援事業の枠組みから除され、人口規模等を考慮しない国庫補助基準額が新たに設定されたことから、従来よりも制約された形で国による補助がなされている。

同様に「医療的ケア児等総合支援事業」においても、国庫補助基準額による上限額が設定されているため、事業を実施する都道府県及び市町村は、超過負担が発生する場合もある。

このような状況は、事業の拡大はもとより、事業の維持が困難になるおそれも想定されることから、国において必要な財政措置を講じるべきである。

あわせて、負担割合の変更や制度の見直しをする場合には、都道府県及び市町村の財政に多大な影響を及ぼすことから、実施主体である都道府県や市町村に意見を徴した上で、十分な説明を 事前に講じるべきである。

Ⅲ-13 日常生活用具の要件の見直し

提出先 厚生労働省

【提案項目】

障害者総合支援法に基づく日常生活用具について、障がい児者をとりまく実情にあった要件の見直しを図ること。

【提案理由等】

日常生活用具の給付等は、市町村が行う地域生活支援事業の必須事業であるが、日常生活用具の要件は、厚生労働省告示により規定されている。

このうち、「日常生活品として一般に普及していないもの」との要件は、障がい児者用に特化した用具であることを求めるものと解される。しかしながら、ユニバーサルデザインの普及により、障がい児者の日常生活上の便宜を図るための用具が必ずしも障がいに特化したものとは限らないこと、また、機器の多機能化、高機能化により、スマートフォンのアプリケーションやソフトウェア等、障がい児者用であっても、比較的容易に入手することができるものがあることから、市町村が日常生活用具の対象に含めるか、判断に苦慮する要因となっており、現状に即していない。

国は、こうした状況の変化に対応し、当該要件の廃止も含め、日常生活用具の要件の見直しを図るべきである。

Ⅲ-14 地域活動支援センターへの補助標準額の見直し

提出先 厚生労働省

【提案項目】

市町村が地域活動支援センターに補助する標準的な額(以下「国庫補助加算標準額」という。)を改めて示すこと。

また、地域活動支援センター機能強化事業が含まれる地域生活支援事業は、市町村の超過負担が恒常化しており、国庫補助加算標準額の見直しにより更なる負担の増加が想定されることから、国において必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

国は平成18年の障害者自立支援法の施行に合わせて、市町村に対して国庫補助加算標準額を示したが、その後更新していない。

県内では、地域活動支援センターがある市町村のうち、約半数が当時の国庫補助加算標準額を 準用しており、平成18年以降の最低賃金の引上げや昨今の物価高騰が反映されていないため、国 として最新の状況を踏まえた国庫補助加算標準額を示すべきである。

あわせて、地域活動支援センター機能強化事業が含まれる地域生活支援事業は、市町村の超過 負担が恒常化しており、国庫補助加算標準額の見直しにより更なる負担の増加が想定されること から、国において必要な財政措置を講じるべきである。

Ⅲ-15 障害者就業・生活支援センターの体制強化

提出先 厚生労働省

【提案項目】

障がい者雇用の一層の促進を図るためには、身近な地域における障がい者への就労支援の充実が必要である。そこで、原則として、障害保健福祉圏域ごとに設置され、各地域における障がい者への就労支援の中核を担っている障害者就業・生活支援センターについて、必要な職員の配置や地域の実情に応じた柔軟な増設を可能とすることにより、センターの体制強化を図ること。

【提案理由等】

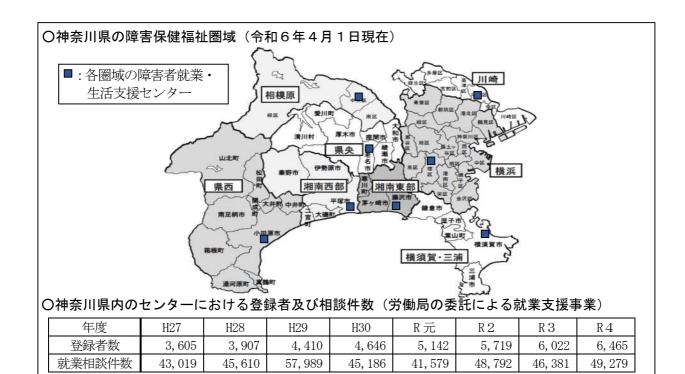
障がい者の就労の場は、通勤に必要な体力などを考えると、できるだけ身近な地域に確保されることが望ましく、就労支援機関も同様に、身近にある機関において、障がい者一人ひとりに合ったきめ細かい支援を提供できることが望ましい。

障害者就業・生活支援センター(以下「センター」という。)は、障がい者の就業・職場定着 や生活支援などの相談業務、また、地域の関係機関との連絡調整業務など重要な役割を担ってい る。

しかし、近年、センターへの登録者数及び難しいケースの相談件数が増加傾向にあることから、現状でも相談対応に職員が多くの時間を割く中、今後、もう一方の重要な業務である地域における関係機関の連携拠点としての役割を十分に果たすことが難しくなるおそれがある。

また、現在、センターは国の基準により、県内には8箇所設置されているが、住所地からセンターへのアクセスが容易でない場所もあり、利用を希望する障がい者がいながら、必要な支援を受けられない状況も見受けられる。特に、平塚市、秦野市、伊勢原市等で構成されている湘南西部圏域は、秦野市内からセンターが設置されている平塚市へのアクセスが大変不便であり、秦野市からセンターの設置の要望が本県に提出されている。

こうした状況を改善し、センターがより一層、地域における就労支援の中核を担っていけるようにするためには、必要な職員の配置に向けた経費の増額が必要である。さらに、障がい者の利便性の向上を図り、一人ひとりのニーズに合った支援を提供するためには、地域の実情に応じて柔軟にセンターを増設できるよう、基準の見直しが必要である。



Ⅲ-16 筋電義手の普及に向けた支援

提出先 厚生労働省

【提案項目】

筋電義手の利用を希望する全ての人に訓練用の筋電義手が行き渡るよう、病院等に対する「補装具装用訓練等支援事業」の補助対象及び対象経費の使途を拡充し、十分な財政措置を講じること。

【提案理由等】

筋電義手が、障害者総合支援法の補装具支給の対象となるためには、長期の装用訓練を要するが、それに必要な訓練用筋電義手の確保はこれまで主に病院等の負担で行われてきた。

こうした中、国では令和3年4月に補装具装用訓練等支援事業を立ち上げたが、その対象は小児に限定しており、財源も十分とは言えない状況である。

また、医師や作業療法士等の訓練に従事する職員の人件費も病院等の大きな負担となっており、普及が進まない要因の一つとなっている。

筋電義手の普及に向けては、利用を希望する全ての年代に支援対象を拡大するとともに、訓練を実施するすべての病院等が人件費を含めて費用負担をすることなく筋電義手の装用訓練を行えるよう、国における十分な財政措置が必要である。

(神奈川県担当課:健康医療局県立病院課)

Ⅲ-17 病床機能報告制度等の運用の改善

提出先 厚生労働省

【提案項目】

医療法に基づき各医療機関から報告を求める病床機能報告制度や外来機能報告制度 について、報告様式を統合するなど、医療機関等の作業軽減を目指した効率的な制度 の運用を行うこと。

なお、病床機能の結果の公表又は都道府県への提供を行う際には、地域医療構想の 推進に資するため、秘匿化を行わない又は秘匿化の対象を最小限とすること。

【提案理由等】

現在、医療法に基づき、病床機能報告制度や外来機能報告制度が運用されている。

これらの制度は、医療機関の自主的な報告に基づき、国や都道府県が医療計画や地域医療構想の推進に向けた施策を検討するに際しての重要な基礎データとなっている。

しかしながら、それぞれの様式に必要事項を入力しなければならない医療機関にとって、その 事務作業は膨大であり、また、医療機関数の多い都道府県にとっては、その確認作業も大きな負担となっている。

今後、国は2040年を見据えた次期地域医療構想の策定の検討を開始する方向性を示しているが、この際、それぞれの様式を統合して1つにまとめる、また、報告項目は真に必要なもののみに見直しを行うなど、制度の運用について再検討し、様々な報告制度があることに伴う報告側、報告を受ける側双方の負担軽減を目指した、効率的な制度の運用を行うこと。

なお、病床機能報告の報告項目において、救急医療の実施状況や算定する入院基本料・特定入 院料等の状況、幅広い手術の実施状況等については、件数が1件から9件までの場合に「*」と して秘匿化して公表されている。

また、年間と月別のように合計科目に対する内数に「*」がある場合にはその合計科目も「*」として公表されている。

これらの報告項目は、各病棟における医療機能の内容を定量的に分析する上で重要な項目を含んでおり、具体的な数値が把握できれば、今後「地域包括医療病棟」における医療提供の状況などを把握し、病床機能の分化・連携を推進していく上でも有効である。

そこで、定量的な分析を行う際には、全国の状況や、他県の状況も参考となるため、そうした 比較が行えるよう、全国のデータについて秘匿化を行わない又は秘匿化の対象を最小限として公 表又は都道府県への提供を行う必要がある。

(神奈川県担当課:健康医療局医療企画課)

【提案項目】

救急医療体制の整備と充実・強化を図るため、次の措置を講じること。

- 1 救急医療体制の充実
 - 医療提供体制推進事業費補助金 (統合補助金) について、調整率による減額は行わず、基準額による支援ができるよう十分な財源措置を行うこと。
- 2 アレルギー疾患対策におけるプレホスピタルケア (病院前救護)の充実 食物アレルギーによるアナフィラキシーショック発症時において、本人に「自己 注射が可能なエピネフリン製剤 (以下、エピペンという。)」が処方されていない 場合でも、救急救命士がエピペンを使用できるよう、エピペンの救急車への搭載を 早期に可能とするなど、プレホスピタルケアの充実を図ること。

【提案理由等】

- 1 高度・専門的・特殊な医療を担う救急医療機関は、人手がかかり不採算となりやすいため、 良質かつ適切な医療を提供する点から救急医療機関の運営費に対する支援は重要である。 しかし、これらを補助する医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)については、ド クターへリの運営費以外は毎年調整率により減額されているため、基準額どおりの支援がで きるよう財源の拡充が必要である。
- 2 平成24年12月に学校施設内で食物アレルギーによる児童の死亡事故が発生し、アナフィラキシーショック発症時におけるプレホスピタルケアの充実が課題となっているが、現在、国の通知(平成21年3月2日付け厚生労働省医政局指導課長通知)により、救急救命士によるエピペンの使用について、あらかじめ本人に処方されている場合に限り使用することができることとなっている。

アナフィラキシーショックを発症し生命が危険な状態にある場合、適切なタイミングで迅速にエピペンを使用することが救命率の向上につながっている。

さらに、エピペンは体重に合わせ2種類の規格があるのみで、生命にかかわる副作用もないと考えられることから、エピペンを救急車に搭載し、医師の指示の下、救急救命士によるエピペン使用を図ることが非常に重要である。

エピペン搭載については、令和4年度地方分権改革に関する提案募集において、県が相模 原市と共同で提案し、現在、国において実証実験の実施に向けた検討が行われているところ であるが、早期に実現を図る必要がある。

Ⅲ-19 精神科医療の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

精神疾患の人がいつでも適切な医療を受けられるようにするため、休日・夜間における精神科救急医療体制の整備・充実のための十分な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

精神科救急医療体制については、平成22年度の精神保健福祉法改正で都道府県に精神科救急医療体制整備の努力義務が課され、平成24年3月の国指針で精神科救急医療体制の確保・維持が示されているが、本県では、それに先駆けて24時間365日の体制を整備し、運営してきたところである。

そうした中、平成28年度から、本県の精神科教急医療体制を維持する上で不可欠な財源である精神保健費等国庫負担(補助)金のうち、常時対応型医療施設の補助単価が減額となったことから、本県では補助単価の減額による体制の縮小を避けるため、国の補助に県の上乗せ補助を行い、精神科教急医療体制を運営している状況である。

本県の人口当たりの精神病床数は全国で最も低い水準にあるが、こうした状況において、現在の補助単価では、特に休日や夜間に精神科救急医療体制を維持するための病床確保が困難であることから、精神科救急医療体制を適切に運営し、更なる充実を目指すため、地域の実情に応じた補助単価の見直しなど、国による財源措置が必要である。

Ⅲ-20 入院者訪問支援事業の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

新たに精神保健福祉法に規定された入院者訪問支援事業を円滑かつ適切に実施し、 訪問支援を希望する入院者への支援を充実するため、国において、事業を実施する都 道府県等に対して十分な財源措置を行うとともに、実施方法について統一したルール を設けること。

【提案理由等】

入院者訪問支援事業については、精神科に入院している支援対象者の自尊心の低下、孤独感、 日常の困りごと等の解消が期待され、令和6年4月に施行される精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律の改正で都道府県等の任意事業として規定された。国からは各都道府県等に対し、積 極的な実施が呼びかけられている。

本県においても、令和6年度から本事業を実施するが、訪問支援の希望があった入院者への訪問支援員及び日程の調整、訪問支援員養成研修の実施等の様々な業務が必要となるため、本県のように人口規模の大きい自治体では、事業規模に見合った予算措置を行うことが困難であり、十分な支援を実現できないことも想定される。

また、事業実施に当たり、例えば、支援対象者を患者住所地基準とするか、病院所在地基準とするかといったことや訪問頻度の判断が各地方自治体に委ねられていることから、その判断が各地方自治体で異なる場合、支援が受けられない者が生じたり、支援内容に差が生じることも懸念される。

このため、国の責任において、事業実施自治体への十分な財源措置を行うとともに、支援対象 者や支援内容に差が生じないよう統一したルールを設けることが必要である。

Ⅲ-21 県アレルギー疾患医療拠点病院に対する補助

提出先 厚生労働省

【提案項目】

アレルギー疾患対策基本指針改定に伴い、県アレルギー疾患医療拠点病院に対し、 国の求める相談窓口の設置や人材育成を推進するための費用について財政措置を行う こと。

【提案理由等】

令和4年3月にアレルギー疾患対策基本指針が改正され、「アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項」において、中心拠点病院と同じく都道府県拠点病院にも適切な情報の提供、アレルギー疾患医療に関する専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成推進等が求められている。

中心拠点病院に対してはアレルギー疾患医療提供体制整備事業による補助が行われていることからも、中心拠点病院と同様に県拠点病院へ求められる機能のうち、診療報酬を得ることができない相談窓口の設置や医療従事者に対する研修支援等、県拠点病院の機能強化のための財政措置が必要である。

提出先 厚生労働省

【提案項目】

がん対策の推進を図るため、次の措置を講じること。

1 がん検診受診率の向上

市町村が、より効果的ながん検診及び受診勧奨を行うことができるよう、十分な財政措置を講じること。

- 2 がん患者支援
- (1) アピアランスケア

がん医療の進歩によって、治療を継続しながら、学業や仕事と両立するがん患者が増える中、治療に伴う外見変化に対するサポートが重要になっていることから、ウィッグ等の購入費に対し、国として支援制度を構築すること。

(2) 治療と仕事の両立支援

がん患者の治療と仕事の両立の推進に向けて、企業(特に中小企業)の積極的な取組を促進するため、国として企業に対する助成制度を拡充すること。

(3) 若年がん患者在宅支援

末期がんの若年がん患者が住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活を送れるよう、訪問介護サービスや福祉用具の購入等、在宅で生活するために必要な経費に対する支援制度を国として構築すること。

- 3 全国がん登録における体制の整備
 - 全国がん登録データをより充実させるため、TNM分類等の収集項目の追加を行うこと。
- 4 がん診療連携拠点病院の機能強化

がん患者が身近な地域で安心して質の高いがん医療や相談支援を受けられるよう、がん診療連携拠点病院の機能強化を図るために、がん診療連携拠点病院への支援に対する十分な財政措置を行うとともに、診療報酬の更なる充実を図ること。

【提案理由等】

1 がん検診受診率の向上

市町村が実施するがん検診やその受診勧奨に対する国からの補助額が十分ではなく、市町村の負担が大きいことから、十分な財政措置等を行う必要がある。

2 がん患者支援

(1) アピアランスケア

抗がん剤などの副作用による脱毛や爪の変化は、人目につきやすいため精神的ショックが大きく、がん患者にとって社会生活に苦痛を抱える一因となることから、一部の地方自治体では、ウィッグ等の購入や爪のケアに係る費用に対する助成制度を実施している。それにより、地域間格差が生じているため、どこに住んでいても受けられるよう、全国レベルで支援制度を構築する必要がある。

(2) 治療と仕事の両立支援

就労可能年齢(20歳から64歳まで)でがんに罹患している者が増加する中、医療の進歩により治療と仕事を両立できる可能性が高まっている。しかし、企業、中でも中小企業においては、柔軟な休暇制度、勤務制度等両立を可能とする社内制度の整備が進んでいない。今後、企業の積極的な取組を促すには、現行の国の助成制度を更に拡充する必要がある。

(3) 若年がん患者在宅支援

訪問介護サービスや福祉用具の購入等、在宅で生活するために必要な経費に対する助成制度を実施している地方自治体が増えている中、住んでいる地域によっては、支援を受けられない格差が生じていることから、どこに住んでいても受けられるよう全国レベルで支援制度を構築する必要がある。

3 全国がん登録における体制整備

がん登録推進法が公布されて5年以上が経過し、全国がん登録による罹患数等の公表もされたことから、全国がん登録を用いた分析や研究を今後更に拡大、加速化させるためには、がんの進行度を表す「TNM分類」等を新たな収集項目として追加する必要がある。

4 がん診療連携拠点病院の機能強化

がん診療連携拠点病院の機能強化のために交付される「がん診療連携拠点病院機能強化事業 費補助金」については、その一部を都道府県が負担するものであることから、都道府県の財政 状況により交付額に格差が生じている。その格差をなくすために、国の負担を大幅に増やす必 要がある。

また、当該補助金の対象は、診療報酬の対象にならない医師等に対する研修、相談支援、が ん情報の収集・提供等に限られていることから、がん診療連携拠点病院加算等の診療報酬も更 なる充実が必要となる。

Ⅲ-23 肝疾患対策の推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

ウイルス性肝炎から重篤化した場合の肝がん・重度肝硬変に係る医療費助成制度について、全額国の負担とするなど、国の責任において財政措置を講じること。

【提案理由等】

我が国のB型・C型肝炎ウイルスの患者・感染者数は200万人を超えていると推定され、ウイルス性肝炎は国内最大の感染症とも言われている。

平成30年12月より肝がん・重度肝硬変の助成制度が始まっているが、十分な事前の協議もなく 一方的に都道府県に対して2分の1の負担を強いている状況である。

さらに、令和3年4月及び令和6年4月からの要件緩和や対象拡大部分についても、都道府県の負担は2分の1となっている。

肝炎対策基本法の前文において、B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染について国の責任を明記した上で、国が肝炎対策を総合的に策定し、実施することを定めていることから、全額国の負担とするなど、国の責任において財政措置を講じる必要がある。

提出先 厚生労働省

【提案項目】

難病対策等のより一層の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 都道府県の財政的負担の解消 難病法に基づく特定医療費の支給認定の事務に係る都道府県の費用負担を軽減す るために必要な財源措置を行うこと。
- 2 難病医療提供体制整備の支援 難病医療協力病院に指定された病院については、診療報酬の加算など、一定の優 遇措置を図ること。

【提案理由等】

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく新たな難病制度の運営状況を踏まえ、患者の 立場に立ったよりよい環境整備や支援策を講じるため、次のとおり提案する。

1 難病法の施行に伴い、指定難病に係る特定医療費については、国が2分の1を負担すること になっているが、特定医療費支給の前提となる支給認定の事務に関する経費については、都道 府県のみが負担することとなっている。

本来、難病患者の経済的負担の軽減は国の責任において実施されるべきものであることから、支給認定事務費についても、早期に国の負担とし、都道府県の財政的負担の解消を行う必要がある。

2 国は、難病医療提供体制整備に当たり、各都道府県において、難病診療連携拠点病院、難病 医療協力病院等を指定するよう求めている。現在本県では、難病診療連携拠点病院として4箇 所、難病医療協力病院として29箇所を指定している。

拠点病院には、患者の早期診断・治療のほか、相談窓口の設置や県内医療関係者への研修など、様々な業務が求められており、また、協力病院においても、治療や拠点病院との連携のほか、難病医療の実績報告など、指定前よりも業務が増加しているが、拠点病院に対しては難病治療研究センターを運営する経費に対する一部補助がなされている一方で、協力病院に対しては特段のインセンティブはない。

全国的に体制整備を更に充実させていくためには、病院による体制整備参加への動機付けが 必要であると考えられるため、指定された病院に診療報酬加算を行うなど、何らかの支援を国 の責任において実施していく必要がある。

提出先 厚生労働省

【提案項目】

移植医療等の充実を図るため、次の措置を講じること。

1 臓器移植医療のための体制整備 臓器移植医療の一層の充実を図るため、都道府県臓器移植コーディネーターの設置に係る十分な財政措置を講じること。

2 骨髓移植対策

- (1) 白血病等の患者が骨髄移植を受ける機会を十分に確保できるよう、地方自治体等が行う骨髄ドナー登録事業の推進に必要な財政措置を行うこと。
- (2) 骨髄ドナー休暇制度の導入を国が経済団体等に直接働きかけること。 また、制度を導入した企業や、制度の対象とならない非正規雇用者や自営業者 に対して、国として支援制度を構築すること。

【提案理由等】

1 臓器移植医療のための体制整備

都道府県臓器移植連絡調整者(都道府県臓器移植コーディネーター)設置事業については、 平成15年3月20日付け厚生労働省健康局長通知等により、都道府県が主体的に事業を実施して おり、都道府県臓器移植コーディネーターの人件費については、財政措置がなされている。

しかしながら、24時間、365日対応できるよう複数人員を配置するためには、更なる財政措置が必要である。

2 骨髓移植対策

- (1) 骨髄バンクのドナー登録者数は、年齢超過による抹消が増加する一方で、ドナー登録の推進に当たっては、ボランティアの力に頼らざるを得ない現状がある。このような状況から、 今後の骨髄ドナー登録事業推進のため、地方自治体が安定的に普及啓発等の施策を実施できるよう、国による財政措置が必要である。
- (2) 骨髄の提供に当たっては、事前の検査や入院におおむね7日間程度要することから、ドナーに提供意思はあっても仕事を休めず、骨髄の提供に結びつかないことがある。そのため、 国が経済団体等に骨髄ドナー休暇制度の導入を働きかけることが有効である。

また、ドナー休暇制度を導入した企業や休業により直接的に収入に影響が生じるドナーに対する支援制度を実施している地方自治体が増えている中、ドナーが住んでいる地域によっては、支援を受けられない格差が生じていることから、どこに住んでいても受けられるよう全国レベルで支援制度を構築する必要がある。

Ⅲ-26 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状対策

提出先 厚生労働省

【提案項目】

新型コロナウイルス感染症において、罹患後症状に悩む患者を救済するため、国の 責任において、専門家による分析・検証を行い、罹患後症状の発症メカニズムの実態 解明や治療薬の開発を早急に進めること。

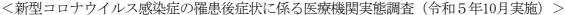
【提案理由等】

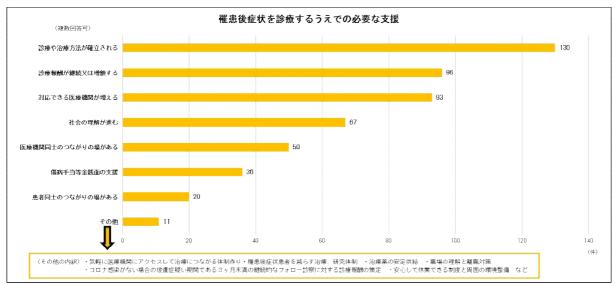
新型コロナウイルス感染症については、様々な罹患後症状が報告されているが、未だ、これら 罹患後症状の発症メカニズムの実態が解明されていないことから、症状に苦しむ患者の治療機会 を十分に確保することが困難となっている。

本県においては、罹患後症状に対応する医療機関の拡充に取り組んできたところであるが、令和5年10月に医療機関における診療実態に関する調査を実施したところ、罹患後症状を診療する上で必要な支援として、診療や治療法の確立を挙げる医療機関が多数であった。

また、罹患後症状に悩む患者の中には、長期間に渡り症状に苦しみ、中には失業に至るなど生活に支障が生じるケースが見られる。

そこで、国においては、その責任において、専門家による分析・検証を行い、罹患後症状の発症メカニズムの実態解明や治療薬の開発を早急に進めることが必要である。





(神奈川県担当課:健康医療局健康危機・感染症対策課)

Ⅲ-27 新型コロナウイルス感染症以外の感染症における対策の強化

提出先 厚生労働省

【提案項目】

新型コロナウイルス感染症以外の感染症について、対策を強化する必要があるため、次の措置を講じること。

- 1 結核病床の運営に関する財政支援 結核医療提供体制を維持するため、結核病床の運営に係る財政支援をすること。
- 2 エイズ対策の推進に関する財政支援 エイズ患者及びHIV感染者を早期発見するため、エイズ対策に係る財政支援を 強化すること。

【提案理由等】

1 感染症指定医療機関の感染症病床については、医療施設運営費等補助金において、その運 営費が措置されているが、結核病床については、その対象外とされ、財政支援が措置されて いない。

結核患者は今なお多数発生しており、入院病床の確保は必要であることから、感染症病床と同様、結核病床についても、医療提供体制を維持するため、医療施設運営費等補助金の対象とするなどの財政支援が必要である。

本県の新規結核患者数の推移

| | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 |
|------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 新規結核患者数(人) | 1, 024 | 987 | 808 | 748 | 702 |

2 本県におけるエイズ患者数とHIV感染者数を合わせた2023年の新規報告数は49件と前年に比べ増加しており、また、そのうちの約3割が感染時ではなく、発症時に判明したものとして報告されており、検査体制の強化による感染者の早期発見が大きな課題となっている。本県では、保健所での直営検査と、民間の医療機関と連携した委託検査をそれぞれ実施する体制を整えているが、国庫補助金を算出するための単価が、検査体制を確保するための費用を十分賄えるものとなっていないことから、補助単価の増額が必要である。



提出先 厚生労働省

【提案項目】

国の風しんに関する追加的対策については、対象者である働き盛りの世代の男性が 抗体検査や予防接種を受けやすくするよう、しっかりと体制を整備するとともに、予 防接種や抗体検査が滞りなく実施されるよう、風しん含有ワクチンや検査キットの生 産及び流通に関し、在庫量の不足や偏りが生じないようにすること。

また、先天性風しん症候群の発生を防止するとともに、風しんの流行を繰り返さないためにも、この追加的対策の効果について、実施状況や患者の発生状況、抗体保有率等に基づきしっかりと検証を行い、必要に応じて追加的対策の対象者の範囲を拡大するなど、実効性のある風しん対策を講じること。

【提案理由等】

風しんは、一定の周期で大流行する傾向にあり、平成30年度末には、首都圏を中心に、患者の発生数が増加した。令和4年3月下旬には、全国における風しん報告数が0になるなど、発生数は落ち着いているものの、まだ、軽視はできない状況である。

そこで、本県では、風しん対策について企業や団体等に積極的に周知するとともに、風しん患者の発生状況を踏まえ、県独自で30代と50代後半の男性を対象とした無料の風しん抗体検査を、令和元年度から新たに実施している。

国が令和元年度から実施している、風しんに関する追加的対策について、引き続き、できる限り対象者の利便性の向上を図り、一人でも多くの方に受検していただくことが必要である。その際には、風しん含有ワクチンや検査キットの在庫量の不足や偏りが生じないようにすることが不可欠である。

今後、先天性風しん症候群を発生させない、風しんの流行を繰り返さないためには、追加的対策の対象者の範囲について、予防接種制度や全国一律の抗体保有率に着目するだけなく、都道府県別に追加的対策の実施状況や患者の発生状況、抗体保有率等を調査分析するなど、効果検証をしっかりと行い、必要に応じて追加的対策の対象者の範囲を拡大するなど、実効性のある風しん対策を講じる必要がある。

(神奈川県担当課:健康医療局健康危機・感染症対策課)

Ⅲ-29 WHO推奨ワクチン及び予防接種の再接種の定期接種化

提出先 厚生労働省

【提案項目】

予防接種は健康における安全保障であるため、WHOが推奨するワクチンのうち、 未だ定期接種化されていないムンプスについて、専門部会における接種の安全性に係 る検討を進め、早急に定期接種化を図ること。

また、骨髄移植等により抗体が失われた者が行う再接種について、定期接種化を図ること。

【提案理由等】

平成26年10月から、水痘、成人用肺炎球菌の2ワクチンが、平成28年10月から、B型肝炎ワクチンが、令和2年10月から、ロタワクチンが定期接種化されることになった。WHOが推奨するワクチンのうち、ムンプスについては、現在、専門部会において副反応等に係る検討が行われているが、VPD (ワクチンで防げる病気)の予防を更に促進するためには、早急に定期接種化する必要がある。

また、骨髄移植等により抗体が失われた者については、移植後に予防接種の実施が推奨されているが、接種費用が被接種者の全額自己負担となる場合があり、被接種者の大きな負担となっていることから、定期接種化の必要がある。

[WHO推奨予防接種における日本の定期接種実施状況]

| WHO推奨予防接種 | 日本における定期接種 実施状況 |
|----------------------------|--------------------|
| BCG(結核) | 0 |
| ポリオ | 0 |
| DTP (D:ジフテリア、T:破傷風、P:百日せき) | 0 |
| 麻しん | 0 |
| 風しん | 0 |
| ムンプス (おたふくかぜ) | × |
| B型肝炎 | 0 |
| HIb (インフルエンザ菌b型) | 0 |
| 肺炎球菌(小児) | 0 |
| HPV (子宮頸がん予防) | 0 |
| ロタ | 0 |

(神奈川県担当課:健康医療局健康危機・感染対策課)

Ⅲ-30 心のサポーター養成の推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

心のサポーターの養成については、より多くの方をサポーターに養成できる研修手 法の開発を行うとともに、都道府県に対して十分な財源措置を行うこと。

また、本研修を大学の授業等でも実施できるように研修時間を検討すること。

【提案理由等】

心のサポーターの養成は、メンタルヘルスに対する正しい知識や、心の不調を抱える方に寄り添うことの重要性を多くの方に理解していただく取組として大変重要であり、本県では、国のモデル事業として令和3年度から養成研修を実施している。一方、国では、令和15年度までに全国で100万人のサポーターを養成するという目標を掲げており、目標を達成するには、サポーターの養成を加速させる必要があることから、効果的、効率的にサポーターを養成できる研修手法の開発及び人件費も含めた十分な財源措置が必要である。

また、本研修の研修時間は 120 分と定められているが、大学の授業は1コマ 90 分が多く、大学の授業の一環として行うに当たり、連携の妨げになることもあった。大学等と連携して本研修を実施できるように研修時間を柔軟に検討する必要がある。

神奈川県におけるモデル事業の実績

| | 研修回数 | 養成人数 | 備考 |
|-------|------|--------|-----------------|
| 令和3年度 | 10回 | 675人 | |
| 令和4年度 | 13回 | 534人 | 職域実施分含む(3回268人) |
| 令和5年度 | 13回 | 797人 | 職域実施分含む(3回246人) |
| 合計 | 36回 | 2,006人 | |

Ⅲ-31 原爆被爆者二世に対する支援

提出先 厚生労働省

【提案項目】

原爆被爆者二世に対して、医療費助成などの援護施策の充実を図ること。

【提案理由等】

現在、原爆被爆者二世の援護施策は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」には規定されておらず、健康診断については国庫補助により全国的に実施されているものの、被爆者に対して行われているようながん検診費用や医療費の助成などは行われていない。

しかしながら、原爆被爆者二世は、被爆者と同様に、健康面で大きな不安を抱えながら生活しており、国による統一的な健康管理事業の実施や医療費の助成などの援護施策について、法律に規定し、がん検診費用や医療費の助成などについても国が財源措置を行い、原爆被爆者二世が安心して生活できるよう支援する必要がある。

(神奈川県担当課:福祉子どもみらい局福祉部生活援護課)

Ⅲ-32 医療的ケア児等の支援に必要な看護師の確保

提出先 こども家庭庁、厚生労働省

【提案項目】

医療的ケア児等がその居住する地域にかかわらず、等しく適切な支援が受けられるよう地域資源や人材確保等の充実強化を図る必要があることから、次の措置を講じること。

看護師配置に必要な報酬の引上げ

看護職員の配置が必要となる障害福祉サービス事業所等においては、利用者数に 関わらず常に看護職員を確保できるよう、障害福祉サービス報酬そのものの大幅な 引上げを行うこと。

【提案理由等】

医療的ケア児が増加する中、医療的ケア児を在宅で支える医療人材をはじめとする医療資源は 依然として不足しており、家庭での生活、通学及び学校での活動等における医療的ケアが、保護 者の大きな負担となっている。

そのような中、医療的ケア児とその介護を担う家族等が地域で安心して生活するためには、看護師の配置が必要な障害福祉サービス事業所等を利用することになるが、看護師などの確保が困難であるため、開設が進んでいない現状がある。

看護師の配置にかかる費用は全国一律に設定されている障害福祉サービスの報酬に含まれ、令和6年度の報酬改定において福祉・介護職員の処遇改善加算対象職種に看護師も含まれたが、地域によって看護師の報酬水準に差がある実態に即したものとなっていないことが、看護師の確保を難しくしていると考えられる。

以上のことから、看護職員に係る障害福祉サービス報酬そのものの大幅な引上げが求められる。

【提案項目】

国民健康保険制度の安定化及び効率化を図るため、次の措置を講じること。

- - 額等については、療養給付費等負担金や地方交付税に係る錯誤措置の取扱を踏ま え、5か年の間は全額申請できるよう交付基準を見直すこと。
- 2 減免措置に対する特別調整交付金等による財政支援の拡充 市町村が低所得者に対し行っている、一部負担金や保険料(税)の減免措置は 「自治体の責めによらない要因」による財政負担であり、市町村の実情を踏まえ、 特別調整交付金の交付基準を見直し、補助対象範囲の拡大を図ること。
- 3 急激な医療費の増大に備えた財政措置の拡充 不測の事態が生じた場合においても、都道府県が確実に市町村の保険給付に要す る費用を全額交付するには、都道府県の保険給付費の規模に見合った適切な積立額 を財政安定化基金に確保することが必要であることから、国においてそのために必要な財政措置を講じること。
- 4 特定健康診査・特定保健指導の単価等の見直し 市町村が行う特定健康診査・特定保健指導において、制度の確実な実施を図るため、診療報酬単価を目安にした標準単価を設定するとともに、必要な財源措置を行

うこと。 また、特定健康診査等の国民健康保険組合補助において、国として必要な予算を 確保し、国民健康保険組合の事業実施を支援すること。

- 5 子ども・子育て支援金制度導入に伴う財政負担への支援
 - 子ども・子育て支援金制度の導入に当たり、被保険者が納める医療保険料に上乗せして徴収されることから、国の責任において丁寧な周知広報を行うことにより、支援金制度の概要・目的や使途等について被保険者の理解を得られるようにするとともに、低所得である被保険者の負担を軽減するための十分な措置を講じること。また、同制度の導入に伴い、医療保険者における保険料徴収や窓口対応、システム改修等の対応が必要となることから、人件費をはじめ、新たに必要となる費用に対し、財政支援を行うこと。
- 6 マイナ保険証利用に係る周知啓発の実施及び事務負担への財政支援 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に当たっては、医療保険加入者情報へ のマイナンバーの紐付け誤りや、オンライン資格確認等システムにおける自己負担 割合の誤表示等のトラブル事例に対する不安払拭への対応に加え、利用のメリット など、県民・国民がマイナ保険証について一層の理解を深めるための取組を、国の

責任において進めること。

また、取組内容の決定と実施に当たっては、医療保険者における新たな事務負担 や混乱が生じないよう、医療保険者の意見を十分踏まえるとともに、健康保険証廃 止に向けた準備やトラブル対策のために生じている事務負担については、財政措置 を確実に講じること。

【提案理由等】

1 財政調整交付金の申請誤り等により生じた財政負担となる影響額等については、厚生労働 省保険局国民健康保険課長通知による特別調整交付金(その他特別な事情がある場合)の交 付基準において、前年度の影響額等に限ってその10分の8を申請できることとされている。

一方、会計検査の指摘や自主点検により発覚した超過交付分については5か年遡って返還することとされており、同じく国庫から交付される療養給付費等負担金は、影響額等全額が5年間遡及して交付されている。また、地方自治体間の所得調整という点で類似した性格・仕組みをもつ地方交付税では、過去5か年まで発覚した錯誤に係る追加交付を認めている。

平成30年度の国保制度改革による財政運営の都道府県単位化に伴い、申請誤り等により生じる財政負担の影響は、管内全市町村に広範囲に及ぶようになり、またその影響額も大きく、国民健康保険制度の安定的な運営に支障が生じるものとなっていることから、財政調整交付金の申請誤り等により生じる財政負担となる影響額等についても、5か年の間は全額申請できるよう交付基準の見直しを求める必要がある。

2 国民健康保険が抱える「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」という「構造的な課題」の解決のため、平成30年度から実施されている財政基盤強化策では、特別調整交付金の拡充により「自治体の責めによらない要因」による財政負担への財政支援強化が行われ、低所得者の一部負担金減免や保険料(税)減免についても交付対象としている。

しかし、その交付対象は、低所得者への一部負担金減免については、生活扶助基準の見直 しの影響も配慮しながら対象としている一方で、保険料(税)減免については、大規模災害 や離職者に係る減免等に限定され、多くの県内市町村で行っている収入減少や低所得に対す る減免については、「自治体の責めによらない要因」によるにもかかわらず、特別調整交付 金の交付対象となっていないため、市町村では一般会計からの法定外繰入れによって減免を 実施せざるを得ない実態がある。

市町村の財政力に関係なく低所得者対策を推進し、保険料(税)減免措置の標準化と定着を図るためには、実態を踏まえた特別調整交付金の交付対象の拡大を行うことが必要である。

3 令和3年度から令和4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初の見込みを大幅に超えて保険給付費が急激に増加し、都道府県財政安定化基金の財源が枯渇しかねない状況が生まれたが、今後もこうした状況が生じることが危惧されるところである。全国市町村国保の年間保険給付費約7兆5千億円の約2.6%程度にとどまっている2,000億円の財政安定化基金(本体基金)の規模について、保険給付費の急激な増大に対応できるよう、国民健康保険組合が法令に基づき積立を行う給付費等支払準備積立金の規模に準じて、全額国費による拡大が必要である。

4 特定健康診査及び特定保健指導による医療費適正化の効果は、保険給付費に対する国庫負担の抑制に結びつくことを踏まえ、市町村が健診機関と締結する契約単価については、診療報酬単価を目安に標準単価を設定するなど、国として実施関係団体等との間で調整を行うことが必要である。さらに、国庫負担の割合(3分の1)を保険給付費に対する国庫負担割合の水準(41%)まで引き上げ、市町村財政の安定化を図ることが必要である。

なお、令和3年4月に、負担金の基準単価が見直されたものの、未だ県内市町村の契約単価を大きく下回っている状況である。

また、国民健康保険組合への補助について、平成26年度から令和5年度にかけて、国庫補助を最大約44%減額していること、医療機関が保持する検査データに係る情報提供の費用について、国庫補助の対象外としていることが、特定健康診査等の実施の上で財政的負担となっている。組合財政の安定化に結びつく補助となるよう、国庫減額の解消や対象範囲の見直しが必要であるとともに、市町村と同様、診療報酬単価を目安にした補助単価の設定が必要である。

5 「こども未来戦略」の加速化プランを推進するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案では、令和8年度から段階的に、医療保険の被保険者から「子ども・子育て支援金」を医療保険料と併せて徴収する「子ども・子育て支援金制度」を導入することが盛り込まれている。

同支援金制度の構築に当たっては、国民に実質的な負担を生じさせないこととされており、 歳出改革と賃上げで社会保障負担率の抑制効果を生じさせ、その範囲内で制度を構築してい くとしている。

しかしながら、国民健康保険制度は、現行においても他の公的医療保険制度に比べ保険料 負担が重く、65歳以上の高齢者が約45%を占めるという被保険者構成の中で、歳出改革や賃 上げによる負担率抑制効果が限定的なものに留まると考えられる。

財政上の構造的な課題を抱える国民健康保険制度において、支援金制度を導入するに当たっては、低所得である被保険者の負担を軽減するための十分な措置を講じる必要がある。

また、医療保険者において子ども・子育て支援金を徴収するに当たり、システム改修や窓口対応等の事務が新たに加わることから、人件費も含め新たな財政負担が生じないよう、国の責任において財政措置を講じる必要がある。

6 マイナンバーカードの健康保険証利用、いわゆる「マイナ保険証」の利用においては、医療保険加入者情報へのマイナンバーの紐付け誤りや、オンライン資格確認等システムにおける自己負担割合等の誤表示等のトラブルが発生し、国において、当該トラブルを解決するためのシステム改修等の対応がされているところである。

しかしながら、令和6年3月のマイナ保険証の利用率は全国で 5.47%と低迷しており、上記のようなトラブル事案の発生により、多くの国民にマイナ保険証に対する不安や不信を生んだことが、その背景にあると考えられる。引き続き、システム改修等の対応を国において確実に実施するとともに、トラブルの原因とその再発防止策を県民・国民に丁寧に説明し、不安払拭に努めることが必要である。

また、マイナ保険証を利用することのメリットが、県民・国民に十分に理解されていないことも利用率が低い原因の一つと考えられる。医療保険者においては、マイナ保険証利用率の目標設定を行い、その目標に向けて利用促進を図ることが求められているところであるが、マイナ保険証利用は国において進めている取組であることから、国が先頭に立ち、マイナ保険証利用のメリットについて、県民・国民に十分な理解が得られるよう周知・啓発を行う必要がある。

(神奈川県担当課:健康医療局医療保険課)

Ⅲ-34 骨粗しょう症検診受診率向上に向けた支援の強化

提出先 厚生労働省

【提案項目】

健康増進法に基づく市町村による骨粗しょう症検診について、検診に係る経費が、 市町村の負担となっている現状がある。多くの市町村で検診が実施されるよう、健康 増進事業費補助金における骨粗鬆症検診費の補助基準額や補助率を引き上げるなど、 市町村の財政負担軽減を図ること。

【提案理由等】

骨粗しょう症は、女性に多くみられる生活習慣病であり、一定の年齢になるとホルモンバランスの変化で骨量が著しく減少するため、定期的な検診により骨の状態を確認する必要がある。

しかし、検診にかかる経費が負担になっているなどの理由から、がん検診や特定健康診査に比べ骨粗しよう症検診を実施する市町村は少ない。令和2年度に骨粗鬆症検診費の補助基準額が引き上げられたが、市町村の負担を軽減するには十分な引上げとは言えず、受診率向上に向け、財政面を含めた更なる支援が必要である。

(神奈川県担当課:健康医療局健康増進課)

Ⅲ-35 死因究明等に係る体制整備

提出先 厚生労働省

【提案項目】

持続可能な死因究明体制の整備に向け、人材の確保を含めた必要な施策及び財源措置を講じること。

【提案理由等】

我が国の年間死亡数は、平成15年に100万人を超え、令和元年には138万人を超えている。今後も年間の死亡数は増加傾向を示すことが予想されており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、最も年間死亡数が多いと見込まれる令和22年には、160万人を超えることが予想されている。

こうした中、令和2年4月に死因究明等推進基本法が施行され、法の第3条「基本理念」において「死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする」とされた。

国は令和4年度から「死因究明拠点整備モデル事業」として、都道府県が死因究明拠点を設置する等の取組に対して支援を開始したが、持続可能な死因究明体制の整備に向けては、補助額約1,300万円の単年度の支援のみでは不十分である。

また、全国的に検案や解剖に対応できる医師は限られており、人材の確保は大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえ、国は、各都道府県における持続可能な死因究明体制の整備に向け、人材の確保を含めた必要な施策及び財源措置を講じること。

(神奈川県担当課:健康医療局医療企画課)

Ⅲ-36 民間救急の利用料金の適正化

提出先 国土交通省、消防庁

【提案項目】

新型コロナウイルス感染症患者の入院調整が医療機関間での調整へと移行したことに伴い、新型コロナウイルス感染症患者を搬送する民間救急事業者に対し、適切な料金設定を行うよう指導すること。

【提案理由等】

民間救急は、通常、緊急を要しない患者を病院や自宅等に搬送する際に利用されているが、 新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という。)がまん延してからは、新型コロ ナ患者の病院や宿泊療養施設等への搬送手段としても利用され、大きな役割を果たしてきた。

民間救急による搬送費用については、通常、国土交通省運輸局が認可した運賃(出庫から帰庫まで)に、人件費や介助料、酸素使用料等の料金が別途加算されており、新型コロナ患者の搬送に当たっては、危険手当に相当する料金も加算されている。

しかし、認可運賃以外の料金は、各事業者が輸送の実態に応じて弾力的に設定することが可能であり、基準や上限は定められていないことから、本県では、新型コロナ患者の搬送に関して、1件当たり10万円前後と多額の費用を要しているケースがある。

令和5年5月8日から新型コロナが5類感染症に位置付けが変更されたことに伴い、これらの搬送費用は、行政負担から患者負担に変わったが、コロナ禍で膨れ上がった搬送費用は、患者にとって大きな負担となりかねず、医療機関等が入院調整を行った新型コロナ患者が経済的な理由によりその調整を拒否することなどによって、円滑な調整が妨げられる可能性がある。

そこで、入院調整を医療機関間で行うことになったため、民間救急事業者に対し、認可運賃 以外の料金を適切に設定するよう指導する必要がある。

(神奈川県担当課:健康医療局健康危機・感染症対策課)

Ⅲ-37 精神障がい者に対する鉄道運賃割引の導入

提出先厚生労働省、国土交通省

【提案項目】

精神障がい者がJR等鉄道事業者の旅客運賃割引の対象となるよう、関係機関に働きかけること。

【提案理由等】

精神障がい者は、身体障がい者、知的障がい者に比べて、公共交通機関の運賃割引制度の導入が遅れており、先般JR等鉄道事業者から旅客運賃割引の適用が発表されたところであるが、本県としても、精神障がい者へのバス運賃割引の導入に向けて、関係機関への働きかけを継続して行っている。

精神障がい者の社会参加を進めるためには、身体障がい者、知的障がい者と同様の支援が必要であり、各種公共交通機関における運賃割引導入を促進するためにも、国から関係機関に対し働きかける必要がある。

Ⅳ-1 経営発達支援計画に基づく商工会・商工会議所事業への補助制度拡充

提出先 中小企業庁

【提案項目】

商工会及び商工会議所が、小規模事業者に対する経営状況の分析や事業計画の策定、実施等への支援を引き続き推進するため、「伴走型小規模事業者支援推進事業」を継続・拡充すること。

【提案理由等】

国は、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(小規模支援法)」を改正し、商工会及び商工会議所が総力を挙げて小規模事業者を応援していくための経営発達支援事業を平成26年度に規定した。商工会及び商工会議所は国から認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき、小規模事業者に対する支援を行い、国はこれに係る経費に対する補助を実施している。県内すべての商工会及び商工会議所が一度は経営発達支援計画の認定を受け、現在は2期目の経営発達支援計画を申請し、順次認定を受けている。

計画の認定を受けた商工会・商工会議所が計画に基づいた小規模事業者支援を確実に実施するために、「伴走型小規模事業者支援推進事業」の継続及び予算の増額が必要である。

神奈川県の経営発達支援計画申請・認定状況(令和6年4月1日現在)

| 区分 | 1回目認定 | 1回目計画期間中 | 2回目認定 | | | |
|--------------|-------|----------|-------|--|--|--|
| 商工会(19 単会) | 1 9 | 5 | 1 4 | | | |
| 商工会議所(14 単会) | 1 4 | 0 | 1 2 | | | |
| 合 計 | 3 3 | 5 | 2 6 | | | |

(神奈川県担当課:産業労働局中小企業支援課)

Ⅳ-2 小規模企業者等設備貸与事業の災害時の償還猶予及び免除の規定整備

提出先 中小企業庁

【提案項目】

小規模企業者等設備貸与事業では、災害の影響により、貸与機関から貸与を受けている小規模企業者等の資金繰り悪化や、倒産等が発生した場合の償還猶予や免除を認めていないことから、関連規定を設けること。

【提案理由等】

平成27年度に開始した「小規模企業者等設備貸与事業」は、平成27年3月13日に施行された「小規模企業者等設備貸与事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」(以下、「当該規程」という。)により実施している。

令和元年度に発生した台風や新型コロナウイルス感染症(以下「災害」という。)の影響により、当該事業を利用する小規模企業者等(以下「企業等」という。)の資金繰りが悪化しているケースが発生しており、貸与機関では企業等の実状に応じて償還猶予を認めている。

しかし、現行の当該規程には、償還猶予や免除の規定がなく、貸与機関が企業等に対して償還 猶予や免除を認めたり、企業等が倒産することなどにより、最終償還期限までに全額の回収がで きない場合は、原資の1/2を負担している(独法)中小企業基盤整備機構(以下「機構」とい う。)への返済原資を貸与機関又は県が負担せざるを得ない状況となっている。

旧制度である「小規模企業者等設備導入資金助成法(※1)」や「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(※2)」では、災害により企業が影響を受けた時の償還猶予や免除等に関する規定があり、当該規程と同様に「中小企業基盤整備機構法」に位置付けられている高度化事業(※3)においても償還猶予や免除に関する規定がある。

なお、令和2年5月26日付けで「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた小規模企業者等 設備貸与事業に係る貸与期間の特例等に関する細則」が定められたが、台風に関する規定や免除 規定はない。

以上のことから、災害により甚大な影響を被った企業等の資金繰りを支援し、当該事業の円滑な運営を図るため、当該規程に償還猶予や免除に関連する規定を設ける必要がある。

(参考) 関連法令等抜粋

小規模企業者等設備導入資金助成法(※1) (平成 27 年 3 月 31 日廃止)

第8条 都道府県は、災害その他貸与機関から資金の貸付け又は設備の譲渡し若しくは貸付けを受けた者の責めに帰することができない理由により、その者が資金の貸付け又は設備の譲渡し若しくは貸付けを受けて設置した設備が滅失した場合において、やむを得ないと認められるときは、経済産業大臣の承認を受けて、小規模企業者等設備導入資金の貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

旧激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(※2)

- 第13条 都道府県は、小規模企業者等設備導入資金助成法 (昭和三十一年法律第百十五号) 第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金であって、激甚災害を受けた者で政令で定めるものが当該災害を受ける以前に受けた同法第二条第五項に規定する設備資金貸付事業に係る資金の貸付け又は同条第六項に規定する設備貸与事業に係る設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供に係るものについては、同法第五条第一項の規定にかかわらず、その償還期間を二年を超えない範囲内において延長することができる。
- 2 前項の規定により償還期間の延長を受けた貸与機関は、小規模企業者等設備導入資金助成法第五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該資金の貸付けの償還期間又は当該設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供に係る対価の支払期間について、その延長を受けた期間と同一期間延長するものとする。

中小企業基盤整備機構法 高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則(※3)

第36条機構は、都道府県が災害、経済事情の著しい変動、その他特別の事情により貸付金の償還が著しく困難であると認める貸付けの相手方(以下この章において「債務者」という。)に対し、償還を猶予する場合であって、債務者に係る機構の都道府県に対する貸付条件の変更を希望するときは、次の各号の要件に適合することが認められる場合に、償還の猶予を認めることができる。(以下、略)

(神奈川県担当課:産業労働局金融課)

Ⅳ-3 中小企業者の資金繰り支援に向けた信用保証制度の要件拡充

提出先 経済産業省、中小企業庁

【提案項目】

物価上昇や賃上げ対応により利益率が低下している中小企業者の資金繰り支援をするため、利益率減少を利用要件とした国の信用保証制度を設けること。

【提案理由等】

長引く物価上昇の中、価格転嫁ができていない中小企業者においては、利益率の低下が深刻さを増している。また、足元で機運の高まる賃上げについては、固定費の上昇につながり利益率低下の一因となっている。こうした情勢の影響から、中小企業者の経営環境は依然として厳しい状況にある。

一方、現状の保証制度において、セーフティネット保証の利用要件は売上高、販売数量(以下、売上高等)の減少比較のみであり、総利益率及び営業利益率の減少要件で利用が可能である伴走支援型特別保証は令和6年6月末で取扱を終了する見通しとなっている。これ以後は、利益率が相応に減少している中小企業者を支援するセーフティネット機能が希薄化すると考えられる。

こうした状況を踏まえ、売上高等のみならず利益率の指標にも着眼し、利益率が低下している中小企業者の資金繰りに対する支援策の整理が課題である。

利益率が低下している中小企業者の資金繰りに対する支援を通じて、物価上昇と賃上げに係る経営環境の改善を図ることは、国が目指す賃金と物価の好循環の実現に合致すると考えられる。

したがって、対応方策として、国のセーフティネット機能を拡充するべく利益率の減少を利用 要件とする保証制度を設ける必要がある。

(神奈川県担当課:産業労働局金融課)

Ⅳ-4 国際観光旅客税の地方自治体への財源措置

提出先 観光庁

【提案項目】

コロナ禍を経た観光需要の回復に伴い、地方自治体においても、外国語表記、新しい生活様式に沿った感染症対策、バリアフリー化などの受入環境整備や地域の観光資源の魅力向上に、これまでにも増して取り組む必要があることから、観光促進のための財源として創設された国際観光旅客税の税収の一定割合について、地方自治体への財源措置を講じること。

【提案理由等】

国際観光旅客税は、観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上等に資する施 策に充当する財源として創設され、令和6年度予算のうち国際観光旅客税充当事業は、前年度と 比較し、約2倍となる約402億円が計上されている。

主な充当事業はインバウンドに向けた環境整備や戦略的な訪日プロモーションの実施となっているが、インバウンドに向けた環境整備については、対象が文化資源や国立公園、さらには出入国における環境整備など特定分野に限られており、訪日プロモーションの実施については、実質的にJNTO(日本政府観光局)への交付金であることから、地方自治体において、地域の特性を生かした観光資源の磨き上げを行うことができないものとなっている。

そのため、地方自治体、とりわけ広域自治体である都道府県にとって自由度が高く創意工夫を生かせる交付金などを新たに創設することにより、税収の一定割合を地方に配分することが必要である。

(神奈川県担当課:文化スポーツ観光局観光課)

Ⅳ-5 農業の担い手の確保に向けた交付要件の緩和

提出先 農林水産省

【提案項目】

都市農業における担い手の確保に向けて、新規就農育成総合対策事業の対象年齢や 支援期間の交付要件の緩和等を図ること。

【提案理由等】

神奈川県の農業は、都市化の進展などの影響を受け、担い手の減少が進んでおり、新規就農者の育成・確保が必要となってきている。

国の新規就農育成総合対策では、40歳代以下の農業従事者を拡大するという政策目標に基づき、50歳未満の新規就農者が主な支援対象者となっているが、本県では、50歳以上の新規就農者の割合が全体の4割近くになっている。都市農業を維持していくためには、こうした新規就農者の定着促進も必要不可欠であることから、対象年齢を緩和するべきである。

就農準備資金については、親元就農の場合、就農後5年以内に農業経営を継承するか、法人の 共同経営者となること等を要件としているが、法人以外でも共同経営者(家族経営協定を締結し 明確に親子の経営部門を分離する等)となれば交付対象となるよう要件を緩和する必要がある。

経営開始資金は、令和4年度から支援期間が5年から3年に短縮されたが、経営開始4~5年目に経営が安定せず営農を断念することが懸念されるため、支援期間をこれまでと同様に戻すことが必要である。

経営発展支援事業については都道府県の補助金負担を事業の要件としているが、農業者を確保することは国の重要な施策であることから、補助額のすべてを国において支援することが必要である。

(神奈川県担当課:環境農政局農業振興課)

Ⅳ-6 農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進

提出先 農林水産省

【提案項目】

農地中間管理機構が行う事業について、相談や調整活動の強化による担い手への農地集積・集約化に向け、相談員の確保等、地域の実情に即した十分な予算措置などを講じること。

【提案理由等】

本県における、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、農業経営の規模の拡大、農地の集団化等を促進する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を達成するため、農地中間管理事業及び機構の特例事業の予算を十分確保し、農業者が安定的に事業運営できるよう、機構の体制や、県と市町村など、関係機関の実情や意見を十分に踏まえ、農地の出し手や受け手が機構を活用しやすい仕組みとなるよう、現地活動を強化するため農地相談員を増員することが必要である。なお、現地活動をする者の確保が難しい場合は、土地改良区等へ外部委託できるよう制度の改善を行う必要がある。

また、農地中間管理機構関連農地整備事業及び遊休農地解消緊急対策事業については、施策効果が発揮されるよう機構への貸付期間を緩和する等、地域の実情に即した実施要件とするとともに、十分な予算措置を講じる必要がある。

(神奈川県担当課:環境農政局農地課)

Ⅳ-7 酪農経営に対する経営安定対策制度の創設

提出先 農林水産省

【提案項目】

酪農経営に対して、永続的に再生産が可能な所得が確保できるよう、新たな経営安定対策制度を創設すること。

【提案理由等】

農林水産省によると、酪農経営における生乳1kg当たりの生産コストは、平成29年度以降増加傾向で推移し、令和4年は、配合飼料をはじめとした飼料費の高騰や高熱動力費の上昇等により、生産コストは大きく増加している。また、生乳1kg当たりの所得は、平成29年度以降減少し、令和4年は生産コストが収入を上回るなど、所得が大きく減少している状況にある。

こうした中、直近5年の状況について、乳用牛飼養戸数は減少傾向が続き、国内全体では約4%、本県においては、約8%の減少率で推移している。また、生乳生産量は、国内全体では横ばいから令和5年に減産に転じ、本県においては、約5%の減少率で推移している。このように、今後も所得向上が見通せない情勢において、我が国の酪農経営は弱体化の一途を辿っている。

一方、畜産業における経営安定対策として、肉用牛、養豚については、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に基づき、畜産物の標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、生産者に対し、差額の9割を交付することにより、生産者の経営に及ぼす影響を緩和する制度があり、養鶏(鶏卵)経営についても、取引価格低落時の補填や需給改善に対する奨励金の交付など、経営の安定を図るための制度がある。

しかし、酪農については、肉用牛、養豚、養鶏(鶏卵)のような経営の安定を図るための制度が存在せず、再生産が可能な所得を確保し、持続可能な酪農経営を推進するための経営安定対策が必要である。

そこで、酪農経営についても、新たに酪農経営を対象とする経営安定対策制度の創設を要望する。

(神奈川県担当課:環境農政局畜産課)

提出先 農林水産省

【提案項目】

畜産・酪農の中長期的な成長に向けた生産基盤の構築を推進するため、畜産・酪農 収益力強化総合対策基金等事業(畜産クラスター)(以下、「事業」という。)につ いて、次の措置を講じること。

- 1 継続的な事業として令和7年度以降も予算措置すること。
- 2 養豚及び養鶏を対象とする施設整備について、肉用牛及び酪農と同様に複数年度 の事業が担保される制度とすること。
- 3 酪農を対象とする施設整備について、新規就農者以外の経営体についても事業の対象とすること。
- 4 アニマルウェルフェアの向上に寄与する施設整備について、要件を緩和し、生産 拡大を伴わない場合でも事業の対象とすること。

【提案理由等】

「総合的なTPP等関連政策大綱」に即して平成28年1月に制定された事業は、生産基盤の強化に貢献する事業で、本県の意欲ある畜産農家から活用に向けた強い要望があり、本県は計画の作成支援や認定を通じて、事業の積極的な推進を図っている。

複数年にわたる施設整備については、事業実施要領に規定され、令和2年度補正予算事業までは家畜飼養管理施設の種類(肉用牛舎、乳用牛舎、一般豚舎、分娩豚舎、ウインドレス鶏舎)に制限なく補助対象であったが、令和3年度補正予算事業から肉用牛・酪農にのみ特例として位置付けられ、豚舎及びウインドレス鶏舎は補助対象外とされている。

また、酪農を対象とする施設整備に関しては、生乳の需給が緩和していることを踏まえ、令和 4年度補正予算事業から新規就農者のみが対象とされている。

さらに、国は令和5年7月に「家畜の飼養管理に関する技術的な指針」を示し、アニマルウェルフェアの普及を強化するとしている。

- 1 事業は、生産性向上や、飼養規模拡大を目指す意欲的な畜産農家からの期待が大きく、今後、 活用を検討している地域があることから、引き続き予算措置が必要である。
- 2 都市近郊で展開される本県の畜産経営は、その敷地が限られ、施設整備は経営を継続しながら 年次計画により段階的に進めざるを得ないこと、また、養豚業や養鶏業は、疾病対策や周辺環 境への配慮から、閉鎖型の畜舎を整備することが多く、施設整備には多額の費用負担を伴うこ とから、複数年に渡る施設整備が可能となるよう、制度の拡充が必要である。
- 3 本県酪農が生産する生乳は学校給食等に供給されるなど県民の食の安全・安心に大きく貢献 している。しかし、近年の飼料や生産資材の価格高騰等の影響から廃業が増加し、生乳生産量 が大きく減少している。そこで、既存酪農の施設整備の充実や機能更新を図り、生乳供給力を 確保する必要がある。



(神奈川県担当課:環境農政局畜産課)

提出先 農林水産省

【提案項目】

農業農村整備事業を計画的かつ着実に推進するため、次の措置を講じること。

- 1 地域の実情や特性を踏まえた制度等の見直し 地域ニーズに即したきめ細やかな農業農村整備を推進できるよう、特に農地区画 の再編整備については要件緩和をし、また定額補助事業等の拡充を行うこと。
- 2 農業水利施設の整備・強靱化や長寿命化対策の推進 自然災害による農業生産活動への影響を防ぐため、農業水利施設の整備・強靱化 及び長寿命化対策に必要な予算措置を講じること。

【提案理由等】

三浦半島地域では、ダイコンやキャベツなど、全国有数の露地野菜の産地を形成し、新鮮で安全・安心な食料が供給されている。

一方、その他の地域では、温暖な気候や大消費地に近いという利点を生かし、多品種栽培を特徴とした都市農業が行われている。

このような状況の中で、本県農業を持続的に発展させていくためには、地域の実情や消費者ニーズに応じた農地区画の再編や次世代型農業を見据えた施設整備を行っていくことが不可欠である。

特に、農地区画の再編整備については、事業要望があるものの、大区画化を目指した全国的な 集積・集約率基準・面積要件となっているため、都市部に位置する本県においては、活用しにく い状況にある。

このため、地域の実情や特性を踏まえた制度改正を行うとともに、計画的かつ着実な事業の推進に必要な予算を安定的に確保し、さらには、地域のニーズに応じたきめ細かな農業農村整備を推進できるよう定額補助事業等の拡充を図ることが必要である。

さらに、近年、毎年のように、気候変動の影響と考えられる記録的な豪雨など大規模な自然災害が全国各地で頻発しており、本県においても、「神奈川県水防災戦略」を改定(令和5年3月)し、地震や豪雨等による人命にかかわる被害や農業生産活動への影響を防ぐため、農業水利施設の整備、強靱化を推進し、併せて長寿命化対策を進めており、これらの対策を着実に実施するために、財源確保と地方財政措置の充実を図ることが必要である。

(神奈川県担当課:環境農政局農地課)

Ⅳ-10 被災漁業者の生産活動再開支援制度の創設

提出先 水産庁

【提案項目】

大型の台風や豪雨等の自然災害により、被災した漁業者が迅速に生産活動を再開できるよう、個人・法人の漁業者それぞれが所有する定置網漁具や漁船、養殖施設(以下、「主要な生産施設等」という。)などの復旧を支援する制度を創設すること。

【提案理由等】

近年、気候変動の影響等による台風の大型化等、自然災害による漁業への被害が増加しており、 平成29年台風21号や平成30年台風12号、令和元年東日本台風などでは、大型・小型定置網などの 漁具や漁業施設、漁船等が被害を受けたが、漁業では農業における「強い農業・担い手づくり総 合支援交付金(被災農業者支援型)」のような、個人・法人の漁業者それぞれが所有する被災し た主要な生産施設等への支援事業はない。

中小零細漁業者が、日々の操業に使用する主要な生産施設等は、個人等による所有が一般的なため、これらが被災した場合、その復旧が大きな負担となり、安定した漁業経営の継続に支障をきたしている。

また、自然災害等の被災による生産活動の長期停滞は、中小・零細漁業者にとって、即廃業の 危機となり、本県沿岸漁業の生産量、生産額の大きな減少につながりかねないため、迅速な生産 活動の再開を支援し、経営安定化と本県産水産物の安定供給に道筋を作ることが必要である。

加えて、漁業者の被災による経営リスクを軽減することができれば、設備投資の促進や新規参入が図られ、本県沿岸漁業の活性化も期待できる。

近年の台風被害状況(定置網漁業)

| | 被災定置網数 | 被災額 | | |
|------------|--------|-------|--|--|
| 平成29年台風21号 | 17ヶ統 | 2.7億円 | | |
| 平成30年台風12号 | 8ヶ統 | 0.8億円 | | |
| 令和元年東日本台風 | 14ヶ統 | 2.8億円 | | |

(神奈川県担当課:環境農政局水産課)

Ⅳ-11 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し

提出先総務省、財務省、農林水産省、国土交通省

【提案項目】

- 1 市街化調整区域内において、多面的機能を有する市民農園の開設のために農地を 供する場合、相続税等納税猶予制度の対象とすること。
- 2 三大都市圏の特定市(19市)の市街化区域内にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税については、生産緑地地区内と同じ課税とすること。

【提案理由等】

1 市民農園は都市住民のニーズが高いものの、市街化調整区域内にあり、かつ「市民農園整備 促進法」又は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づいて開設されて いる約6割の農園で、相続税等納税猶予制度の適用が受けられない状況である。

今後、相続等が発生した場合、多くの農園が閉園し、減少することが懸念される。相続税等 納税猶予制度の対象を拡大することで、より多くの市民農園が確保できることになり、本県農 業の持続的発展が可能になる。

2 三大都市圏の特定市 (19 市) においては、市街化区域内農地のうち、生産緑地地区の指定を受けた農業用施設用地の固定資産税・都市計画税は農地並み評価・農地並み課税であるが、一方、当該指定を受けていない畜舎等の農業用施設用地は、宅地並み評価・宅地並み課税となっており、その税負担が大きくなっている。

また、これらの農業用施設用地については、隣接する農地等がないことが多く、生産緑地地 区の指定を受けることも困難となっている。生産緑地地区の指定を受けることが難しい農業用 施設用地についても、生産緑地地区内と同じ課税とすることで、維持経費の軽減が図られ、都 市における農業経営の安定に資する。

(神奈川県担当課:環境農政局農政課)

Ⅳ-12 東京湾における貧酸素水塊対策の推進

提出先 水産庁、国土交通省、環境省

【提案項目】

- 1 貧酸素水塊の解消に向けた取組の強化 東京湾における貧酸素水塊の発生を防止するため、これまで底質に大量に蓄積された 汚濁物質の除去や深掘り跡の埋め戻しなど、国として有効な対策を進めること。

【提案理由等】

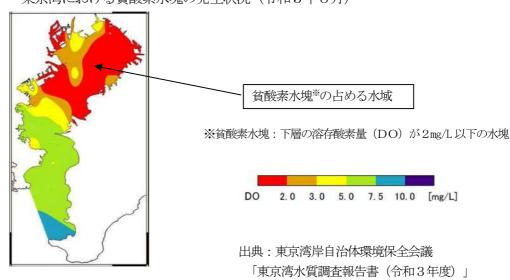
1 東京湾では、これまで第1次から第8次にわたる総量削減計画に基づき、富栄養化の原因となる全窒素及び全燐並びに化学的酸素要求量(COD)の汚濁負荷量の削減を進めてきたが、水生生物の生息が困難な貧酸素水塊は相変わらず発生していることから、引き続き対策が必要であるとして令和4年に新たに第9次総量削減計画を策定した。

また、令和3年度には底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定がなされたが、 現状では環境基準達成は厳しいものと見込まれる。

東京湾では、汚濁物質及びそれを栄養として取り込んだ生物の死骸などの有機物が蓄積することや、埋立て等の用途で海底土砂を大量に採取した深掘り跡で海水が滞留することにより、 貧酸素水塊が発生しやすい状況となっている。

そこで、国としてこれまで底質に大量に蓄積された汚濁物質の除去や深掘り跡の埋め戻しなど、貧酸素水塊の発生を防止するための有効な対策を検討の上、計画的に進める必要がある。

東京湾における貧酸素水塊の発生状況(令和3年8月)



2 貧酸素水塊の影響等により、シャコやマコガレイなど、主要な水産資源が大きく減少しており、東京湾の漁業は危機的な状況にある。減少した水産資源を回復するためには、沿岸の埋立てや底質環境の悪化により失われた稚魚の生育場や産卵場となる浅場の造成が不可欠である。

(神奈川県担当課:環境農政局環境課、水産課)

Ⅳ-13 農山村地域を支える人材確保に向けた支援

提出先 農林水産省

【提案項目】

農山村地域における里地里山の保全活動や農業・農村の有する多面的機能の維持、 発揮を図るため、本県が行う都市住民や企業、大学などを対象とした多様な人材の確 保に向けた施策に対する財政的支援を講じること。

【提案理由等】

農山村地域は、人口の減少と高齢化が進み、担い手不足による耕作放棄地の増加等により農業生産活動が停滞し、地域活力の低下を招いている。

本県の農山村地域は、多くが里地里山を形成しており、農林業の生産の場としてだけでなく、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、極めて重要な多面的機能を有していることから、地域の特色をいかした取組を支える人材の確保が急務となっている。

このことから、都市住民や企業、大学など幅広い主体が参加、協働した取組を行うなど、地域を支える体制及び人材づくりが必要だが、活動団体に対する加算措置では不十分であるため、国の支援の充実・強化を図る必要がある。

特に、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金は、農地や農業用水路等の地域 資源の保全管理をはじめとする地域ぐるみの共同活動には非常に有益であることから、活動組織 の体制強化や都市住民等の多様な担い手の参画に向け、本県が行うマッチング支援に対し、新た な制度を構築の上、推進活動に伴う事務経費を含め、安定的に予算を確保する必要がある。

(神奈川県担当課:環境農政局農地課)

Ⅳ-14 高年齢者の就業機会の確保に係る補助制度の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

高年齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)に対する補助について、 人口が少ない町村も対象となるよう、補助対象要件を見直すこと。

【提案理由等】

高年齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)に対する国庫補助の基準には、一般 社団法人または一般財団法人であることのほか、会員数100人以上かつ年間就業延人員数5,000人 日以上が見込める団体という要件があり、この補助対象要件が人口に比べ過大なものとなってい る町村が存在している。

高年齢者の多様な就業のニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は 軽易な就業機会を確保・提供し、併せて高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域 社会の活性化を図ることは、人口が少ない町村についても重要である。そこで、一律の人数要件 を見直すことなどにより、すべての市町村のシルバー人材センターが補助を受けられるようにす ることが必要である。

(神奈川県担当課:産業労働局雇用労政課)

IV-15 国と地方自治体の体制強化(障害者職業能力開発校における施設整備及び 訓練機器整備に係る財源措置)

提出先 厚生労働省

【提案項目】

障害者職業能力開発校が、職業訓練を通じて障がい者の能力開発及び能力を向上させるためには、障がいの特性に配慮した適切な訓練環境を提供することが重要であることから、障がいのある訓練生に対して適正な職業訓練を実施できるよう、施設整備及び訓練機器設備について、必要な財源措置を講じること。

【提案理由等】

「障害者職業能力開発校の施設整備・訓練機器に係る都道府県から特別支援室への要求方針について」において、都道府県は国に対し、施設整備では、当面の間、新築、増築や単年度の大規模改修工事に係る要求は行わないよう提示された。また、訓練機器整備についても、定員充足率を勘案した台数調整等を行い、現時点で措置された予算額よりも安価な要求をするよう示された。施設整備について、本校は建築後30年以上が経過しているため、施設の改修計画を作成し、令和8年度には大規模な空調設備改修工事を予定している。工事期間中、仮設校舎を設置するなど、多額の財源が必要となるが、万が一、空調が故障すれば体温調整ができない障がいがある訓練生への影響は重大であり、改修は計画的に実施しなければならず、充分な財源措置が必要である。

また、訓練機器整備については、令和元年度に国の方針に基づき作成した機器整備計画に沿った整備を行ってきたが、示された上限額は、想定された予算の半分程度であり、必要な訓練機器の更新ができず、障がいのある訓練生に対して適切な職業訓練が実施できなくなることから、従前のとおり、機器整備計画に沿った財源措置が必要である。

提出先 厚生労働省

【提案項目】

難病患者など障害者手帳を有していない者も、診断書等により障害者雇用率制度の対象に追加すること。

また、障がい者の希望に応じた働き方の選択肢を拡大するため、障害者雇用率制度における雇用率の算定方法について、令和6年度から一部算入可能となる特定短時間労働の導入による効果検証等を行い、更なる見直しを進めること。

【提案理由等】

障害者雇用促進法に基づく雇用率制度における対象障がい者の範囲は、身体・知的・精神障が い者で障害者手帳の所持者に限られている。

しかし、難病患者など障害者手帳を有していなくとも、体力面での制約や症状の特性、通院、 治療等の必要から、企業での一般就労は困難であるケースが多く見られる。そのような場合、就 労の困難性の判断を、医師による診断書などの障害者手帳以外の方法により担保することで、障 害者雇用率制度の対象に追加する必要がある。

また、同制度における雇用率の算定方法については、令和6年4月から週10時間以上20時間未満の特定短時間労働者のうち、重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者について、1人をもって0.5人とカウントできることとなった。近年、就労希望者数や雇用者数が大幅に増加している精神障がい者や、これまでは就労できなかった重度障がい者などの就労ニーズが高まる中、短時間労働は、障がい者がその能力や特性に応じて、企業で働くための機会の増大につながることが期待できる。

障がい者の希望に応じた働き方の選択肢を拡大するため、特定短時間労働の導入による効果検証等を行い、超短時間雇用や、複数部署等の超短時間雇用者の合算による積算型雇用率なども視野に入れ、更なる見直しを進めることが必要である。

(神奈川県担当課:産業労働局雇用労政課)

Ⅳ-17 公契約に関する研究の推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

国において、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保等に関する研究を進め、その経過や結果を地方自治体に公表すること。

【提案理由等】

本県では以前から、国や地方自治体が発注する事業に従事する労働者の賃金水準など、適正な 労働条件を確保することを目的とした公契約に関する法律や条例の制定を求める要望が、市町村 や労働団体等から提出されている。

本県では、平成 25 年度に「公契約に関する協議会」を設置し、検討を行ったが、条例の対象 となる契約の範囲や、地域差を踏まえた適正な賃金下限額の設定等の課題が挙げられた。

その後、前回の検討から約 10 年が経過し、経済や労働環境が大きく変化していることから、 令和5年度に改めて協議会を開催し、検討を行ったところ、公共調達にかかわる労働者の基本的 人権の尊重や適正な労働環境の確保とともに、人手不足や従業員のスキルアップなど、担い手と なる事業者が直面する諸課題を解決するための施策や、公契約の実効性を確保するためのガバナ ンス等についても具体的に検討する必要があるという考えが示された。

これらは、全国で共通の課題と考えられるため、国においても、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保等に関する研究を具体的に進め、その経過や結果を広く地方自治体に公表することが求められる。

(神奈川県担当課:産業労働局雇用労政課)

Ⅳ-18 運送業にかかわる離職者及び在職者向け人材育成の制度拡充

提出先 厚生労働省

【提案項目】

労働力不足が深刻化する自動車運送業界において、トラックドライバー等従事者の 育成が急務となっていることから、即戦力となる運転免許取得者育成のため、次の措 置を講じること。

- 1 離職者向け職業訓練について
 - 「離職者向け職業訓練(委託訓練)」の「大型自動車一種運転業務従事者育成コース」を次のように拡充すること。
- (1) 国の委託訓練実施要領で示されている委託費の上限単価について、地域の実態を踏まえ協議し、単価を設定できるようにすること。
- (2) 取得対象となる運転免許を、大型自動車一種運転免許のほか、中型自動車運転免許に拡大し、フォークリフト運転免許等と組み合わせた訓練を設定できるようにすること。
- 2 在職者(運送事業者従業員)向け人材育成について 事業者が、従業員に大型自動車一種運転免許、中型自動車運転免許及びフォーク リフト運転免許等を取得させる際、国の人材開発支援助成金の活用ができるよう、 当該助成金の周知・広報や運用改善を図るとともに、例えば、「物流労働者訓練コース」を設定するなど、同助成金のコースとして明示する取組を行うこと。

【提案理由等】

2024年問題と相まって、本県でも物流業界における労働力不足は顕著な課題であり、大型自動車一種運転免許をはじめ、中型自動車運転免許、フォークリフト運転免許等、即戦力となる運転免許取得者の育成が急務となっている。

国(厚生労働省)からの受託事業である「離職者向け職業訓練(委託訓練)」において、平成30年10月から「大型自動車一種運転業務従事者育成コース」が創設されたが、委託費の上限単価が本県での大型自動車一種運転免許取得にかかる費用例と比べて低額であり、また、全国一律の単価のため地域の物価等を反映しておらず、本県の訓練ニーズを満たす内容とはなっていないことから、所要の制度拡充が必要かつ急務である。

1(1) 国の委託訓練実施要領で示されている委託費の上限単価(税抜き36万円)は、本県では中型自動車運転免許所有者が大型自動車一種運転免許を取得する際の自動車教習所費用と同額程度である。また、国の実施要領では、免許の取得に加え、自動車運送業界における各種法令等の基礎やITスキル等の習得、1週間程度の企業実習を組み合わせた実践的な職業訓練とすることを求めており、この上限単価に基づき委託を実施する場合、事業の委託先の確保が見込めない状況が大いに懸念される。このため、地域の実態を踏まえ協議し、単価を設定できるようにする必要がある。

(神奈川県での大型自動車一種運転免許取得にかかる費用例)

| 所有免許 | 費用(税抜き) | |
|-----------------|------------|--|
| 中型自動車運転免許 8t AT | 332,000 円 | |
| 普通自動車運転免許 MT | 448, 200 円 | |

※免許取得費用に加え、法令・ITスキル等の習得や企業実習による 実践的な職業訓練の実施にかかる費用の分が不足している。 1(2) 平成19年の道路交通法の改正により、平成19年以降に取得した普通自動車運転免許では車両重量5トン以上11トン未満のトラックの運転ができなくなったこと、また、宅配便取扱数が増加し、中型トラックのドライバー不足に拍車がかかっている状況であることから、大型自動車一種運転免許以外に、中型自動車運転免許についても対象とする必要がある。

また、自動車運送業界の団体からは、荷役作業にも対応できるドライバーを求める意見が寄せられていることから、就職率向上のためにもフォークリフト運転免許等の取得と組み合わせた訓練とする必要がある。

2 人材開発支援助成金は、事業者等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な 知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経 費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度であるが、制度が複雑で利用しづらいの が現状である。

国からは、事業者が大型自動車一種運転免許等を従業員に取得させる場合、教育計画の内容次第で、人材開発支援助成金の受給が可能であるという見解が示されているが、 その一方で、現在のところ本県での実績はないということであった。

当該助成金を必要とする事業者が有効に利用できるよう、活用事例の紹介や詳しい条件の明示など、周知・広報を見直す必要がある。

Ⅳ-19 技能の振興や継承に対する施策の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

都道府県が実施している技能検定制度については、ものづくり分野に従事する若者の確保・育成のため、若年者に対する技能検定受検手数料の減免措置を実施しているが、減免措置に係る国の補助対象を縮小することなく、技能の振興や継承に対する施策の充実を図ること。

【提案理由等】

ものづくり分野を支える若者の確保は、日本経済・地域経済の成長にとって極めて重要である として、技能検定によりキャリアアップの動機付けを行わせるため、平成 29 年度より国の補助 による技能検定受検手数料の減免措置が導入されたが、令和4年度から減免措置対象が縮小となった。

ものづくり産業において技能労働者の不足が問題となっており、引き続き、技能労働者の確保・育成をより一層進めていくため、国の補助による減免措置対象を学生も含め平成 29 年度と同程度に広げる必要がある。

Ⅳ-20 外国人留学生の制度拡充

提出先 厚生労働省

【提案項目】

中小企業における労働力不足解消に向けた取組として、職業能力開発短期大学校の外国人留学生受入れを拡充するため、外国人留学生を日本人学生と同様に職業能力開発短期大学校の運営交付金の対象とすること。

【提案理由等】

現在、外国人留学生については、職業能力開発促進法第92条第3項の規定により職業訓練に準ずる訓練を実施している。神奈川県立産業技術短期大学校(職業能力開発短期大学校)の外国人留学生の受入れ数については国と協議し、令和2年度より定員を10名としている。その外国人留学生は、令和6年3月31日現在、3期までの卒業生がいるが、エンジニアとして全員(100%)が就職しており、日本人の卒業生と同様に企業で活躍している。

また、企業にとって労働力不足は顕著な課題で、近年、職業能力開発短期大学校卒業生の就職 先で、外国人材を雇用する動きが高まっていることから、同短期大学校で外国人留学生の受入れ を拡充し、卒業後に雇用保険事業(職業能力開発事業)の保険料を担っている事業主・企業の中 核人材として活躍してもらうような取組は、今後ますます重要と考える。

そこで、職業能力開発短期大学校における外国人留学生受入れを拡充するため、外国人留学生を日本人学生と同様に職業能力開発短期大学校の運営交付金の対象とする必要がある。

提出先 厚生労働省

【提案項目】

経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者(以下「候補者」という。)が、円滑に就労し能力を発揮できるよう、次の措置を講じること。

1 受入れ制度の見直し

日本語が障壁となり国家試験の合格率が低迷している現状を踏まえ、更なる対策の充実を図ること。不合格者について、継続の意思がある場合は、在留期間の更新等により国家試験の受験機会を更に拡大するなど、制度の見直しを検討すること。

2 受入れ病院・施設の負担軽減

候補者を受け入れる病院・施設の負担が大きいことから、日本語能力の習得及び 就労研修支援に対する国庫補助について、対象経費の拡充及び補助基準額の増額を 行うなど、受入れ側の更なる負担軽減策を講じること。

【提案理由等】

1 EPAの枠組みによる候補者の受入れにおいては、看護は3年、介護は4年以内に合格できなかった場合は帰国することになっているが、不合格だった場合でも就労前の日本語研修が不十分だった入国者については、特例として1年の延長が認められている。

また、介護福祉士候補者については、4年間にわたり外国人介護福祉士候補者として就 労・研修に従事した場合、在留資格「特定技能1号」への移行が可能となったが、外国人看 護師候補者については、こうした措置はとられておらず、介護福祉士候補者と比べ在留期間 が短くなっている。

こうした中、全受験者の合格率(令和6年3月発表全国の合格率:看護87.8%、介護82.8%)と比較して候補者の国家試験の合格率は低い(令和6年3月発表全国の合格率:看護5.8%、介護43.8%)ことから、日本語学習支援等の充実とともに、候補者の学習期間の確保及び受験機会の拡大の観点から、特例による在留期間の再延長など更に踏み込んだ見直しを検討する必要がある。

2 候補者を受け入れる病院・施設に対しては、候補者への学習等に係る経費の一部が助成されてはいるものの、生活習慣が違い、日本語能力の低いまま来日した候補者を受け入れる側の経済的負担は未だ大きい。

介護福祉士候補者については、介護報酬面で職員の配置基準が緩和されるなど一定の改善が図られたが、令和4年度及び5年度外国人介護福祉士候補者受入施設支援事業について、補助基準額が縮小されたため、支援内容の規模縮小を余儀なくされる施設が生じるなど具体的な弊害が出ていることから、少なくとも従来の水準まで財源措置を復元する必要がある。

なお、EPAに基づく外国人介護福祉士候補者の受入れは、各国との経済連携の強化のために行うものであり、必要な財源については、全額国庫負担で措置する必要がある。

他方で、看護師候補者については、診療報酬面での改善はない。また、国庫補助基準額は 維持されているものの、依然として病院が候補者の受入れに係る経費の相当額を負担してお り、更なる負担軽減策が必要である。

(神奈川県担当課:健康医療局医療整備・人材課、福祉子どもみらい局地域福祉課)

提出先 水産庁

【提案項目】

くろまぐろについては、資源管理のために、国により漁獲可能量が設定され、各県に対して配分されているが、資源が増加する中で、国際会議で漁獲枠の拡大を求めるとともに、直近の資源や漁獲の動向を踏まえた柔軟な漁獲枠の配分を行い、近年漁獲量が増加している県の漁獲枠を拡大すること。

【提案理由等】

くろまぐろは、資源の減少に伴い平成30年7月より「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づく数量管理の対象となり、令和元年より国が示す漁獲可能量に基づいてその範囲で漁獲するようになった(令和2年12月より根拠法令が漁業法に移管)。しかし、その後、本県では漁獲量が増大し(図1)、令和4管理年度以降では漁獲枠に到達することが多い(図2、3)。近年のくろまぐろ漁獲量は能動的漁法の漁船漁業だけでなく、受動的漁法の定置網でも増加していることから、資源は増加傾向にあると考えられる。

さらに、近年では漁獲枠に達する時期が早期化しており、令和6管理年度ではくろまぐろ大型魚(30kg以上)の管理年度開始から2日、くろまぐろ小型魚(30kg未満)漁船漁業では4日でそれぞれ漁獲枠に到達した。一度漁獲枠に到達してしまうと、漁獲枠の追加配分や他県からの枠の融通を受けない限りくろまぐろ漁業を操業できないことから、近年の漁獲量増大を受けて本県漁業者から漁獲枠拡大の要望が多く寄せられている。

資源量推定及び漁獲枠の算定では漁獲量を元データとして用いていると思われるが、漁獲枠到 達後に捕獲され放流される分については考慮されず、資源量を過少推定しており漁獲枠の拡大が 妨げられている可能性が考えられる。また、漁獲枠は原則として過去の漁獲実績に基づいて算定 されることから、元々漁獲枠が少ない県では翌年度の漁獲枠も大きくなりにくいという問題を抱 えている。

さらに、早期に漁獲枠に到達してしまうと、資源量に対して漁獲枠が過少である場合では漁獲枠拡大の余地が失われる。本県沿岸でくろまぐろを漁獲している漁業者は、比較的若い漁船漁業者や、本県の主力漁業である定置網漁業者であり、漁獲枠が少ないことによって本県沿岸漁業の発展を阻害している。

こうした背景から、国においては、漁業現場の実態を反映した上でくろまぐろの資源量を示し、WCPFC等の国際会議で漁獲枠の拡大を求めるとともに、直近の漁獲動向を踏まえ、各県の漁獲枠の算定のほか、枠の追加配分や他県から漁獲枠を融通する量及び時期について、現状を踏まえた柔軟な対応を行い、本県を含め近年漁獲量が増加している県の漁獲枠を拡大する必要がある。

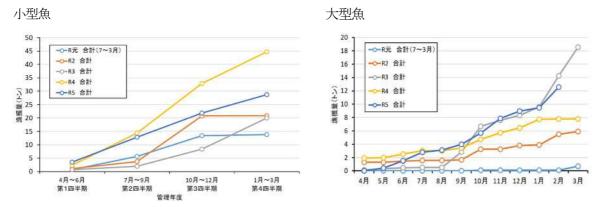


図1 本県におけるクロマグロの漁獲量の年間推移

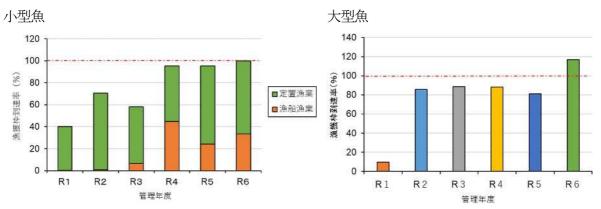


図2 本県におけるくろまぐろの各管理年度における漁獲枠到達状況

- *1 漁獲枠は年度途中で追加配分されることがある。ここでは、管理年度末時点での漁獲枠に対する到達率(ただし、R6年度は4月末時点)を示している。
- *2 小型魚(30kg未満)は、本県の漁業の特性の都合から、定置漁業と漁船漁業に分けて漁獲枠を管理している。ここでは、これらを合わせた小型魚全体での漁獲枠を示している。
- *3 大型魚(30kg以上)は、漁業種類を分けずに一括で管理している。

Ⅳ-23 飲食店向け協力金の債権管理事務等に係る財源措置

提出先 内閣感染症危機管理統括庁

【提案項目】

営業時間短縮等の要請に伴う協力金については、交付後に交付要件を満たさないことが判明した場合に、返還請求や債権管理事務等が必要となる。これらにかかる費用に対して、新たな交付金を措置するなど、全額国庫で負担すること。

【提案理由等】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく営業時間短縮要請等に伴う飲食店等に対する協力金について、交付後に詐欺が疑われる等、交付要件を満たさない不正受給者への対応が多くの地方自治体で課題となっている。本県では、不正受給者に対して返還請求や、警察への告訴等を行っているが、返還請求の中には、分割納付でしか返還ができないなど長期にわたる債権管理が必要な事例や、返還に全く応じないため法的手段により回収を行う事例などがあり、事務処理のための人員の配置や弁護士への委任など、債権管理・回収等のために毎年度、相当程度の費用を要している状況である。

協力金は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」により、国が地方自治体に迅速な支給を求めて財源措置し、当時の飲食店が置かれた状況等を考慮して、各地方自治体が、国の方針に従い交付してきた。令和5年度以降は、新たな交付がないという理由で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による財源が措置されていないが、上記のとおり、地方自治体は国の方針に従い協力金を交付した結果、受給資格のない者に対する債権管理及び債権回収業務が生じていることから、国はこれらに係る人件費及び訴訟に係る弁護士費用等の経費について、財源措置すべきである。

本県における飲食店向け協力金返還請求の状況(令和6年3月31日現在)

| | , , <u> </u> | TD = (1:1: 1: 1:7) | · · > - · · · |
|------|--------------|--------------------|---------------|
| 状況 | 相手方(者) | 件数(件) | 金額(千円) |
| 返還請求 | 726 | 1, 588 | 1, 585, 856 |
| 未返還 | 109 | 476 | 531, 383 |

(神奈川県担当課:産業労働局中小企業支援課)

V-1 脱炭素社会の実現及び気候変動適応の推進

提出先 経済産業省、国土交通省、環境省

【提案項目】

2050年脱炭素社会の実現に向けた取組の強化及び気候変動適応の推進を図るため、次の措置を講じること。

- 1 脱炭素社会の実現に向けた国民の行動変容につながる取組の強化 脱炭素社会の実現に向けてデコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る 国民運動)の普及啓発ツールを充実させ、国民の脱炭素型ライフスタイルへの行動 変容につなげるための取組を強化すること。また、地域における住民や企業に対す る普及啓発活動を推進するため、デコ活ローカル(地域地球温暖化防止活動推進セ ンター)に対し更なる財政支援を行うこと。
- 2 ペロブスカイト太陽電池の早期社会実装化につながる取組の強化 再生可能エネルギーの更なる導入拡大に向けては、新たな技術であるペロブスカイト太陽電池の早期社会実装化が不可欠であるため、量産化に向けた生産設備への大規模な投資が促進されるよう、民間企業に対する更なる財政支援を行うこと。また、ペロブスカイト太陽電池の優位性を広く周知するとともに、初期需要の創出に向け、特に国関連の公共施設等への導入方針・目標を早期に示すなど、率先して取り組むこと。
- 3 地域気候変動適応センターへの支援 地域気候変動適応センターが担う「気候変動影響及び気候変動適応に関する情報 の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う」機能を実効性のあるものと するため、国において十分な技術支援及び財政支援を行うこと。
- 4 改正気候変動適応法への対応
- (1) 熱中症特別警戒情報について、気象庁気象情報伝送処理システムを含め、都道 府県・市町村等の関係機関や住民等に即時に一括して情報伝達できる効率的な伝 達方法を早急に構築するとともに、各地方自治体が対応するためのシステム改修 費用等について必要な財政支援を行うこと。
- (2) 指定暑熱避難施設について、市町村による指定を促進するため、事例集だけでなく、国としての施設の詳細に関する考え方を整理しマニュアルとして提供するとともに、施設整備等のための必要な財源措置を講じること。

【提案理由等】

1 脱炭素社会の実現に向けては、国民一人一人が、脱炭素を自分事化することが重要である。 国は昨年7月、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称を「デコ活」 に決定し、脱炭素につながる国民・消費者の行動変容やライフスタイルの転換を促している が、いまだ脱炭素のために何をしたらよいか分からないなどの国民の声も多い。こうしたこ とを踏まえ、CO₂排出量を見える化する指標を整えるとともに、CO₂排出量の削減効果が 実感でき、国民が行動変容やライフスタイルを転換するような普及啓発ツールの充実を図ることが必要である。また、地域地球温暖化防止活動推進センターがデコ活ローカルとして位置付けられ、地域脱炭素化を推進していくための重要な役割を担っている中で、同センターの取組をより実行性の高いものにするためには、更なる財政支援が不可欠である。

- 2 再生可能エネルギーの更なる導入拡大に向けては、新たな技術であるペロブスカイト太陽 電池の早期社会実装化が不可欠である。
 - G I 基金やG X 経済移行債を活用して、ペロブスカイトの早期実用化に向けた財源措置が講じられているが、ペロブスカイト太陽電池を大量生産できる環境を早期に実現するためには、民間企業による生産設備への大規模な投資を促すための財政支援が必要である。

また、これまで太陽光パネルを設置できなかった建物の壁面や道路の法面といった箇所でも発電ができるようになるなど、ペロブスカイト太陽電池の優位性を広く周知するとともに、初期需要の創出に向け、特に国関連の公共施設等への導入方針・目標を早期に示すなど、国が率先して取り組む必要がある。

- 3 気候変動適応法第13条に基づき設置する地域気候変動適応センターは、「気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う」機能を担うが、これらの実行のためには高い専門性を持った人材の確保・育成、ノウハウの蓄積及び運営体制の整備等が必要であり、同センターの機能を十分に発揮させるためには、国からの技術支援及び財政支援等が不可欠である。
- 4(1) 気候変動適応法第19条に基づいて新設された熱中症特別警戒情報は、国から都道府県へ通知し、それを受けた都道府県が市町村へ通知し、市町村は住民等へ伝達することが同法に規定されている。

この国から都道府県への通知について、事務連絡をメールで通知する方法で行うことが国から示されている。それに伴い、都道府県は国からのメールを受信し、市町村へ転送する作業が必要になるが、この作業はシステムではなく人の手を介して行うことになるため、迅速・正確に行われないおそれがある。また、この制度の運用期間である約6か月間は、休日も含めた毎日、都道府県及び市町村はメールの受信確認をすることが必要になり、人的コストや事務負担が大きい。

国において、気象庁気象情報伝送処理システム等を含め、都道府県・市町村等の関係機関や住民に即時に一括して情報伝達できる方法を早急に採用・構築し、熱中症特別警戒情報と熱中症警戒情報の伝達方法の一元化を図ることが必要である。あわせて、地方自治体が対応できるよう、システム改修費用等について必要な財政支援を行うことも求められる。

(2) 気候変動適応法第21条では、市町村が指定暑熱避難施設を指定できることとされており、各市町村に対応が求められている。

現状、必ず備えるべき最低限の基準は示されているが、法で公表することが義務付けられている「開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数」等、施設の指定や運営に関する考え方は市町村に大きく委ねられており、市町村では考え方の整理や関係者との調整が難航している。国は指定暑熱避難施設の運営に関する事例集を示しているが、事例のみならず、国としての考え方を整理した上で、市町村が参考とできるマニュアルを提示するべきである。また、必ず備えるべき最低限の基準に、「適当な冷房設備を有すること」が含まれていることから、必要な施設整備等のための財源確保も必要である。

(神奈川県担当課:環境農政局脱炭素戦略本部室)

提出先農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

【提案項目】

資源循環の推進を図るため、次の措置を講じること。

1 3 R対策の充実強化等

資源の有効利用と廃棄物となった場合の適正処理については、国民、事業者、行政の連携・協力が必要であるが、対象が多様な商品にわたることから、拡大生産者責任に鑑み、事業者を中心とした製品、容器等の設計の工夫、回収、循環的な利用等の取組を進める必要がある。

また、古紙や金属、廃プラスチックをはじめとする外国政府の輸入禁止措置等の影響により、我が国の廃棄物処理がひっ迫することのないように、国内での循環資源の利用拡大と万全な廃棄物処理体制の構築を図る必要がある。

- (1) 製造・流通・排出の各段階における3R対策の充実強化に向けて、関係業界への 指導を徹底すること。
- (2) ボタン電池及び小型充電式電池等を使用する家電製品は、回収時や処分時の安全性の観点から、消費者が電池を含むことに気づかず排出することのないよう、製品の改良等も含めて、分別しやすい商品づくりを事業者へ指導すること。
- (3) 市町村等の一般廃棄物処理におけるごみ収集袋にバイオプラスチック(バイオマスプラスチック、生分解性プラスチック)の導入を推進するため、安定的かつ安価で供給され、市町村の財政的負担が軽減されるよう措置を講じること。
- 2 容器包装リサイクル法等の見直し
- (1) 容器包装廃棄物の処理に関する役割分担は、市町村が分別収集、事業者が再商品化となっており、それぞれが費用負担しているが、分別収集の費用について、一部事業者負担とするよう法制度の見直しを行うこと。
- (2) 指定法人に対して、市町村による再商品化手法の選択、再商品化手法ごとの品質評価基準の制定、市販の収集袋を異物とする取扱いの見直し、再商品化事業者の入札参加資格に係る地域要件の設定など、引渡しを行う市町村の負担を軽減するための措置を講じるよう指導すること。
- (3) 業界に対して、分別しやすい商品づくり、リサイクルの区分が識別しやすいマークの表示について、より指導を強化すること。
- 3 家電リサイクル法の見直し
- (1) 対象機器の不法投棄防止を図るため、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること。
- (2) 不法投棄された対象機器の処理費用を、市町村ではなく、事業者(メーカー)の負担とする制度を確立すること。

4 建設リサイクルの推進

建設汚泥は、社会インフラの整備工事に伴い、発生量の増加が見込まれるが、現在、その再資源化が義務付けられておらず、最終処分される割合が増大することが 懸念されるため、建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物に追加すること。

- 5 食品廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進
- (1) 食品ロス削減の意識の醸成に向けた国民への普及啓発を積極的に行うこと。 また、取引慣行の改善等、業界団体に対する指導を徹底すること。
- (2) 食品廃棄物の再生利用を促進するため、排出事業者に対する経済的インセンティブが働く仕組みの検討や、登録再生利用事業者が再生するたい肥等の需要拡大に向けたグリーン購入法に基づく特定調達品目の拡充を図るなど、所要の措置を講じること。
- (3) フードバンク団体への支援拡充のため、農林水産省「食品ロス削減総合対策事業」において、活動に必要な人員や資金の確保、寄附食品の物流等の運営全般を広く支援するための措置を講じること。
- 6 紙おむつの資源化に向けた措置

超高齢社会の到来に伴い、今後更に使用済み紙おむつの排出量が増加することが見込まれることから、製造業者による資源化しやすい製品づくり及び再生素材の利用先の確保について関係業界に働きかけるとともに、早期の資源化の仕組みづくりのための調査研究を行うなど、有効利用に向けた措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、循環型社会の実現に向けて、市町村と連携して廃棄物の発生抑制、資源化の推進等に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、法制度の整備や国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

(神奈川県担当課:環境農政局資源循環推進課)

V-3 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進

提出先デジタル庁、経済産業省、環境省

【提案項目】

廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進を図るため、次の措置を講じること。

1 適正処理の推進

(1) カセット式ガスボンベやリチウムイオン電池を内蔵する電子機器、農薬・薬品類等のように、危険性、有害性が高く、市町村での処理が困難な一般廃棄物については、拡大生産者責任の観点から、業界による回収の仕組みの構築を促すこと。また、適切な廃棄方法について、国民への周知を徹底すること。

さらに、近年利用者が増加している電動ベッド等の介護用品やマッサージチェア 等の健康用品についても、業界全体での回収の仕組みの構築を促すこと。

- (2) 本県では、災害廃棄物対策について、神奈川県災害廃棄物処理計画を策定し、市町村の計画策定支援や、市町村や民間事業者団体と連携した机上演習を行うなど、災害廃棄物に対する対応力向上に取り組んでいるが、県域を越えた広域的な処理について、国の主導により、国・都道府県・民間事業者の連携・協力体制を明確にした、実効性のある仕組みの検討を進め、マニュアル等を整備すること。
- (3) 新型コロナウイルス等の感染症まん延時に発生量が増える感染性廃棄物について、保管基準の緩和などの措置を検討すること。
- 2 市町村等の廃棄物処理施設整備への財政的支援の充実
- (1) 循環型社会形成推進交付金については、市町村等の廃棄物処理施設整備や適正な ごみ処理に支障が生じないよう、承認された循環型社会形成推進地域計画に基づく 事業実施に合わせ、引き続き必要な予算額を確保すること。
- (2) 循環型社会の推進に資する施設や施設の運転管理に必要な設備など、廃棄物処理施設と一体不可分である用地や建物の整備についても、全て交付対象とすること。
- (3) 廃止した焼却施設の速やかな解体を促進するため、跡地利用の有無にかかわらず、一般廃棄物処理施設の解体撤去工事のみを行う場合に対して、別途財政的支援を行うこと。
- 3 不法投棄等の防止対策の推進
- (1) 不法投棄の原状回復に向けた産業廃棄物適正処理推進センター基金を拡充すること。
- (2) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理基準や保管基準に違反する行為のうち、特に悪質な行為に対する直罰規定を設けること。 また、改善命令に違反した者に対する罰則規定についても、十分な抑止力となるよう罰則を強化すること。
- (3) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理基準や保管基準に、いわゆる「野積み処分(廃棄物の占有者等の意思によりその場に放置することによる処分)」についての禁止規定を設け、基準違反に係る改善命令を可能とすること。

- 4 産業廃棄物処理業の申請・届出手続の電子化
- (1) 法定受託事務である産業廃棄物処理業の許認可に係る申請・届出手続の電子化を推進するとともに、各地方自治体における電子化に対し、十分な財源措置を講じること。
- (2) 電子化・情報社会化に対応するため、収集運搬車両への許可証の写しの備え付けに代えて、電子機器による許可証の画像の提示も認めること。

【提案理由等】

本県では、循環型社会の実現に向けて、市町村と連携して廃棄物の適正処理の推進に取り組んでいるが、法制度の整備や国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

また、不法投棄を許さない地域づくりに向けて、条例を制定するとともに、不法投棄の未然防止対策や原状回復に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、産業廃棄物適正処理推進センター基金の拡充等を図っていく必要がある。

このほか、本県では法定受託事務として、収集運搬業をはじめ、産業廃棄物処理業の許認可事務を行っているが、業界団体からデジタル庁が運営する補助金の電子申請システム(Jグランツ)のような仕組みによる申請・届出手続の導入を求められているため、産業廃棄物処理業に係る全国共通の電子申請システムの構築及び地方自治体によるシステムの導入・運用に係る財政的支援が必要である。

(神奈川県担当課:環境農政局資源循環推進課)

V-4 水力エネルギーの利用促進に向けた水力発電施設の運用改善の支援

提出先 経済産業省、国土交通省、環境省

【提案項目】

発電用ダムをはじめとする水力発電施設におけるGXを推進するため、安全管理及び遠隔監視へのAI活用や放流操作の遠隔化導入などによる運用改善に対して、国において十分な技術的支援及び財源措置を講じること。

【提案理由等】

我が国は、2030年度における温室効果ガス46%削減(2013年度比)や、2050年カーボンニュートラルの実現を目指した取組を加速化しており、その取組の一部として、二酸化炭素排出量の削減や再生可能エネルギーの拡充を図ることなどを掲げている。こうした取組を通じてグリーン社会を実現するためには、デジタル化などエネルギー利用の効率化によるGXの推進が不可欠である。

グリーン社会の実現に向けた具体的な取組として、国土交通省では純国産クリーンエネルギー の創出促進を掲げ、発電設備の新設・増強などによる水力発電量の増加を目指すとしている。

その一方で、我が国の水力発電施設には、立地条件が厳しい上に発電量が小さく、維持管理や設備投資など発電事業の継続に係る課題を抱えるものが多くある。例えば、本県が管理する非常駐の発電用ダムには、山間部にあるダムへの通路の風化が進み崩落しやすいため、職員の安全を優先することを目的に、出水が予測される場合は好天のうちにゲートを全開にして発電取水を早期に停止するものがある。このような施設において、安全管理及び遠隔監視へのAI活用や放流操作の遠隔化導入などによる運用改善がされれば、職員の移動の減少による二酸化炭素排出量の削減と、発電取水の効率化による再生可能エネルギーの拡充が期待できる。しかし、それら運用改善のための設備投資の検討に当たっては、本県単独では技術的知見の収集に限界があること及び設備投資の経済的合理性が課題となっている。

このように、発電事業の継続に係る課題を抱える水力発電施設が多くある中、国の政策である 純国産クリーンエネルギーの創出促進を実現していくためには、安全管理及び遠隔監視へのAI 活用やダム放流操作の遠隔化導入など、GXの推進に合致する運用改善に対して、十分な技術的 支援及び財源措置が必要である。

(神奈川県担当課:企業庁企業局利水課)

V-5 PCB廃棄物の期間内処理の徹底

提出先環境省

【提案項目】

PCB廃棄物の期間内処理の徹底を図るため、次の措置を講じること。

- 1 低濃度 P C B 廃棄物処理に対する支援 低濃度 P C B 廃棄物においても、高濃度 P C B 廃棄物と同様に基金による処理費 用の助成など、適正処理に向けた経済的な支援の仕組みを構築すること。
- 2 積極的な広報・啓発 低濃度PCB廃棄物の早期かつ適正な処理の必要性に関して、マスメディア等を 活用した積極的な広報・啓発を継続的に行うこと。
- 3 PCB廃棄物処理基金の運営 環境再生保全機構のPCB廃棄物処理基金における運用益の使途については、中 小企業等におけるPCB廃棄物の適正な処理の助成に活用し、また、執行残につい ては適正な算出方法によって返金されること。

【提案理由等】

本県では、期間内にPCB廃棄物処理を確実に行うため、県内事業所への周知、掘り起こし調査、県有PCBの処理に向けて取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

【提案項目】

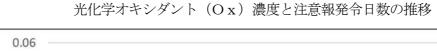
大気環境について、国民の安全安心を確保するため、次の措置を講じること。

- 1 光化学オキシダントに係る効果的な対策の実施 国において、早急に光化学オキシダントの生成メカニズムを解明するとともに、 効果的な対策を具体化し、実行すること。
- 2 PM2. 5の注意喚起に係る予測精度の向上 PM2. 5質量自動測定機の1時間値について、メーカーへの技術支援などを通 じて、精度向上を促進すること。
- 3 石綿の飛散防止対策の推進

本県では、大規模災害時の石綿飛散防止対策として、平時から建築物等の所有者 等に石綿含有建材の使用の有無を調査する努力義務を条例で規定しており、国にお いても、同様の規定を大気汚染防止法に定めるとともに、その調査が促進されるよ う、補助制度を創設すること。

【提案理由等】

1 本県では、光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合 物(VOC)の排出抑制などを進めてきたが、光化学オキシダント濃度及び注意報の発令回 数は横ばいで推移し、依然として改善されていない。全国的にも光化学オキシダント濃度及 び注意報の発令日数は近年横ばいの傾向にあり、早急に光化学オキシダント濃度の低減につ ながる効果的な対策を具体化し、実行する必要がある。





2 PM2. 5について、国では「注意喚起のための暫定的な指針」等に基づき、地方自治体においてPM2. 5の濃度が高くなる場合に備えた注意喚起など的確な情報発信を行うことを求めている。

しかし、国によるPM2.5質量自動測定値の1時間値の測定精度の検証結果によると、1時間値のばらつきの大きさは機種により異なっており、測定機器の精度向上を促進させる必要がある。

3 災害時における石綿飛散防止対策を推進するため、平時から建築物等への石綿の使用の有無の把握が進むよう、令和2年6月の大気汚染防止法の改正により、国及び地方自治体に対する責務が規定された。

災害時における石綿飛散防止対策を着実に進めるためには、建築物の所有者等による石綿の使用の有無の調査を大気汚染防止法に規定するとともに、その調査が促進されるための具体的な誘導策として、環境省は、他省庁の制度との整合を図りつつ、環境汚染を防止する観点から、補助制度を創設する必要がある。

(神奈川県担当課:環境農政局環境課)

V-7 花粉発生源対策の推進

提出先 農林水産省

【提案項目】

森林環境保全整備事業のうち、特定機能回復事業のメニューである林相転換特別対策(特定スギ人工林)の一貫作業における植栽本数の要件について緩和すること。

【提案理由等】

令和5年度の林野関係補正予算において、森林環境保全整備事業実施要領が一部改正され、花粉症解決に向けた緊急総合対策が盛り込まれたが、そのうち、林相転換特別対策(特定スギ人工林)では、花粉発生源であるスギを伐採し、花粉症対策苗木への植替えを行う一貫作業の実施要件が、植栽本数2,000本/ha以下とされた。

この要件は、保安林の指定施業要件について考慮されておらず、保安林率が約55%と全国平均約49%よりも高く、植栽本数に係る指定施業要件の標準を3,000本/haとしている本県では、林相転換特別対策(特定スギ人工林)を進める上での障害となっている。

人口の多い都市部を抱える本県において、花粉発生源対策をより推進するために、保安林においては植栽本数の要件を適用除外にするなど、要件の緩和が必要である。

(神奈川県担当課:環境農政局森林再生課)

Ⅴ-8 自然公園における利用者用トイレの整備

提出先 環境省

【提案項目】

自然公園(国立公園、国定公園)の利用者用トイレの老朽化に伴う改修等について財政支援を充実すること。

【提案理由等】

本県では、富士箱根伊豆国立公園に8か所、丹沢大山国定公園に20か所の公衆トイレがあり、 7割以上が20年以上、5割が30年以上経過している状況である。

こうした中で、富士箱根伊豆国立公園では、箱根町がインバウンドの回復を見越して、観光客の利便性や快適性の向上を目指し、公衆トイレの改修を進めており、同町や県議会からトイレ改修に係る要望が出されている。

また、丹沢大山国定公園では、令和4年4月に新東名高速道路の秦野丹沢スマートインターチェンジが供用開始され、来訪者の増加が期待される中、秦野市では令和2年9月に、表丹沢エリアの魅力を活かし、効果的な方法で発信していくための「秦野市魅力づくり構想」が策定された。

このことから、公衆トイレをはじめとする県有施設について、表丹沢の魅力向上につながる効果的な活用が図られるよう改修を求められている。

こうした状況も踏まえ、本県では令和5年度にトイレプロジェクトを立ち上げ、令和7年度までの3年間で、きれいで安心して使えるトイレを目指し、県有施設や観光客受入れのための県立公園や防災拠点施設等におけるトイレを集中的に整備することとしており、自然公園については、インバウンド対応や、更新も含めた老朽化対策が必要なトイレの改修を最優先に進めている。

このため、自然環境整備交付金の交付率上限に近い交付額の確保、又はこれに類する財政支援を充実させる必要がある。



(老朽化したトイレの事例)

(神奈川県担当課:環境農政局自然環境保全課)

VI-1 共生社会の実現に向けた農福連携の推進

提出先厚生労働省、農林水産省

【提案項目】

共生社会の実現に向けて、農福連携を、農業分野における障がい者の活躍の場としての取組にとどまらず、ユニバーサルな取組として、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等も含めた身近な地域の多様な人々が参画し、「ともに生きる」ことを体感する機会として推進するため、次の措置を講じること。

- 1 多様な人々を対象とした包括的な補助制度の構築 障がい者や高齢者など参加者の属性によらず、共生社会の実現に向けた農福連携 の活動に対する柔軟な制度運用や包括的な補助制度の構築を行うこと。
- 2 都市部の小規模農家でも活用可能な環境整備に係る支援 仮設トイレの設置など、最低限必要な環境整備にかかる費用について、小規模農 家でも利用しやすい支援策を講じること

【提案理由等】

1 現状、障がい者の工賃向上や、高齢者の社会参加・介護予防など、農福連携にも活用可能 な補助制度等はあるが、それぞれ所管部署や、補助の目的・対象も異なるため、調整に過大 な困難が生じている。

よって、共生社会の実現に向けた農福連携の活動に対する柔軟な制度運用や包括的な補助制度の構築を行う必要がある。

| 門及び開来で行うを安かめる。 | | | |
|------------------------|-------|----------------|------------------------------------|
| 名称 | 対象 | 実施主体 | 主たる目的 |
| 工賃向上計画支援等事業 | 障がい者 | 都道府県 | 障害福祉サービス事業所 等を利用する障がい者の |
| 農福連携プラス推進モデル事業 | 障がい者 | 都道府県 | 工賃向上 障害者就労支援施設立ち 上げ支援とモデルづくり |
| マッチング支援担当者設置の モデル事業 | 生活困窮者 | 福祉事務所設置自 治体 | 生活困窮者の就労に向けた準備 |
| 地域支援事業交付金 | 高齢者等 | 市区町村 | 要介護状態等の予防高齢 者を地域で支える体制の 構築 |
| 高齢者の生きがい活動促進事業 | 高齢者 | 市区町村 | 高齢者の社会参加・役割 創出 |

2 本県の農業は、農家一戸当たりの耕地面積が0.86haと全国平均の3.0haと比べて規模が小さく、家族を中心とした個人経営が多く、農業の担い手不足や高齢化が進んでいる。

そうした中で福祉との協働へ期待を持つ農業者も徐々に増えているが、現状、農林水産省の農山漁村振興交付金には個人に対する直接の助成はない。

仮設トイレの設置など、最低限必要な環境整備にかかる費用について、小規模農家でも利用しやすい支援策を講じる必要がある。

(神奈川県担当課:福祉子どもみらい局共生推進本部室)

VI-2 外国籍県民の人権を尊重する施策の推進

提出先総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

県内の外国籍県民が増加し、定住化が進む中で、外国籍県民の地域参加の促進及び暮らしやすい環境づくりを図り、外国籍県民とともに生きる地域社会づくりを進めるため、次の措置を講じること。

- 1 地域参加の道が閉ざされている制度の改善の検討 外国籍県民に対して法律的に地域参加の道が閉ざされている制度について、改善 の検討を行うこと。
- 2 情報提供・相談体制の充実 情報提供や相談を多言語で行う窓口への支援を更に充実させるとともに、交付金 による財政支援は継続・拡充すること。
- 3 医療通訳制度等の充実 異なる言語や文化を持つ外国人患者の支援のため、医療通訳制度の更なる充実を 図るとともに、先行する地方自治体等の制度との融合を図ること。
- 4 地域日本語教育の総合的な体制づくりに係る支援等の継続・改善 地方自治体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化していくため の財政支援を継続・拡充するとともに、市町村等も含めて、通年での事業実施期間 を確保できるよう必要な措置を講じること。
- 5 外国人学校の設置者に対する特定公益増進法人の認定等 外国人学校への寄附について税制上の優遇を図るため、その設置者を特定公益増 進法人として認めること。また、指定寄附金についても指定の対象とすること。
- 6 医療費負担能力に欠ける外国籍県民の救済 健康保険未加入者の医療費不払いは、医療機関の経営を圧迫し、医療提供体制に も影響を与えていることを踏まえ、医療費負担能力に欠ける外国籍県民救済のた め、新たな制度を創設すること。
- 7 老齢基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置 在日外国人に係る老齢基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置を 講じること。

【提案理由等】

本県に在住する外国籍県民は、令和6年1月1日現在の住民基本台帳上の外国人数で26万163人であり、県民約35人に1人の割合となっている。こうした人々は納税をはじめ、日本人と同様の義務を果たしているにもかかわらず、権利の保障が十分ではない。このため、本県では平成10年11月に外国籍県民の声を県政に反映させる仕組みとして「外国籍県民かながわ会議」を設置し、取組を進めている。

国は、外国人労働者の受入拡大への対策として、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定したが、地方自治体にとって使いやすい制度とはなっておらず、国全体を通じた諸制度の改革を伴わなければ、外国籍県民とともに生きる社会を実現していくことは難しい状況にある。グローバル化が急速に進展する中で、制度の抜本的な改善及び創設が必要である。

また、外国人受入環境整備交付金等について、地方自治体の補助申請予定額が国の事業予算を上回ったことを受け減額調整されていることから、地方自治体の取組に支障が生じているため、外国籍県民が増え続ける状況を踏まえ、国としても十分な予算を確保するとともに、より一層の財政措置の充実が必要である。

VI-3 中国残留邦人等に対する支援給付事業に係る財政負担の見直し

提出先 厚生労働省

【提案項目】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律に基づく、中国残留邦人等に対する支援給付事業は、現在国が実施している旧軍人等に対する給付事業と同様、地方自治体の負担を求めることなく、国の責任において実施すること。

【提案理由等】

中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、平成20年4月から支援給付事業が開始され、 地方自治体には生活保護法の例による財政負担が生じることとなった。

本制度は、中国残留邦人等の地域社会における自立の促進及び生活の安定を図るために実施するものとされているが、中国残留邦人等に対する支援については、現在国が実施している旧軍人等に対する給付事業と同様、戦争被害に対する補償として、国の責任において実施すべきものであり、地方自治体に財政負担を求めるべきではない。

(神奈川県担当課:福祉子どもみらい局福祉部生活援護課)

Ⅵ-4 戦後80年に向けた祈念事業等への財政支援

提出先 厚生労働省

【提案項目】

令和7年度は戦後80年、被爆80年の節目となる。これを機に、戦没者等を追悼し、戦争の悲惨さを風化させないため次世代継承に繋がる取組を行うことは重要であるため、戦後80年祈念事業など節目の取組を実施する都道府県に対し、財政支援すること。

【提案理由等】

戦後生まれが社会の大半を占め、戦没者等のご遺族も大幅に減少し、悲惨な戦争の体験や記憶の風化が懸念されている。戦争の惨禍を二度と繰り返さないためにも、戦争の記憶と平和への思いを次世代に継承していくことは、今を生きる私たちに与えられた使命である。

戦後80年、被爆80年を迎える令和7年度を節目の年ととらえ、これを機に、先の大戦で亡くなられた方々を追悼し、平和を祈念する事業を行うことは、戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代に継承していく上でも効果的であるため、国による十分な財政支援が必要である。

(神奈川県担当課:福祉子どもみらい局福祉部生活援護課)

VI-5 男女共同参画社会実現のための施策の推進

提出先 内閣府、文部科学省

【提案項目】

男女共同参画社会の実現に向けて、全国共通の課題として特に推進していくべき次の施策について、措置を講じること。

1 ライフキャリア教育の推進

社会に出る前の若者に対し、男女とも固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、生涯にわたりどのような働き方、生き方をしたいのかを主体的に考えることができるよう、男女共同参画の視点によるライフキャリア教育を促進すること。

2 ジェンダー統計の推進

男女の状況を客観的に把握するジェンダー統計の推進のため、性別情報の取扱いに関するガイドラインを策定し、全国調査を行う際はこれに基づき実施すること。

【提案理由等】

2024 年6月に世界経済フォーラムが公表したジェンダー・ギャップ指数(世界経済フォーラム)で、日本は146か国中118位であり、社会全体の男女の地位の平等感も高まっていない。男女共同参画社会を実現するためには、若い頃から固定的性別役割分担意識にとらわれないよう、男女共同参画の視点によるライフキャリア教育の実施が必要である。また、これらの取組を進めるために、男女の置かれている状況を客観的に把握・分析することが重要である。

- 1 本県では、中学生・高校生・大学生を対象とした男女共同参画の視点によるライフキャリア 教育の実施を支援している。こうした教育を受ける機会は、すべての若者に与えられるべきで あり、教育関係者の意識醸成や、学校が授業等でライフキャリア教育に取り組むための支援を、 国全体で展開する必要がある。
- 2 各都道府県で実施している各種統計は、国の調査の一環であるものや、国への報告様式に基づき実施しているものも多いため、ジェンダー統計の推進に当たっては、国が、性差別防止や性的マイノリティへの配慮の観点から性別調査を廃止する動きがあることも踏まえ、性別情報の取扱いに関する考え方を整理することが不可欠である。

(神奈川県担当課:福祉子どもみらい局共生推進本部室)

Ⅵ-6 困難な問題を抱える女性支援の総合的な推進

提出先内閣府、厚生労働省

【提案項目】

配偶者等からの暴力(DV)の被害者、人身取引対策行動計画に記されている人身取引被害者をはじめ、困難な問題を抱える女性等の支援を総合的に推進するため、次の措置を講じること。

- 1 女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設職員職種別配置基準 入所者への支援を24時間365日行うためには、職員職種別配置基準が定める 支援員2名の配置では足りないため、同基準を、現場実態を踏まえて見直すこと。
- 2 同伴児童への支援強化 同伴児童に対し、学習支援や心理的ケア等を十分に行えるよう、補助単価等の 見直しを行うこと。
- 3 暴力の未然防止と加害者対策 女性に対する暴力を未然に防止するための取組の充実を図るとともに、加害者 更生など加害者対策の具体化、さらには近年増加が見られる男性被害者について

も、円滑な支援が図られるよう、支援体制の枠組みの構築を図ること。

【提案理由等】

- 1 女性相談支援センター一時保護所、女性自立支援施設共に支援員の24時間365日対応が必要な施設であるが、職員職種別配置基準の定める2名では、ローテーションを組むことができない。令和6年4月に施行された「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(省令)」において女性自立支援施設の職員配置の基準が規定されたが、入所者の保護及び自立支援を適切に行うためには支援員2名では不十分である。そのため、職員職種別配置基準を、現場実態を踏まえて見直し、最低基準を底上げする必要がある。
- 2 一時保護施設における同伴児童対応は、心理的ケア等の面で十分なされているとはい えない状況にある。現行の補助単価では、専門職員が確保できない状況であり、短期間 であっても、子どもたちが安心して生活ができるよう、支援体制の整備につなげるため、 補助単価等を見直す必要がある。
- 3 DVを防止するためには、暴力の防止の啓発や、加害者への対策が重要であり、本県では、平成26年度に窓口を設置し、加害男性からの相談にも対応しているが、加害者更生については実施できていない。国においては、令和5年度に「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」をまとめたところであるが、引き続き加害者プログラムの有効性を検証し、加害者へプログラムの受講を義務付けるなどの必要な法整備を行うとともに、地方自治体への支援策を講じる必要がある。また、現状では、男性DV被害者の保護が可能な一時保護施設の確保が困難である等、女性相談支援センターの枠組みでは男性被害者の円滑な支援は困難な状況であり、男性被害者に対する支援体制の構築を図ることが必要である。

(神奈川県担当課:福祉子どもみらい局共生推進本部室)

Ⅵ-7 NPO法人の自立的活動を支える環境整備の充実

提出先総務省

【提案項目】

NPO法人の自立的活動の基盤強化に向けて、認定NPO法人や指定NPO法人数の拡大を図るため、次の措置を講じること。

条例による指定方法の見直し

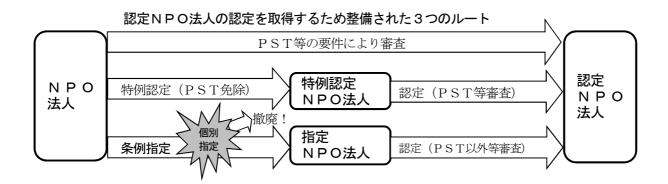
「住民税控除対象となるNPO法人への寄附金」に係る条例による指定方法(条例に法人の名称及び所在地を明記)については、公示による指定も可能とするなど、地域主権の観点から、地方の判断に委ねるよう見直しを行うこと。

【提案理由等】

平成23年6月の特定非営利活動促進法改正により、都道府県や市町村が条例で指定したNPO 法人への寄附金は、個人住民税の寄附金税額控除の対象となった。

本県では、都道府県では初めてとなる、控除対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を指定するための基準・手続等を定める条例を平成23年12月に制定、平成24年7月には対象となるNPO法人を指定する条例を制定し、令和5年度末現在で65法人を指定している。

しかしながら、条例に法人の名称及び所在地を明記する必要があるため、指定の都度条例改正 が必要であり、指定の時期が限定されるなど速やかな指定という面で課題がある。



(神奈川県担当課:政策局NPO協働推進課)

VI-8 史跡等の保存整備に係る補助制度の拡充

提出先 文化庁

【提案項目】

史跡、名勝、天然記念物等(以下「史跡等」という。)の保護に当たり、整備、管理等の促進を図るため、市町村による県有地の買上げについても補助対象とすること。

【提案理由等】

史跡指定された県有地に本県の施設が設置されていた場合、市町村による史跡等の円滑な整備等を行うため、市町村による当該県有地の買上げ及び県施設の移転等が検討されるが、史跡等購入費国庫補助要項では、市町村による県有地の買上げは補助対象事業とはなっていない。

この結果、当該史跡等の整備等に関しては、県施設の移転や市町村による県有地の買上げなど、本県又は市町村に財政的負担が生じることとなり、史跡等の計画的・円滑な整備等に支障が生じる懸念もある。

文化財保護法が改正され、令和元年度より市町村による文化財の総合的な保存・活用の仕組みが導入されたことから、こうした取組を効率的に進めるためにも、速やかに県有地を市町村有地とし、市町村が自らの管理地として整備等を行える環境を築くことが大切であり、例えば「文化財保存活用地域計画」に記載された土地については市町村による県有地の買上げを補助対象事業とするなど、補助制度の拡充が必要である。

(神奈川県担当課:教育局文化遺産課)

VI-9 文化財の防火対策に係る補助制度の拡充

提出先文化庁

【提案項目】

文化財の防火対策は、急務であるが、一方で経費が著しく高額になる場合も多く、より重点的な支援を必要とすることから、国庫補助事業の補助率を加算すること。

【提案理由等】

現在、国では令和元年に策定した「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」に基づき、ハード・ソフトの両面から、防火対策の取組を進めているところである。

本県においても令和元年、国指定重要文化財「宝城坊本堂」の敷地内において不審火が発生した事案があり、文化財の所有者及び文化財の存する地方自治体からは、スプリンクラー及び防犯カメラ等、高額なハード整備について、より重点的な支援を求められている。

文化財は火災により、一度滅失・毀損すれば、再び回復することができないことから、文化財の価値を守るためにも防火対策は急務であることと併せて、所有者の負担をなお一層軽減するために、「重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項」に規定する補助率について、更なる加算を行うことが必要である。

(神奈川県担当課:教育局文化遺産課)

VI-10 マイナンバー制度の円滑な運営の推進

提出先デジタル庁、総務省

【提案項目】

マイナンバー(社会保障・税番号)について、制度の円滑な運営を図り、実務に携わる地方自治体の負担を軽減するため、次の措置を講じること。

- 1 新たな情報連携に係る財政措置及び各省庁通知の早期発出 新たな情報連携の開始に伴い必要となる地方自治体のシステム改修費用について 補助金等適切な財政措置を講じるとともに、データ標準レイアウト改版の確定時期 に併せて、新たな情報連携に係る事務取扱い等について情報提供するよう各省庁に 求めること。
- 2 特定個人情報データ標準レイアウト改版確定後修正の抑制 改版確定後の度重なる修正は、地方自治体の負担が大きいため、こうした修正が 発生しないよう事前に仕様の確認を十分に行うこと。
- 3 マイナンバー制度に係る各システムの処理性能の確保 マイナンバーカードの発行や情報連携に係る各システムにおいて安定的な運用を 行うとともに、十分な処理性能を確保すること。
- 4 マイナンバー制度に係る住民支援等に要する経費に対する財政措置 マイナンバーカードの健康保険証利用及び公金受取口座の登録手続支援に係る経 費について継続的な財政措置を講じるとともに、市町村窓口において住民がマイナ ポータルを利用するための端末の整備経費についても、財政措置を講じること。
- 5 マイナンバーカード交付事務に関する照会回答システムの構築 マイナンバーカード交付事務について、要領等で想定されていない事案や判断が 困難な事案に対して迅速な対応を行うため、地方自治体向けの照会回答システムを 設置すること。

【提案理由等】

- 1 国の方針による新たな情報連携が開始されることに伴い、地方自治体のシステム改修が必要となる場合は、補助金等による適切な財政措置が必要である。また、地方自治体における予算の確保を適切に行うため、改版の影響を受ける事務取扱いに係る情報についても、データ標準レイアウト改版の確定版と合わせて改版の前年度6月までに提供するよう各省庁に働きかけを行う必要がある。
- 2 毎年度のデータ標準レイアウトの改版作業に当たっては、「確定版」の公開後に度重なる 修正が行われている(令和3年度は10回、令和4年度は7回、令和5年度は5回)。地方自 治体は、修正の度に確認等の作業が必要となっており、修正範囲が大きい場合は、システム 改修費用が掛かる可能性もある。改版確定後の修正が発生しないよう、事前に仕様の確認等

を十分に行うべきである。

3 マイナンバーカードの重要性は日々高まっているため、マイナンバーカード関連システム について、安定的な運用を行うとともに、十分な処理性能を確保する必要がある。

また、データ標準レイアウトの改版作業に当たっては、中間サーバーの情報連携件数に制限があるため、副本登録を数日に分けて実施しなければならない状況が続いており、地方自治体に大きな負担が強いられていることから、十分な処理性能を確保する必要がある。

4 マイナンバーカードの健康保険証としての利用登録や公金受取口座の登録について、令和 7年3月31日までに要した経費のみがマイナンバーカード交付事務費補助金の対象となって いるが、市町村窓口における住民支援に係る経費について、継続的な財政措置を講じる必要 がある。

また、マイナンバーカードの普及により、マイナポータルの活用がより一層進むことが想定されることから、窓口で住民がマイナポータルを利用するための端末整備費用についても、財政措置を講じる必要がある。

5 マイナンバーカード交付事務は法定受託事務であり、「個人番号カードの交付等に関する 事務処理要領」や質疑応答集等に具体の手順が規定されているが、実務においては要領等で 想定されていない事案や、判断が困難な事案が生じており、その度に市町村及び都道府県に よる検討や、県を通じて総務省への照会を行うこととなり、国・都道府県・市町村において 事務負担となるとともに、住民対応に時間を要している。

今後、マイナンバーカードの普及率が向上するにつれ、このような傾向は強くなると思われるため、マイナンバーカード交付事務について市町村が国に直接問合せすることができる照会回答システムを構築し、回答内容を随時FAQ等により共有することにより、迅速な住民対応が可能な環境を整備する必要がある。

提出先総務省

【提案項目】

個人住民税(特別徴収分)の収納事務について、地方税共通納税システムの利用拡大を促進する制度を創設するなど、一層の効率化・電子化を推進すること。

【提案理由等】

地方税の収納事務については、令和元年10月から納税者がeLTAXを利用して全国の地方自治体に納税できる地方税共通納税システムが稼働しているが、令和6年度税制改正資料に「今後、地方税共通納税システムを活用した電子納税を更に伸ばす余地は大きい」とあるとおり、利用拡大を促進していく必要がある。

特に、個人住民税(特別徴収分)の収納事務については、現在も、書面・対面をベースとした銀行等における窓口収納が多くなっているが、地方税共通納税システムを利用したeLTAXダイレクト納付を利用すれば納税者側は申告データを引き継いだ納税が可能となるほか、地方自治体側も領収済通知書の入力作業等が不要になるなど、大幅な業務の効率化が見込まれるところである。

個人住民税(特別徴収分)の申告事務においては、令和3年1月以降、税務署に提出する源泉徴収票の枚数が100枚以上の場合に、eLTAX又は光ディスク等による給与支払報告書等の提出が義務付けられた結果、eLTAXの利用率が大きく向上し、業務の効率化・電子化に貢献している。そこで、個人住民税(特別徴収分)の収納事務においても、申告における給与支払報告書等の電子申告義務化と同様に、地方税共通納税システムの利用拡大を促進する制度を創設するなど、業務の効率化・電子化を進めていくことが必要である。



令和4年度 地方税における納付件数の内訳(税目別のキャッシュレス納付比率)

(出典) 「地方税における収納・徴収に関する取組について」 (総務省自治税務局)

※ 納付件数は、総務省「地方税の収納・徴収対策等に係る調査」より(eLTAXに係るものは地方税共同機構における集計による)

(神奈川県担当課:政策局市町村課)

提出先総務省、国土交通省

【提案項目】

「流域治水」の取組を推進するには、まずは、河川整備等の事前防災対策の加速化が必要であり、ハード・ソフト一体となった治水対策の推進や、河川の適切な維持管理などのため、次の措置を講じること。

1 都市河川の整備推進

- (1) 本県の都市部には、多くの人口と資産が集積しているにもかかわらず、河川の整備水準が低いことから、河道や遊水地などの整備を強力に推進し、浸水被害の防止を図ることが喫緊の課題であるため、十分な予算措置を講じること。
- (2) 遊水地整備や鉄道橋架替えなどの大規模事業を計画的に推進できるよう、大規模特定河川事業の十分な予算措置を講じること。
- 2 国管理河川の堤防等の整備促進

多摩川、鶴見川、相模川における治水安全度の向上を図るため、国直轄管理区間においては堤防等の整備を更に促進すること。

3 水位等の観測体制の充実

迅速かつ円滑な避難や、より的確な水防活動の実施に向けて、本県及び市町村における水位計や河川監視カメラ等による情報提供を充実するため、十分な予算措置と交付対象範囲の拡充を講じること。

- 4 河川の適切な維持管理の推進
- (1) 現況の流下断面を確保するため、堆積土砂の撤去や樹木伐採が十分に行えるよう、継続的な財政措置を講じること。
- (2) ダム・水門・河川トンネルなど河川管理施設の計画的な維持管理を推進するため、十分な予算措置と交付対象範囲の拡充を講じること。

【提案理由等】

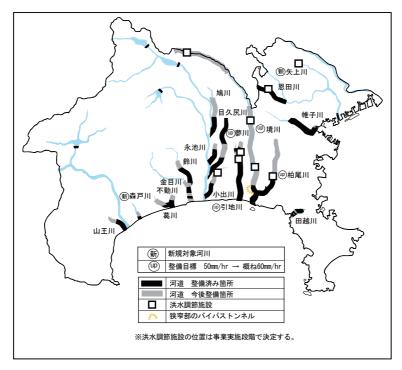
- 1(1) 本県では、都市部の河川の重点的な整備に取り組んでいるが、河道整備はもとより、河道の拡幅が困難な場合が多い都市河川では、遊水地や地下調節池などの整備を一層推進する必要があることから、十分な予算措置が必要である。
 - また、流域治水の更なる推進のため、流域自治体や民間事業者等が取り組む雨水流出抑制対策等について、十分な予算措置と対象範囲の拡充が必要である。
 - (2) 県内は交通網が発達していることから、河道整備に当たっては多くの鉄道橋や道路橋の架け替えが必要であり、遊水地や地下調節池などの整備も含め、計画的かつ集中的に取り組む必要がある大規模特定河川事業の十分な予算措置が必要である。
- 2 多摩川、鶴見川、相模川のうち、国直轄管理区間は人口及び資産の集積度も高く、ひとたび水害があると甚大な被害が予想されることから、治水安全度を向上させるための整備を更に促進する必要がある。

3 本県では、浸水被害を軽減するソフト対策を充実強化するため、水位観測施設や河川監視 カメラ等の増設に取り組んでいるが、計画的な整備を進めるには、十分な予算措置が必要で ある。

また、準用河川など市町村管理河川でも、観測体制を充実させるため、交付対象範囲の拡充が必要である。

- 4(1) 現状の河川が有する治水機能を最大限に発揮させるためには、河床変動の状況に応じて、 堆積土砂や繁茂した樹木を適時的確に除去することなどにより、河道流下断面を確保する ことが不可欠である。
 - この取組については、国においては「緊急浚渫推進事業債」の創設により支援しているが、令和6年度までの時限措置であり、適切に維持管理するためには、継続した財政措置が必要である。
 - (2) 河川管理施設(ダム、堤防、堰、水門、河川トンネル等)の計画的な維持管理を推進するためには、点検、修繕、更新等、継続的に多額の費用を要することから、機械・電気設備のみならず、土木構造物本体についても対象とするなど、十分な予算措置と交付対象範囲の拡充が必要である。

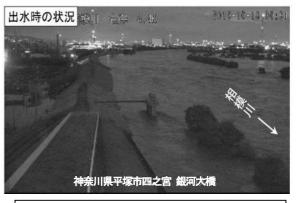
<都市河川重点整備計画 (新セイフティリバー) 対象河川等>



く近年の出水状況>



平成26年台風第18号柏尾川(横浜市栄区)



令和元年台風第 19 号 相模川(平塚市)国直轄管理区間

(神奈川県担当課:県土整備局河港課)

Ⅲ-2 小型船舶等の不法係留対策の推進

提出先 水産庁、国土交通省

【提案項目】

不法係留船対策を効果的に行うために、次の措置を講じること。

- 1 保管場所確保を義務付ける制度の創設 船舶の保管場所の確保を義務付ける制度を創設すること。
- 2 管理者が所有者判明船を簡易な手続で強制撤去できる制度の創設 河川・港湾・漁港の管理者が簡易な手続で、所有者が判明している不法係留船舶 の撤去ができる制度、撤去後の保管費用の強制徴収が可能となる制度及び保管期限 の上限を定める制度を創設すること。
- 3 強制撤去費用及び係留・保管施設整備に係る予算措置 地方自治体が行う不法係留船対策を推進するため、不法係留船の強制撤去に要す る費用及び係留・保管施設整備について、十分な予算措置を講じること。
- 4 放置船等の処分経費を関係団体等が負担する制度の創設 所有者不明の放置船及び沈廃船の処分について、関係団体等が経費を負担する制度を創設すること。

【提案理由等】

近年、海洋レジャーへの関心の高まりなどを受け、河川や港湾・漁港において、不法な船舶の係留が行われ、河川の流水機能の低下、船舶の航行障害、洪水・高潮時の不法係留船の流出による被害や津波による背後住居への二次被害等の問題を引き起こしているばかりでなく、周辺の生活環境にも少なからず影響を及ぼしている。

このような現状を抜本的に解消するためには、自動車のように適正な保管場所をあらかじめ確保することを義務付けることが必要不可欠である。また、対策を効果的に推進できるよう、所有者が判明している不法係留船撤去のための簡易な手続の創設のほか、撤去、係留・保管施設整備への予算措置や、廃船処理への支援拡大が必要である。

大岡川水系(横浜市)の不法係留の状況



三崎漁港の不法放置の状況



(神奈川県担当課:県土整備局河港課、環境農政局水産課)

提出先 国土交通省

【提案項目】

本県が取り組む相模湾沿岸の津波・高潮対策及びなぎさづくりを推進するため、次の措置を講じること。

1 津波・高潮対策の推進

津波・高潮対策を推進するため、海岸保全施設の整備に係る予算に加え、既存施設を適切に維持管理するための予算についても、十分な措置を講じること。

また、都市化が進んだ沿岸や海岸利用が盛んな地域など、防潮堤の嵩上げによる整備が困難な場所においても、施設整備が可能となるよう、新たな技術の研究開発などの支援を行うこと。

2 総合的な土砂管理によるなぎさづくり(海岸侵食対策)の推進

山・川・海の連続性をとらえた総合的な土砂管理によるなぎさづくり(海岸侵食対策)を推進するため、十分な予算措置を講じること。

また、国が先進的に取り組んでいる調査研究、技術開発の成果を提供するなど、本県の取組に支援・協力すること。

3 西湘海岸の保全対策の加速化

大規模な海岸侵食が生じた西湘海岸において、高度な技術の導入などにより砂浜の早期回復を目指し、海岸保全対策事業を加速化すること。

【提案理由等】

1 本県の沿岸は、人家が集中している地域が多く、ひとたび津波や高潮が発生すると、被害が 甚大になるおそれがある。しかし、津波や高潮に対する海岸保全施設の整備率は約6割と依然 として低く、津波や高潮から後背地を防護するためには、施設整備を積極的に推進する必要が ある。また、施設を良好な状態に保つには、点検、修繕等、継続的に多額の費用が必要であり、 計画的に維持管理を進めるためには、施設の長寿命化に係る事業についても十分な予算措置が 必要である。

また、海岸利用が盛んな地域において、防潮堤の嵩上げによる整備が困難な場所について、 地域の特性、海岸の利用、景観等に配慮しつつ、施設整備を行う必要があることから、新たな 技術の研究開発を促進し、その情報提供を行うなど、国の支援が不可欠である。

2 本県では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」を策定し、「山・川・海の連続性をとらえたな ぎさづくり」に取り組んでいるところであるが、推進に当たっては、十分な予算措置が必要で ある。

また、国が先進的に取り組んでいる総合的な土砂管理に関する調査研究や技術開発の成果の提供など、国の支援・協力が必要不可欠である。

3 西湘海岸において、国は、平成26年度から直轄事業として海岸保全施設の整備に取り組み、 令和5年度末には1基目の突堤が完成し、今後も引き続き、突堤の整備を進めるとともに、新 たな砂礫養浜にも着手するところであるが、地域の方々から一刻も早い砂浜の回復が求められ ており、更に事業を加速化して、推進する必要がある。

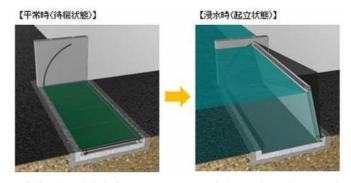
◇ 津波対策の推進

・津波避難タワーの設置(これまでの取組)



利用者の多い県立湘南海岸公園において、来園者の避難対策となり、沿岸市町への先導的モデルとして設置された「津波避難タワー」

新技術事例



常時は高い護岸や防潮堤がなくても、津波発生時には無動力で自動的に壁が立ち上がり、津波を防御する。

(例:国土交通省認定「陸上設置型フラップゲート式防潮堤」)

◇ 山・川・海の連続性をとらえた総合的な土砂管理によるなぎさづくり



◇ 西湘海岸の保全対策の促進

事業箇所:小田原市、二宮町、大磯町

事業内容:海岸保全施設整備

岩盤型潜水突堤 6 基 砂礫養浜 約36 万 $\,\mathrm{m}^3$ 洗掘防護施設 約 $2\,\mathrm{km}$

沿岸漂砂礫流失抑制施設 約1km

全体事業費:約320億円 事業期間:H26~R23

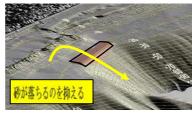
令和6年度事業内容:岩盤型潜水突堤

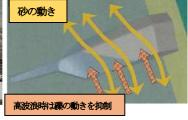
砂礫養浜

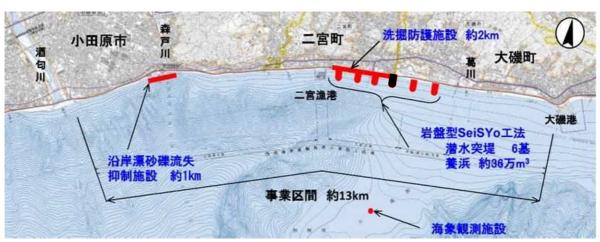


沿岸漂砂礫流出抑制施設分与ジ









(神奈川県担当課:県土整備局河港課)

Ⅶ-4 盛土による災害の防止対策の推進

提出先農林水産省、国土交通省

【提案項目】

盛十による災害の防止対策を推進するため、次の措置を講じること。

1 盛土の安全性を確保するための対策の推進

盛土規制法の規制区域指定後の運用においては、盛土の安全性を確保するための 対策を継続的に実施していくため、国による衛星画像の解析結果等の定期的(最低 5年に1度)な情報提供を行うとともに、基礎調査に対する国費率の嵩上げ継続 や、盛土等の許可申請の審査、検査及び指導の体制整備等のための財政支援措置を 行うこと。

2 大規模盛土造成地における対策の推進

既存の大規模盛土造成地においては、必要な安全性が確保されていない箇所の対策を早急に進めるため、宅地耐震化推進事業における、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

1 静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機として、危険な盛土を全国一律の基準で包括的 に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」が、令和5年5月に施行された。

本法律を実効性のある制度として機能させるためには、都道府県等による、盛土の安全性を確保するための対策を速やかに実施する必要がある。

そこで、おおむね5年に1度、調査をすることとされている規制区域の指定や既存の危険な盛土を把握する基礎調査について、都道府県等の負担の軽減・事務の効率化の観点から、国による衛星画像の解析・測量結果を、定期的(最低5年に1度)に情報提供をするとともに、財政状況が厳しいことから、国費率を継続的に1/3から1/2に嵩上げするなど支援を講じる必要がある。

また、本県では、盛土規制法の令和7年5月までの運用開始に向け、規制区域指定のための手続や体制整備に取り組んでおり、法の運用開始後、許可、検査及び指導に係る業務量が大幅に増大することが見込まれることから、外部委託も含めた体制整備等における自治体負担を軽減するための財政支援措置が必要となる。

2 既存の大規模盛土造成地における安全性の確保に向け、宅地耐震化推進事業を進めているところであるが、必要な安全性が確保されていない箇所については、早急に対策工事等を推進する必要がある。

(神奈川県担当課:県土整備局砂防課、建築指導課)

【提案項目】

近年、激甚化・頻発化するがけ崩れや土石流などの「土砂災害」から県民の生命と財産を守り、暮らしやすい生活環境を創造するため、土砂災害防止対策を強力に推進していく必要があることから、次の措置を講じること。

- 1 砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進 砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業のハード対策を強力に推 進するため、施設の整備に係る予算に加え、既存施設を適切に維持管理するための 長寿命化対策に係る予算についても、十分な措置を講じること。
- 2 土砂災害防止法に基づくソフト対策の推進 土砂災害防止法に基づくソフト対策の推進に向けて、土砂災害警戒区域等の宅地 開発等に伴う地形改変を踏まえた計画的な見直しが確実に行えるよう十分な予算措 置を講じること。あわせて、地方負担を軽減するため、現行の国費率を嵩上げする こと。
- 3 急傾斜地崩壊対策事業の制度拡充 急傾斜地の施設整備を重点的に推進するため、急傾斜地崩壊対策事業の保全人家 戸数や全体事業費の採択基準を緩和するなど、制度拡充を図ること。

【提案理由等】

近年、気候変動等の影響によって、がけ崩れや土石流などによる土砂災害が激甚化・頻発化している。

- 1 砂防、地すべり及び急傾斜地における施設の整備水準は依然として低く、近年の激甚化・頻発化する土砂災害からの安全度を高めるため、ハード対策の更なる推進が必要である。
 - また、整備した施設を良好な状態に保つには、点検、修繕等、継続的に多額の費用が必要であり、計画的に維持管理を進めるためには、施設の長寿命化に係る事業についても十分な予算措置が必要である。
- 2 土砂災害防止法に基づく基礎調査については、財政状況も厳しい中、基礎調査が完了した後も、リスク情報の更なる充実を図るため、土砂災害警戒区域等の宅地開発等に伴う地形改変を踏まえた計画的な見直しが必要であることから、十分な予算措置を講じるとともに、国費率を1/3から1/2に嵩上げするなどの支援が必要である。
- 3 急傾斜地崩壊対策事業については、まちづくりと連携する砂防等事業の中で、令和5年度に 採択基準が緩和(がけ高10m以上→5 m以上)され、積極的な活用に取り組んでいるところで あるが、激甚化・頻発化するがけ崩れ災害から県民のいのちを守るためには、施設整備の更な る加速化が必要であることから、保全人家戸数や全体事業費が国の採択基準を満たさず対応が 遅れている急傾斜地に対して、制度を拡充する必要がある。

1 砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進

5か年加速化対策により整備が進んだ箇所



宮沢川1号堰堤 宮沢川(小田原市)



急傾斜地 公郷町4丁目B地区(横須賀市)

長寿命化(老朽化対策)を実施した砂防堰堤







大岩堰堤 河内川 (山北町)

2 土砂災害防止法に基づくソフト対策の推進

急傾斜地において宅地開発によりがけ地が解消され土砂災害警戒区域等の見直し が必要な状況







3 急傾斜地崩壊対策事業の制度拡充

保全人家戸数や全体事業費が国の採択基準を満たしていない箇所



保全人家戸数10戸未満



全体事業費 7,000 万円未満

(神奈川県担当課:県土整備局砂防課)

Ⅶ-6 建築物の耐震化の促進

提出先 国土交通省

【提案項目】

建築物の耐震化には、多額の費用を要し、また、所有者の理解を得ながら進める必要があることから、民間建築物の耐震化を着実に促進できるよう、大規模建築物及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に関する補助について、必要な財源を確保すること。

【提案理由等】

本県は、複数の巨大地震による甚大な被害が想定されており、県民の安全・安心を支えるためには、建築物の耐震化が喫緊の課題である。

2013 (平成25) 年11月に耐震改修促進法が改正され、不特定多数の方や避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化に対する取組が強化された。

本県では、これらの民間建築物の耐震化の促進に取り組み、緊急輸送道路の沿道建築物については、九都県市とも連携し耐震化の普及啓発等の取組を進めているところであるが、耐震診断や耐震改修には多額の費用と時間を要する。

こうした中、2024(令和6)年1月の能登半島地震では、多くの建築物が倒壊し、緊急輸送道路の寸断が相次いだこと等から建築物の耐震化の重要性に関心が高まっており、耐震化を着実に促進できるよう財源を確保していく必要がある。

(神奈川県担当課:県十整備局建築安全課)

Ⅲ-7 石油コンビナート地域の産業保安の取組の強化

提出先 経済産業省、消防庁

【提案項目】

石油コンビナート地域の産業保安の取組を強化するため、次の措置を講じること。

- 1 令和4年6月公布の改正高圧ガス保安法で措置された新たな認定制度において、 国による適切な審査・認定に基づき、認定事業者における先端技術を活用した防災 対策や人材育成の充実強化を図るとともに、地方自治体と緊密に連携し、事業者の 保安の確保を図ること。あわせて、地方自治体職員のスマート保安に係る技術的知 見の習得・蓄積のため、協力・支援を行うこと。
- 2 令和6年2月に水素社会促進法案が閣議決定され、石油コンビナート地域における大規模な水素の利用が見込まれることから、高圧ガス保安法における技術基準や石油コンビナートの防災アセスメント指針の見直し等を行い、石油コンビナート地域の保安の確保を図ること。

【提案理由等】

1 高圧ガス等の産業保安分野において、IoT等のテクノロジーの革新的進展、保安人材の不足、電力の供給構造の変化、災害の激甚化・頻発化、気候変動問題への対応の要請など、様々な環境変化に合わせて産業保安規制体制を見直すため、令和4年6月、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律が公布された。

この新たな認定制度は、事業者の保安能力に見合った規制(手続や検査)に適正化することで、スマート保安を促進するスキームであり、事業者の法令遵守の徹底は言うまでもなく、事業者の保安への取組の実態を踏まえた上で、国が技術・人材面での事業者支援を積極的に行い、新制度への移行を円滑に進める必要がある。

また、高度化する産業保安分野において、国は、地方自治体の職員が法執行をする際に必要となる法令知識、高圧ガス関連の専門的知見、スマート保安に係る技術的知見等の習得・蓄積のため、最大限の協力・支援を行う必要がある。

2 水素社会促進法は、今年度中の公布・施行が見込まれ、石油コンビナート地域における大規模な設備再編が行われる可能性が高まってきている。その一方で、高圧ガス保安法における技術基準や石油コンビナートの防災アセスメント指針等は、大規模な水素の利用を前提としたものになっていないことから、同法が施行されるまでに基準類の見直しを行い、石油コンビナート地域の保安力及び防災力を維持する必要がある。

(神奈川県担当課:くらし安全防災局防災部消防保安課)

Ⅲ-8 地震災害に備えた都市の安全性向上の促進

提出先 国土交通省

【提案項目】

地震災害に備えた都市の安全性を向上させるため、国において総合的な防災対策の推進を図るとともに、次の措置を講じること。

1 土地区画整理事業、市街地再開発事業の推進

良質な都市空間の形成や都市機能の更新を一層推進するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業に対する十分な予算措置を講じるとともに、都市再生整備計画事業について、市町村への十分な予算措置を講じること。

2 都市公園の整備の推進

都市公園は、災害時の避難・救援の活動の場として、また延焼防止機能等、多くの効果を発揮することから、地域防災計画に位置付けられる都市公園の整備に対して十分な予算措置を講じること。

3 橋りょう等の安全対策の推進

道路の防災・減災対策を推進し、地震などの大規模災害に対する道路の安全性を 高めるため、緊急輸送道路などにおける橋りょうの耐震補強、土砂崩落対策箇所の 整備、無電柱化の推進及び道路施設の老朽化対策に係る事業について、本県及び市 町村への十分な予算措置を講じること。

- 4 河川管理施設及び土砂災害防止施設の整備等の推進 地震などの大規模災害に対する安全性を高めるため、河川管理施設及び土砂災害 防止施設の整備や耐震性の強化に係る予算措置を講じること。
- 5 海岸保全施設等の整備の推進 津波・高潮対策を推進するため、海岸保全施設等の整備に対して十分な予算措置 を講じること。
- 6 下水道施設の地震・津波対策の推進 ライフラインの安全性を強化するため、下水道施設の地震・津波対策に対して十 分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

首都直下地震などの地震から県民の生命・財産を守るためには、都市そのものの安全性を高めることが重要である。そこで、計画的な土地利用と市街地整備を推進するとともに、建築物、土木構造物、ライフライン、防災関連施設などの各施設の防災性を高める必要がある。

(神奈川県担当課:県土整備局都市整備課、都市公園課、道路管理課、河港課、砂防課、下水道課)

Ⅲ-9 市町村震度情報ネットワークシステムに対する財政的な支援

提出先 消防庁

【提案項目】

市町村が独自に整備・運用している震度情報ネットワークシステムの更新について、都道府県と同様の国庫補助制度の創設や防災対策事業債の交付税算入率の引上げ等により財政措置を充実すること。

【提案理由等】

各都道府県では、地震発生時に迅速・的確な初動体制がとれるよう、県内各地に配置する震度 計を結ぶ震度情報ネットワークシステムを整備・運用している。これとは別に県内4市では、独 自の震度情報ネットワークシステムを整備・運用しているところである。

都道府県に対しては、令和3年度補正予算で「防災情報通信設備整備費補助金」による財政措置がされたところだが、市町村はこの補助金の交付対象外である。当該市の震度情報ネットワークシステムも、都道府県と同様に耐用年数を迎えているが、更新に多額の費用を要するため、防災対策事業債を適用しても市町村の費用負担は大きい。

そのため、更なる財政負担軽減のため、都道府県と同様の国庫補助制度の創設や、防災対策事業債(起債率 75%)の現行の交付税算入率 (30%)の引上げ等による財政措置の充実が必要である。

Ⅶ-10 防災行政無線等に対する財政的な支援

提出先 消防庁

【提案項目】

災害時の情報伝達手段として重要な防災行政無線等の設備更新に対し、緊急防災・ 減災事業債の恒久化や新たな補助制度の創設等により財政措置を充実すること。

【提案理由等】

県、市町村、消防、国機関及び防災関係機関を結ぶ防災行政無線等の機能を維持するには、施設、設備、システム等のライフサイクルに併せた適切な機器等の整備・更新に多額の費用が必要であり、県及び市町村の財政負担となっている。

デジタル方式により整備した現行の設備は、導入から相当の期間が経過し、今後、多数の市町村で設備更新の必要に迫られ、多額の財政負担が共通の課題となる。

そのため、令和7年度まで延長されている緊急防災・減災事業債の恒久化や、新たな補助制度の創設等による財政措置の充実が必要である。

Ⅶ-11 防災情報等の伝達手段の充実強化

提出先 気象庁

【提案項目】

災害の発生時において、災害被害の軽減を図るため、次の措置を講じること。

- 1 視覚を利用した伝達手段の周知・普及に必要な支援 令和2年2月の報告書を踏まえ、視覚を利用した伝達手段を周知・普及するため に必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 「津波警報等の視覚による伝達のあり方(報告書)令和2年2月」により、津波警報等の伝達に用いることが望ましい旗について、色彩が赤と白の格子模様であることや、形は四角形とすることなどが報告された。また、報告書では「気象庁は速やかに気象業務法施行規則等を改正し、定めた視覚による伝達手段の周知・普及に努める必要がある」とされ、同年6月に施行規則が改正され、伝達手段に旗を用いることが追加された。今後、津波警報等の視覚による伝達を全国に周知・普及させる取組を推進するための財政措置が必要である。
- 2 近年、竜巻やゲリラ豪雨、線上降水帯による豪雨など、局地的に大きな被害をもたらす災害が多発している。これらの災害については、竜巻注意情報の発表やナウキャストにより、注意 喚起を図っている。令和4年6月から線状降水帯予測の発表が開始されたが、引き続き被害の 軽減を図るため、更に気象予報の精度を向上させる必要がある。

また、これらの局地的な災害については、住民、特に外出中の人々が、被害を受ける可能性が高いことから、わかりやすい言葉での丁寧な情報発信に努めるとともに、スマートフォン等を活用するなど情報伝達手段の拡充を図る必要がある。

Ⅶ-12 消防の広域化に対する支援の強化等

提出先消防庁

【提案項目】

市町村消防の広域化をより推進するため、市町村の消防広域化に係る施設・設備等の初期投資経費や、広域化後の人件費、施設・設備等の維持管理経費の負担を軽減する財政措置の充実・拡大を図ること。

【提案理由等】

国は、令和6年3月29日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し、自主的な市町村の消防の広域化を推進する期限を新たに令和11年4月1日として広域化に取り組むこととした。令和6年度財政措置についても、連携・協力に基づく訓練施設整備の「緊急防災・減災事業債」対象化や、消防の広域化等の更なる推進のための特別交付税措置の拡充などが講じられた。しかしながら、その支援策は、広域化を推進していくために十分なものではない。

広域化に伴う施設・設備等の初期投資経費や、その後の人件費、更新・維持管理経費の負担を軽減し、広域化を更に推進するために、初期投資経費については、現行の起債と交付税措置中心の支援に加え、不交付団体にもインセンティブが働くよう、国庫補助金の特別かつ優先的な配分とともに、基準額及び補助率の引上げや補助対象事業の拡大が必要である。また、広域化後も、地方自治体間の給与格差を埋めるための人件費や、負担が大きい管轄区域拡大による施設・設備等の更新・維持管理経費等に対する財政措置が必要である。

(神奈川県担当課:くらし安全防災局消防保安課)

Ⅶ-13 被災自治体への職員の中長期派遣に対する支援

提出先 復興庁、総務省

【提案項目】

大規模災害への復旧・復興にかかわる職員の中長期派遣に関して、次の措置を講じること。

- 1 国が一括して被災自治体のニーズを把握し、募集や派遣の事務を行うなど、迅速かつ一元的に対応できる仕組みを検討すること。
- 2 大規模災害の復旧・復興の人材ニーズにも対応できるよう、平時からの技術系人 材の育成の一層の強化を検討すること。

【提案理由等】

大規模災害の発生時には、平時にはない膨大な復旧・復興業務が発生し、復旧・復興に従事する行政職員、特に技術系職員が不足することになるため、中長期的な職員の派遣による支援が必要になる。

東日本大震災においては、復旧・復興支援として、本県でも任期付職員を募集し、職員が不足 している被災自治体に派遣し、現在も継続している。

しかし、募集に当たっては、被災自治体と具体的な分野や人数を調整しているが、国のほか、 本県以外にも任期付職員を派遣する地方自治体もあり、分野・人数の重複等、具体的な必要数が 把握しにくい状況も生じた。

また、募集を行う各地方自治体が、それぞれ被災自治体と派遣内容等の調整を行うことにより、被災自治体の負担も少なくなかった。

こうしたことから、今後大規模災害が発生した際に、被災自治体の復旧・復興にかかわる職員の中長期派遣においては、例えば、国が一括して被災自治体のニーズを把握し、募集や派遣の事務を行うなど、迅速かつ一元的に対応できる仕組みを検討する必要がある。

また、中長期派遣の中心は、土木、建築、農業、福祉など、技術系職員となるが、全国的にも 不足が指摘される中、確保が難しく、これまでの本県の任期付職員の募集においても、応募が募 集人員に届かないことが常態化している。そのため、今後、切迫性が指摘される大規模災害も見 据え、国のリーダーシップの下で技術系人材の育成を図る必要がある。

(神奈川県担当課:くらし安全防災局総務室)

Ⅶ-14 新東名高速自動車国道等における消防・救急業務に係る体制の強化

提出先消防庁、国土交通省

【提案項目】

新東名高速自動車国道及びさがみ縦貫道路等の自動車専用道路における、トンネル 災害等の特殊な災害活動及び救急業務に対応するため、次の措置を講じること。

- 1 救急隊の増隊、新たな消防車両・資機材等の配備及び庁舎整備に関する財政措置を行うこと。
- 2 担当路線の追加及びサービスエリアの設置に伴う救急件数の増加を考慮した「自主救急」の実施を検討すること。
- 3 「高速自動車国道における救急業務に関する覚書」及び特別交付税措置の見直し により、財政措置の改善を行うこと。

【提案理由等】

平成27年3月に全線開通した、さがみ縦貫道路(自動車専用道路)や、平成29年度に県内で供用が開始された新東名高速道路(高速自動車国道)では、トンネルや橋梁が多数あることなどから、消防活動における装備等の充実強化が求められる。

また、高速道路という特殊な環境の下での救急出動では、交通渋滞により事故現場への到着が遅れたり、管轄区域外での活動を余儀なくされるなど総活動時間は長時間化し、その間における担当消防本部の救急業務に多大な影響を及ぼしている。

- 1 人命救護に万全を期すためには、救急隊の増隊、トンネル災害に対応した化学消防ポンプ自動車、泡消火剤、消火活動資機材・耐熱服等の配備、それらに対応するための庁舎整備などの消防力の強化を図る必要があるが、厳しい財政事情の中、消防本部には特別な財政負担が生じる。
- 2 道路管理者においても、担当路線の追加及びサービスエリアの設置に伴う新たな救急需要を 勘案し、実態に即した「自主救急」の充実強化を図る必要がある。
- 3 国においては、高速自動車国道における支弁金制度や特別交付税措置を講じているが、トンネル事故等の特殊災害等による消防・救急需要に対応するための財政措置として十分ではなく、また、自動車専用道路については適用されないため、財政措置の改善を行う必要がある。

(神奈川県担当課:くらし安全防災局消防保安課)

Ⅲ-15 消防資機材のカラーユニバーサルデザインに配意した取組

提出先 消防庁

【提案項目】

色覚異常者であっても支障なく消防業務に従事できるよう、消防資機材について、 カラーユニバーサルデザインの考え方に基づく統一的な指針を示すこと。

【提案理由等】

平成 13 年の労働安全衛生規則の改正により、雇入れ時の健康診断における色覚検査の義務付けが廃止された趣旨を踏まえ、消防本部においては、色覚異常者であっても、消防業務に支障なく従事できるよう、識別が可能な消防資機材の導入を進めていくことが求められる。

大規模災害時等に、複数の消防本部が同じ災害現場で活動することを考慮すると、すべての消防本部が同じ方針による取組が望ましいことから、国においてカラーユニバーサルデザインの考え方に基づく統一的な指針を示す必要がある。

※ カラーユニバーサルデザイン

人間の色覚の多様性に配慮し、より多くの人に利用しやすい配色を行った製品や施設・ 建築物、環境、サービス、情報を提供するという考え方

(「NPO法人カラーユニバーサルデザイン推進機構」HPより)

(神奈川県担当課:くらし安全防災局消防保安課)

Ⅷ-16 災害対策用装備資機材の充実・強化

提出先 警察庁

【提案項目】

近年、台風や局地的豪雨による風水害が増加傾向にあり、全国各地に甚大な被害をもたらしている。また、首都直下地震や南海トラフ地震等の発生が懸念されることなどから、大規模災害等の発生に備え災害対策用装備資機材の充実・強化を図ること。

【提案理由等】

近年、台風や局地的豪雨による風水害が増加傾向にあり、全国各地に甚大な被害をもたらしている。また、首都直下地震や南海トラフ地震等の発生も懸念されるほか、火山対策についても継続的に取り組む必要がある。

本県警察は、県内外を問わず被災地に部隊を派遣し、被災者の捜索・救出救助活動等に従事しているが、機動隊を始め各所属における災害対策用装備資機材は種類及び数量とも十分とは言えない。近年、小型バックホウ(令和2年度)、災害対策用ドローン(令和3・4年度)、救命ボート(令和5年度)等が配備されているが、今後も大規模災害が発生した際の迅速かつ的確な対応を行うため、災害対策用装備資機材の更なる充実・強化を求めるものである。

(神奈川県警察担当課:警察本部危機管理対策課)

Ⅶ-17 消防団を中核とした地域防災力の充実強化への支援

提出先消防庁

【提案項目】

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向け、次の措置を講じること。

- 1 消防団の装備の改善に係る財政支援 市町村が行う消防団の装備の改善に対し、十分な財政支援を行うこと。
- 2 消防団協力事業所に対する税財政上の措置等 消防団協力事業所に対する減税、補助金制度の構築、入札の優遇措置、同事業所 の活動のPRの強化などを実施すること。
- 3 消防団員の準中型免許取得支援 市町村が行う消防団員への準中型免許取得支援に対し、十分な支援を行うこと。

【提案理由等】

- 1 市町村においては、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行を受け改正された「消防団の装備の基準」により、消防団における安全確保装備・情報通信資機材・活動用資機材などの一層の充実強化を図る必要が生じ、財政負担が増している。国は、普通交付税算定基準の増額措置等を講じたが、資機材の更新、充実強化に当たって、必ずしも十分対応できていない。また、平成30年度第2次補正予算から消防団設備整備費補助金の創設がなされているものの、その補助対象設備は「消防団の装備の基準」に掲げる装備の一部であり、十分な財政支援とはなっていない。さらに、令和6年度配分は1市のみであり、配分がなかった市町は、その対応を自主財源で行う必要が生じたことから、配分額の増額も含めた市町村の実情に沿った更なる財政支援が必要である。
- 2 消防団の重要性が増す一方、少子高齢化などにより消防団員数は年々減少傾向にあり、また、消防団員の高齢化やサラリーマン団員の割合が増加している。国は、企業の従業員が消防団活動に参加しやすい環境整備を図り、企業の社会貢献に対する協力の証として、平成18年に「消防団協力事業所表示制度」を創設したが、表示証の交付だけでは、具体的なインセンティブが働かないのが実情である。そのため、消防団の充実強化を図るためには、「事業者にインセンティブが働く取組」として、消防団協力事業所に対する減税、補助金制度の構築、入札の優遇措置、同事業所の活動のPRの強化などを、国の施策として取り組む必要がある。
- 3 平成29年3月の道路交通法改正により、普通免許で運転できる自動車は車両総重量が3.5t 未満に引き下げられ、3.5t以上7.5t未満の自動車を運転するには準中型運転免許の取得が必 要となった。改正後の普通自動車免許を取得した団員は、車両総重量3.5t以上の消防自動車 を運転できないため、消防団活動に支障をきたすおそれがある。消防団員の準中型自動車免 許取得経費への市町村助成に対し特別交付税措置が講じられているが、消防団員の準中型免 許取得を更に促すためには、国庫補助金制度の構築など、市町村の取組への十分な支援が必 要である。

(神奈川県担当課:くらし安全防災局消防保安課)

Ⅶ-18 消防防災施設整備費補助金の配分方針の一部見直し

提出先 消防庁

【提案項目】

消防防災施設整備費補助金の配分方針の一部について、市町村の実態に即したものとするため、見直しを実施すること。

【提案理由等】

当該補助金の交付要綱において、高機能消防指令センター総合整備事業は、「別表第5に掲げる装置及び数量の全部又は一部をもって構成される」と記載されている一方、配分方針では個別に装置を整備する場合は原則配分しないことが示されている。

市町村の実態としては、各装置の保守期間や対応年数が異なること等の理由から、総合的に勘案して、装置を個別又は一部、整備することがある。

高機能消防指令センターの整備は、住民の生命と財産を守るための喫緊の課題となることから、 当該補助金に関する配分方針に、個別に装置を整備する場合も含めるなど、補助対象を拡充する 必要がある。

(神奈川県担当課:くらし安全防災局消防保安課)

Ⅲ-19 有料道路の無料化に伴う事務の簡素化

提出先 国土交通省

【提案項目】

災害発生時における有料道路の無料化手続について、簡素化のための措置を講じること。

【提案理由等】

災害発生時、被災地への救援物資や人員の運送、ボランティアの移動に伴い、交通量が著しく 増加するが、現状、有料道路の無料化手続に係る業務は煩雑であることから、応急活動対策や復 旧・復興対策に支障が生じないよう簡素化のための措置を講じる必要がある。

Ⅲ-20 社会資本整備及び災害復旧事業予算の確保

提出先 財務省、国土交通省

【提案項目】

安全・安心な暮らしを確保するとともに、円滑な経済活動を支え、地域の活性化を促す社会基盤の整備を推進できるよう、公共事業関係予算をしっかり確保すること。

また、首都圏、ひいては全国の経済成長を牽引する一方、人口や企業の集積が著しく、自然災害に対して脆弱な本県において、社会資本整備を計画的かつ確実に進められるよう、本県における国直轄事業予算を確保するとともに、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等の所要額を確保すること。

さらに、大規模災害発生時には、災害復旧事業予算を確保し、速やかに配分を行う こと。

【提案理由等】

安全・安心を確保し、経済の好循環や一層の観光振興を図るためには、社会基盤の充実・強化 を図ることが急務となっている。

令和元年東日本台風は、記録的な暴風や大雨をもたらし、本県も県内全域にわたって近年にない重大な被害が発生した。

また、昨年は本県にも甚大な被害をもたらした関東大震災から 100 年を迎え、今年元日には最 大震度 7 を観測する能登半島地震が発生した。

今後も自然災害の発生が予測され、対策の必要性が、ますます高まっている。

また、大規模地震などに対応する強靱な道路ネットワークを形成するため、高速道路から地域の道路に至るまで、体系的な整備・保全を推進する必要がある。

こうしたことから、安全・安心を確保し、経済活動を支え、地域の活性化を促す社会基盤の整備に資する公共事業関係予算と災害復旧事業予算を十分に確保し、地方自治体が即時に事業着手するために、大規模災害の被災後には、速やかに配分する必要がある。

さらに、本県は、全国で第2位となる約920万人の人口を擁し、首都圏の中で自立性の高い都市拠点が形成され、商業、居住など様々な機能を担っている。

このような中、自然災害に強く県民が安全で安心して暮らせるまちづくりや活力と魅力あふれる県土づくりが強く求められており、県経済の活性化を支える道路網の整備や、県民の安全・安心を確保する河川・砂防・下水道施設等の整備、魅力ある県土づくりに向けた市街地・住環境の整備などを計画的かつ確実に推進していかなければならない。

そのため、本県においても、事前防災・減災を図り、国際競争力の強化等にも資する国土強靱 化等を推進し、県民の安全・安心のための県土づくりを着実に進める必要がある。

ついては、本県における国直轄事業予算を確保し、着実に事業を推進するとともに、社会資本 整備総合交付金等についても、各事業の進捗等に応じた本県の所要額を確保することが不可欠で ある。

(神奈川県担当課:県土整備局総務室、県土整備経理課)

WI-21 DPATに対する診療報酬上の評価等

提出先 厚生労働省

【提案項目】

災害時の精神科医療提供体制の強化に向け、DPATの診療報酬上の評価等、必要な財政措置を行うこと。

【提案理由等】

大規模な災害発生時に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握や専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援等を行うため、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム (DPAT) は、令和6年1月に発生した能登半島地震においても、全国から被災地域に入り、精神科医療提供体制が維持されるよう支援活動を行った。

今後、首都直下地震をはじめとした大規模災害の発生が想定されている中、災害時の精神科医療を維持していくためにも、更なるDPATの体制強化を進めていく必要がある。

また、令和6年4月1日施行の改正医療法においては、DPATは災害派遣医療チーム(DMAT)と同様に「災害・感染症医療業務従事者」に位置付けられており、災害時等に期待される役割を果たすためにはDPATの拡充が必要である。

DPATはDMATと同等の役割が求められている一方で、DMATには、所属する病院に対する診療報酬上の評価が設定されているが、DPATには診療報酬上の評価がなく、所属する精神科病院の持ち出しでDPATを保有している。そのため、DPATのチーム数やインストラクターが増えていかず、体制整備・人材育成が思うように進まない要因となっている。

そこで、DPATの診療報酬上の評価等、財政措置が必要である。

(神奈川県担当課:健康医療局健康危機・感染症対策課)

Ⅲ-22 災害時のトリアージに係る法的整備

提出先 厚生労働省

【提案項目】

トリアージの結果に対する医療関係者の免責について法的整備を行うこと。

【提案理由等】

災害発生時に、医療資源の制約が多い中で、傷病者の緊急度と重症度に応じて、搬送や治療の優先順位を決めるトリアージは、一人でも多くの傷病者のいのちを守るためには必要な行為である。トリアージの運用に当たっては、多数の傷病者の症状を迅速かつ正確に判定するために設けられた基準に基づいて行われるが、主に外傷を見て判断されることから、通常、個々の医師等による判定に差が生じることは少ないと考えられる。一方、内臓の損傷など、即時の判定が困難な傷病の場合には、処置の遅れにより容体が急変することもあり、こうした場合は、判定した医師等が責任を問われるリスクがある。

そこで、平時から、国や県等が実施する災害派遣医療研修の中で実技も含めた研修を行うほか、 医療機関においても自主的に訓練を実施し、適切なトリアージの運用に向けた取組を進めている。 しかしながら、トリアージの際に、故意や重過失がなかったとしても、結果的に救命できなか った場合の免責など、医師等のリスクに対処する制度は整備されていない。救命に携わる関係者 が訴訟などのリスクを恐れ、萎縮することのないよう、法的な保護制度が必要である。

(神奈川県担当課:健康医療局健康危機・感染症対策課)

Ⅲ-23 被災した住宅の再建支援の充実強化

提出先 内閣府

【提案項目】

被災した住宅の再建支援の充実強化を図るため、次の措置を講じること。

1 支援対象の公平化

被災者にとってわかりやすく、不公平感を招かない制度となるよう見直すこと。 特に被災者生活再建支援法に基づく救済については、適用された市町村がある都 道府県内の他の市町村においても、同一の支援が行われるよう所要の措置を講じる こと。

2 支援金の拡大

被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講じるとともに、支援金の増額を行うこと。

【提案理由等】

1 被災者生活再建支援法に基づく救済については、法が適用される市町村がある一方で、同一 の災害でも全壊世帯が少ないと適用されない実態もあることから、被災者にとってわかりやす く、不公平感を抱かない制度設計を行う必要がある。

現在、本県では、法が適用されない市町村に、県独自に同様の支援を行っているが、同法が 適用されるような大規模災害では、県外も含め居住地域にかかわらず、同制度による同一の救 済がなされることが望ましい。

2 建物全壊・火災焼失家屋が約85万棟に及ぶと想定されている首都直下地震のような大規模災害が発生した場合には、被災者生活再建支援基金では対応できないことが見込まれる。現実に、東日本大震災の対応により基金が枯渇する状況となり、各都道府県で基金への拠出を行った。拠出額のほとんどは特別交付税措置がなされ、地方の負担は最小限に抑えられたが、今後も大規模災害が発生した場合には、国の全額補償とするなど所要の措置を講じるとともに、被災者の生活再建に十分な額とする必要がある。

(神奈川県担当課:くらし安全防災局危機管理防災課)

Ⅶ-24 原発事故に係る諸外国の日本に対する水産物輸入規制の撤廃

提出先 水産庁

【提案項目】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、日本の水産物に対する諸外国の輸入規制について、関係国に次の措置を求めること。

- 1 安全基準を満たしているにもかかわらず、全面的な輸入禁止を行っている国において、輸入規制を撤廃させること。
- 2 全面的な輸入禁止を行っていなくても、実質的に過剰な規制となる放射性物質検 査方法の指定を行っている国において、検査時の検出限界値を著しく低く設定する ことを撤回し、基準を満たしているにもかかわらず追加の検査を求めることを撤廃 させること。

【提案理由等】

中国や韓国等は、それぞれの国が定めた放射性物質検査の安全基準を満たしているにもかかわらず、いまだに一部都県からの水産物の輸入を全面禁止している。また、輸入が認められている都道府県に対して放射性物質検査証明書の添付を義務付けるなど、十分な科学的な根拠に基づかない過剰な輸入規制を行っており、水産物の輸出に要する検査期間の長期化や、経費の増加などにより、事実上輸出ができない状況にある。

さらに、令和5年から始まった「ALPS処理水」の海洋放出により、中国、ロシアが日本産水産物の全面的輸入禁止措置をとっており、再開のめどはたっていない。

本県で漁獲されるイシダイ等を輸出していた一部の国の規制については、世界貿易機関(WTO)の紛争解決手続においてWTO協定に違反するという判断が示されなかったが、他国と比べても著しく過剰な検査要求であることは明らかである。

【過剰な規制の例】

- ・ 検査に当たって検出限界値を 0.7Bq/kg 以下の高い精度で行うことを要求される (日本は 厚生労働省通知に基づき、基準値の1/5以下となる20Bq/kg以下を検出限界値としている)。
- ・ 放射性セシウムが微量でも検出された場合、検査に時間と費用がかかるストロンチウムや プルトニウムの検査を要求される。

このため、国においては、関係国に対して、過剰な規制を早期に撤廃するよう、引き続き強く 働きかけていく必要がある。

(神奈川県担当課:環境農政局水産課)

Ⅶ-25 原子力災害に関する対策の整備

提出先 原子力規制庁

【提案項目】

原子力発電所以外の原子力事業所に係る対策のため、次の措置を講じること。

- 1 放射性廃棄物の処理方針を明確にすること。
- 2 モニタリングポストを中心とした放射線モニタリング体制を確保すること。
- 3 神奈川県内の原子力規制事務所に上席放射線防災専門官を配置すること。

【提案理由等】

- 1 現在、原子力発電所以外の原子力事業所について、原子力事業所で保管している放射性廃棄物に関して、処理の仕組みが定められていない。その特殊性と高い専門性から国の責任の下で統一的に定める必要がある。
- 2 現在、原子力施設のUPZ外を含めた周辺地域に設置しているモニタリングポストによる 放射線の常時監視は、立地地域全体の安全安心の確保のために重要であるため、その体制確 保が必要である。
- 3 平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時には迅速に緊急時 モニタリングセンターを立ち上げて、確実に緊急時モニタリングを実施できるよう、本県に おいて未配置である上席放射線防災専門官を配置し、体制の強化、充実を図る必要がある。

(神奈川県担当課:くらし安全防災局危機管理防災課)

Ⅶ-26 原子力災害拠点病院に対する財源措置の充実

提出先内閣府

【提案項目】

原子力災害医療体制の強化に向け、原子力災害拠点病院としての機能を維持するために必要な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

原子力災害は、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じるものであり、特殊な災害である。そのため、原子力災害医療については、基本的な放射線医学に関する知識と技術が必要であり、そのための教育・研修・訓練等を実施することが求められる。特に、原子力災害医療体制の中核を担う原子力災害拠点病院には、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う役割だけでなく、立地道府県内の原子力災害医療協力機関の職員等に対する基礎的な研修を定期的に実施する、あるいは立地道府県等が実施する研修に協力する役割も求められている。

このように、原子力災害拠点病院として果たすべき役割が多岐にわたるにもかかわらず、一部 の施設整備等の助成を除き、こうした取組に対する国からの助成がないため、原子力災害拠点病 院としての役割を維持していくのは、財源的に困難である。

原子力災害拠点病院を中心とした、原子力災害医療体制の強化を進めていくためには、財源措置が必要である。

(神奈川県担当課:健康医療局健康危機・感染症対策課)

提出先 内閣官房、警察庁、総務省

【提案項目】

防犯カメラについて、整備・拡充を図るため、次の措置を講じること。

- 1 防犯カメラ設置に関する指針の策定 犯罪の起きにくい環境づくりに効果的な防犯カメラの設置促進を図るため、防犯 カメラを設置する根拠となる指針(ガイドライン等)を策定すること。
- 2 防犯カメラ設置促進事業への支援 自主防犯活動団体等による設置を促進するため、地方自治体が行う防犯カメラ設 置促進事業への国庫補助制度を創設すること。

【提案理由等】

1 「「世界一安全な日本」創造戦略 2022」の目指す世界一安全で安心な国の実現を図るためには、今後、防犯カメラの設置をより一層促進させる必要がある。

防犯カメラの設置促進は犯罪の防止や犯人の逮捕に役立つという点で、安全で安心なまちづくりに必要な取組であり、地域住民からの設置に関するニーズは年々高くなっているが、 その一方でプライバシー等が侵害されるのではとの声も上がっている。

本県では、防犯カメラの有用性とプライバシー保護等の調和を図り、設置促進を進めるために、「防犯カメラの適切な設置・管理に関するガイドライン」を策定しており、都道府県単位ではそれぞれ条例や指針を策定し、運用している状況にある。

国民の防犯カメラに対する理解を更に促進するとともに、防犯カメラの適正な設置及び管理が行われるよう、国による統一した指針(ガイドライン等)の作成と普及啓発を実施する必要がある。

2 本県では、治安の確保に欠かすことができないツールとなっている防犯カメラの設置を促進するため、市町村や自主防犯活動団体が防犯カメラを設置する費用への補助を実施しているが、闇バイトに絡む強盗事案なども含め、凶悪な犯罪がなくならない中、防犯カメラの設置による地域の安全・安心の確保に関する県民のニーズは更に高まることが想定される。

防犯カメラの設置に係る事業は、地方自治体の限られた財源で実施しており、県及び市町村の財政負担が過重になっている。県民や地域のニーズに応え、防犯カメラの整備・拡充、機器の更新も含めた維持管理を継続していくためには、地方自治体の防犯カメラの設置促進事業への国の補助制度の創設が必要である。

(神奈川県担当課:くらし安全防災局くらし安全交通課)

提出先 警察庁

【提案項目】

違法薬物の捜査について現場対応能力を高め、捜査経済を効率化するため、多種多様な違法薬物の捜査に対応できる小型光学式分析装置を導入し、現場対応能力等の向上を図ること。

【提案理由等】

本県警察においては、新たに出現した多種多様な違法薬物に対する捜査が増加しているが、その背景として、違法薬物密輸事犯の増加や健康被害に起因すると見られる違法薬物の氾濫などが挙げられる。

1 本県が抱える課題

本県内には、平成25年に開局した国外郵便物の約8割を集約する川崎東郵便局が所在し、海上貨物の多くを取り扱う横浜港も所在する地理的な特性から、国外から流入した様々な違法薬物に対する捜査対応を余儀なくされている。

2 捜査の現状

国外からは、様々な違法薬物が、物質構造を若干変化させて法の規制を逃れて流入しており、 最近では法規制を逃れた液状大麻等が若年層へ広がるなど、薬物汚染が深刻化しつつある。 本県警察では、密輸事犯などの捜査の際に様々な違法薬物を取り扱うことが多いが、充分な 数の現場対応機材が配備されておらず、正式な鑑定により物質特定に時間が掛かることから、 効率的な捜査体制が確立できていない。

3 薬物探知装置の導入による捜査効率化

鑑定の長期化が捜査の障害となっていたが、小型光学式分析装置は300種類以上の様々な物質を瞬時に特定できる特徴があり、捜査現場への持参も可能なほど小型であることから、同装置の特性を活かしてタイムリーな捜査を実施し、現場対応能力を向上させることが期待される。



(神奈川県担当課:警察本部薬物銃器対策課)

Ⅷ-29 交通指導取締りの強化(速度違反自動取締装置の減耗更新及び新設)

提出先 警察庁

【提案項目】

交通秩序を維持し、事故のない安心して暮らせる地域社会づくりを推進するため、 速度違反自動取締装置の減耗更新及び新設を行うことにより、高速度で走行する悪質 交通違反者を安全かつ効果的に検挙し、高速道路における交通事故抑止及び秩序ある 交通流を確保するための財源措置を講じること。

【提案理由等】

高速道路では、著しい高速度で走行する最高速度違反者の検挙及び交通事故抑止のため、パトカーによる速度取締りに加え、速度違反自動取締装置を使用した交通取締りを実施している。

県内の高速道路における過去5年間の交通事故死傷者数は、令和3年以降増加しており、速度 違反自動取締装置の更なる整備が必要となる。また、首都高速横浜北線及び横浜北西線の開通、 新東名高速道路の延伸等、県内の高速道路の利便性が向上したことにより、交通事故の増加が懸 念される。

特に、新東名高速道路については、当県の最高速度規制が100km/hのところ、隣接する静岡県では令和2年12月から御殿場JCT付近-浜松いなさJCT付近間の最高速度規制が120km/hとプラス20km/h引き上げられており、静岡県から走行してきた車両が当県の最高速度規制も120km/hと誤認して走行するおそれがあることから、最高速度違反を伴う重大交通事故の増加が懸念されるだけでなく、パトカーで追跡して取り締まる警察官の受傷事故が増加する可能性がある。

これらを踏まえ、最高速度違反等による交通事故抑止対策として速度抑制効果が期待できる速度違反自動取締装置の活用は必須であるが、本県の速度違反自動取締装置は全て設置から10年以上経過しているため、既存装置の減耗更新とともに新規路線に装置を新設するための財源措置が必要である。

高速道路における過去5年間の死傷者数の推移

| 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|--------|------|------|------|--------|
| 1,029人 | 710人 | 748人 | 992人 | 1,121人 |

(神奈川県担当課:警察本部交通指導課)

提出先 環境省

【提案項目】

地方自治体が必要と認めた場合には、動物を緊急的に一時保護できるよう、飼い主の所有権に係る課題について考え方を整理した上で、必要な法整備を行うこと。

【提案理由等】

動物の不適正な多頭飼育は、不衛生な飼育環境により、動物のいのちが脅かされるだけではなく、飼い主の健康状態の悪化や、悪臭や騒音などによる周辺の生活環境への影響があることから、大きな社会問題となっている。

このような多頭飼育問題を解決するためには、様々な問題を抱えている多頭飼育者のケースごとに、関係する機関が連携して、避妊去勢手術の実施を含めた適正飼養を指導、助言し、飼い主だけでは解決が困難な場合は、地方自治体による動物の保護を行うことにより、適正飼養が可能な範囲に動物の数を抑制することが重要である。

一方で、地方自治体が動物を保護する場合、飼い主に動物の所有権を放棄させることが必須条件となるが、環境省が実施したアンケートによると、約8割の地方自治体が、動物の保護が進まない理由として、飼い主が動物の所有権を手放さないことを挙げている。

こうしたことから、不適正な多頭飼育が放置され、事態が悪化することを避けるためには、飼い主に同意を得ることなく、地方自治体が緊急的に一時保護することも必要である。

しかしながら、現在の動物の愛護及び管理に関する法律では、適正に飼養管理していない飼い 主に対して、周辺の生活環境が損なわれている場合や動物が虐待を受けるおそれがある場合に、 事態を改善させるための勧告・命令・立入検査や罰則の規定はあるものの、地方自治体が動物を 緊急的に一時保護できる規定はない。

ついては、動物愛護管理法の趣旨に則り、動物のいのちを守り、周辺の生活環境の悪化を防ぐため、不適正な多頭飼育により、動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態や周辺の生活環境が損なわれている事態が生じているなど、地方自治体が必要と認めた場合には、動物を緊急的に一時保護できるよう、早急に飼い主の所有権に係る課題に関する考え方を整理した上で、必要な法整備を行うとともに、一時保護する場合の期間や手数料、飼い主への返還要件等、適切な法運用を図るための規定が必要である。

(神奈川県担当課:健康医療局生活衛生課)

Ⅶ-31 動物愛護管理法違反者による不適正な飼養等の再発防止の推進

提出先環境省

【提案項目】

動物愛護管理法第44条第1項から第3項(愛護動物虐待等罪)に違反した第二種動物取扱業者に対し、一定期間、第二種動物取扱業としての業務を停止等できるよう、必要な法整備を行うこと。

【提案理由等】

近年、動物を虐待する行為に対して、社会的非難が強くなっており、令和元年には、動物愛護 管理法が改正され、愛護動物虐待等罪の法定刑が大幅に引き上げられた。

しかし、動物虐待に関する事件は後を絶たず、令和5年の動物虐待事犯の検挙事件数は、181件となっており、平成25年の36件から、ここ10年間で大幅に増加している。

本県においても、第二種動物取扱業者による愛護動物虐待疑いの事案が発生し、当該業者に対して動物愛護管理法第44条第2項違反疑いで告発し、その後、起訴されている。本件については、全国から注目されており、当該業者が業を行うことを禁止するよう、多くの要望が寄せられている。

現在の動物愛護管理法の規定では、第一種動物取扱業者がこの法律に違反した場合、登録を取り消すこと等が規定されているが、第二種動物取扱業者には、そうした規定はない。

ついては、動物愛護管理法の趣旨に則り、動物のいのちを守り、適正飼養を推進するため、愛 護動物虐待等罪が確定した第二種動物取扱業者に対して、一定期間、第二種動物取扱業としての 業務を停止等できるよう、法整備を行う必要がある。

(神奈川県担当課:健康医療局生活衛生課)

Ⅲ-32 消費生活相談のデジタル化における地方自治体の実情に応じた施策の推進

提出先 消費者庁

【提案項目】

消費生活相談のデジタル化を進めるに当たっては、地方自治体の実情に応じて次の 措置を講じること。

- 1 地方自治体の責務の明示と意見の反映 国が検討を進めている「消費生活相談サービス・運営標準ガイドライン」や「標準業務モデル」には、都道府県の責務となる事項、及びその法令上の根拠を明示すること。また、内容には地方自治体の意見を十分に反映させること。
- 2 地方自治体との緊密な情報交換等の実施 新システム導入を円滑に進めるため地方自治体との情報交換を緊密に行うこと。
- 3 地方自治体への物的・財政的支援 新システムの運用を円滑に進めるため次の措置を講じること。
 - (1) 国が新システムに接続する端末・回線等を調達・運用し、必要な地方自治体に 無償で貸与する、又は端末・回線等の調達・運用を含めた財政支援を行うこと。
 - (2) 地方自治体によっては、令和8年度からの新システム導入に対応できない可能性があることを十分に認識し、経過措置、又は代替措置を講じること。

【提案理由等】

消費生活相談のデジタル化を進める上で、地方自治体間の体制整備や新システムの円滑な導入・運用などについて、地方自治体の課題を認識し、解決に向けた措置を講じる必要がある。

- 1 国が検討を進めているガイドラインや標準業務モデルでは、法令上都道府県の責務となる事項が明記されておらず、都道府県が優先的に対応を検討すべき事項が曖昧である。また、国は、各地方自治体が対応できるよう、ガイドラインや標準業務モデルに地方自治体の意見を十分に反映させる必要がある。
- 2 新システムの導入・運用に当たっては、各地方自治体の情報セキュリティポリシー等に対応できるよう、例えば、担当者による作業部会の設置や、LGWAN掲示板等を用いたFAQの随時更新など、実務レベルでの緊密な情報共有・交換を、迅速かつ効率的に行う必要がある。
- 3 新システムを安定的に運用するためには、利用する全ての地方自治体において常に安定的な接続が保障される必要がある。システムのアップデート等の度に個別に確認が必要な地方自治体の端末より、国による端末等を利用する方が総じて効率的である。また、県内の市町には端末の調達を強いられるという認識もあり、新システム導入への障壁となりかねない。さらに、国は新システムのリスク評価等を示しておらず、地方自治体の検討が進められない状況にある。地方自治体が対応できない可能性を十分に認識し、対策を講じる必要がある。

(神奈川県担当課:くらし安全防災局消費生活課)

【提案項目】

増加する悪質商法による被害の防止や被害の救済のため、次の措置を講じること。

- 1 地方消費者行政強化交付金(強化事業分)の改善
- (1) 補助率のかさ上げの実施及び引下げ要件の撤廃
- (2) 全ての消費生活相談員の人件費を対象経費とするメニューの改善
- (3) 活用促進に向けた早期情報提供
- 2 地方消費者行政への新たな支援 地方消費者行政を安定的に推進できるよう、特に消費生活相談員の人件費を対象 経費とする長期的な支援を行うこと。
- 3 地方消費者行政強化交付金(推進事業分)の確保 地方消費者行政強化交付金(推進事業分)は、交付額を十分に確保すること。

【提案理由等】

地方消費者行政強化交付金(推進事業分)は活用年限が到来していく一方で、悪質商法による 消費者被害は急速に拡大している。こうした消費者被害の救済のため、相談員の確保等相談体制 の一層の充実強化を目的とした措置を講じる必要がある。

- 1 地方消費者行政強化交付金(強化事業分)では、多額の繰り越しが発生している一方で、一部のメニューの交付額は満額に届いておらず、次の改善が必要である。
- (1) 地方自治体の財源確保が引き続き困難な状況であることを考慮し、補助率のかさ上げを講じ、補助率の引下げ要件を撤廃すること。
- (2) 消費生活相談員の人件費を対象経費とするメニューはあるが、「指定消費生活相談員及び主任消費生活相談員による相談機能の強化」など用途が限定的で活用しづらいため、全ての消費生活相談員の人件費を対象とする改善をすること。
- (3) 活用促進に向けては、例年、年末頃に提供されている情報について、翌年度の予算編成に間に合うよう、前年6月頃に提供すること。
- 2 国の消費者施策の根幹となっている地方消費者行政の維持・発展ができるよう、特に消費生 活相談員の人件費を対象経費とした、新たな長期的財政支援等を行うことが必要である。
- 3 令和7年度まで予定されている活用年限内の事業について、地方自治体が安定して積極的に 実施できるよう、地方消費者行政強化交付金(推進事業分)の財源が十分に確保されることが 必要である。

(神奈川県担当課:くらし安全防災局消費生活課)

Ⅶ-34 旧日本軍の危険物への適切な対応

提出先 内閣官房、環境省

【提案項目】

旧日本軍の危険物への適切な対応体制を確立するため、次の措置を講じること。

1 対応制度の確立

旧日本軍の危険物(爆雷、不発弾、毒ガス弾等)に起因する事故が発生した場合には、施工者(地権者)のいかんにかかわらず、関係府省が連携し、迅速な対応をとることを制度として確立すること。

2 被災者救済制度の確立

旧日本軍の危険物による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を確立すること。

また、旧日本軍の危険物発見に伴い発生した損害に対する補償を行うこと。

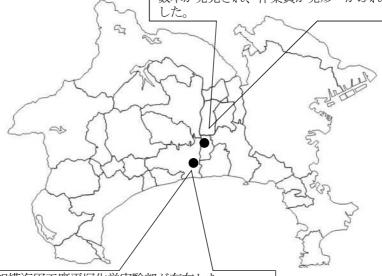
【提案理由等】

戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきものであり、 県民の安全・安心の確保のため、国による総合的な制度の確立が不可欠である。

神奈川県内の事例(「毒ガス弾」に関係する主なもの)

寒川町には相模海軍工廠が存在し、毒ガスが生産されていた。 終戦時には、毒ガス弾等が保有されていたが、米軍の指揮により海中に投棄処分された。

平成14年9月には、工廠跡地内の道路工事現場において、不審な瓶数本が発見され、作業員が発疹・かぶれ等を発症する被災事故が発生



平塚市には、相模海軍工廠平塚化学実験部が存在した。 工廠跡地では、毒ガス弾等の発見事案が複数あり、平成15年 4月には平塚第2合同庁舎建設現場で球形の瓶が発見されたと ともに、作業員が頭重感を訴え入院した。

(神奈川県担当課:くらし安全防災局危機管理防災課)

Ⅷ-1 計画的な地籍調査事業の促進

提出先 国土交通省

【提案項目】

土地の境界を明確にする地籍調査事業は、大規模災害後の早期復興に大きく寄与することから、より一層の事業促進を図るため、次の措置を講じること。

- 1 国庫負担金等の十分な予算措置 市町村が計画的に地籍調査事業を推進するため、国庫負担金等の十分な予 算措置を講じること。
- 2 民間事業者への包括委託の更なる活用に向けた予算措置 市町村職員の事務負担軽減に寄与する、民間事業者等への包括委託の更 なる活用に向けて、必要な予算措置を講じること。
- 3 国直轄事業(効率的手法導入推進基本調査)の充実・強化 国が主体となり実施される効率的手法導入推進基本調査(MMS等活用型)は、 本県及び市町村の負担軽減だけでなく、特に進捗が遅れている都市部の地籍調査の 推進に大きく寄与しているため、更なる充実・強化を図ること。

【提案理由等】

土地の境界を明確にする本事業は地震や津波等による被災後の復興に有効なことから、その必要性がますます高まっており、本県においてもより一層の事業促進を図る必要がある。

- 1 大規模災害への備えとして地籍調査事業の必要性が高まる中、本県では、南海トラフ地震等による津波被害への備えとして、相模湾沿岸の都市部を地籍調査の重点地域に位置付けて事業を促進しているところである。令和6年度に地籍調査に取り組む市町村の数は、県内の33市町村(1町は完了)のうち、10年前の19市町から29市町村に増加しているが、県では、財政状況が厳しい中でも、市町村が計画的に地籍調査を実施できるよう、県負担分を市町村の要望どおり予算措置していることから、国においても、国庫負担金等の十分な予算措置が必要である。
- 2 調査業務の大半を民間事業者等へ委託できる国土調査法第 10 条 2 項制度は、担当職員を十分に確保できない市町村にとって事務負担の軽減に寄与するとともに、調査を進捗させる上で有力な手段となることから、更なる活用に向けて、十分な予算措置が必要である。
- 3 国直轄により実施される効率的手法導入推進基本調査 (MMS等活用型) は、本県及び市町村の負担軽減となるだけでなく、特に進捗が遅れている都市部の地籍調査の推進に大きく寄与する事業であることから、すべての要望地区で調査が実施されるよう、当該事業の更なる充実・強化を図る必要がある。

(神奈川県担当課:県土整備局技術管理課)

Ⅲ-2 ICT施工をはじめとする建設DXの普及促進

提出先 国土交通省

【提案項目】

県内の中小建設業者にICT施工をはじめとした建設分野のDXの普及促進を図るため、中小建設業者が積極的に取り組むことができるよう、国による支援を拡大すること。

【提案理由等】

建設業界全体の生産性向上を図るためには、一部の大手企業だけではなく、会社数で多くを占める県内の中小建設業者にICT施工などの建設分野のDXを普及させていくことが重要である。本県では、土工等の規模の大きな現場に加え、主に中小建設業者が施工する規模の小さな現場でもICT施工を実施できるよう「舗装修繕工」や「法面工」、「小規模土工」など対象工種を拡大するとともに、遠隔臨場や情報共有システム(ASP)の活用を促進しているところである。こうした中、中小建設業者への普及を加速化させるためには、国直轄工事においても、中小建設業者が施工するC・Dランクを対象とした工事でICT施工の実績が増えるよう、更なる支援が必要である。

また、県及び市町村の職員や中小建設業者の担当者が、ICT施工の基幹的技術である3次元点群データの取り扱い等をはじめとする知識や技術を得るためには、体験型の現場研修などの機会を多く設けることが有効であることから、令和5年度には、国の機関とともに「神奈川県i-Construction推進連絡会実務者部会」を設置した。

ついては、建設分野のDXの普及を加速化させるため、引き続き、ICT施工の実績等が豊富な国の一層の支援が必要である。

(神奈川県担当課:県土整備局技術管理課)

Ⅲ-3 都市公園の整備と「みどり」の保全の推進

提出先財務省、国土交通省

【提案項目】

都市公園の整備の推進と緑地保全の推進について、次の措置を講じること。

1 都市公園の整備の推進

- (1) みどり豊かな潤いある都市環境の実現や国土強靱化など安全・安心な都市の形成、神奈川のもつ多彩な自然や歴史、文化等を生かした魅力ある地域づくりなどに寄与する都市公園の整備に対し、十分な予算措置を講じること。
- (2) バリアフリー化や防災機能の拡充などを行う都市公園の再整備や、長寿命化計画に基づき実施される施設の更新等について、十分な予算措置を講じること。
- (3) 「古都保存・緑地保全等事業」と同様に、「都市公園安全・安心対策事業」に おいても、緑地の機能維持増進に対する財政支援措置を講じること。

2 緑地の保全の推進

- (1) 相続税の算定において3割の評価減がされている歴史的風土特別保存地区内の山林について、近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区と同様に減価割合を8割に引き上げるとともに納税猶予制度を創設すること。
- (2) 市町村等が保存契約をした緑地の相続税算定について、都市緑地法に基づく市 民緑地制度と同様に2割の評価減とすること。
- (3) 第2次地方分権一括法の施行に伴い、近郊緑地特別保全地区の許可等の権限に ついては市に移譲されたが、近郊緑地特別保全地区は法の趣旨にもあるとおり、 首都圏の秩序ある発展を図ることを目的に国が指定する近郊緑地保全区域を保全 するための制度であることから、市に過大な財政負担が生じないように十分に配 慮すること。

【提案理由等】

1 本県の都市公園の整備状況は、人口一人当たり面積は5.81㎡で、全国ワースト3位、全国の平均面積(10.86㎡)の約半分と遅れており、より一層の整備推進が求められている。

整備に当たっては、これまでPFI事業や指定管理者制度、公募設置管理制度(Park-PFI)など民間活力の導入を図ってきたところであり、今後も様々な公民連携の制度を活用するなどの工夫を凝らしながら、公園整備の推進を図ることとしている。

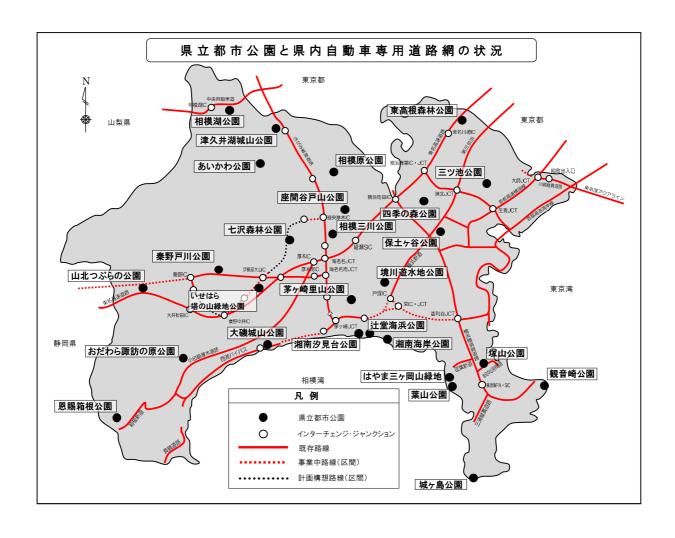
また、本県は、大規模地震による大きな被害が想定されており、これらの災害に備えるための防災機能の拡充はもとより、本格的な高齢社会に対応したバリアフリー対策や施設の老朽化に対応した計画的な施設更新、さらには、温室効果ガスの吸収源や多様な生物の生息・生育空間としての機能を有する緑地の質向上などが喫緊の課題となっている。

新東名高速道路などの広域幹線道路網の整備進展に伴い、広域的な観光の核としての都市 公園の重要性も増していることから、都市公園の整備を一層推進するため、県・市町村に対 する十分な予算措置が不可欠である。 2 緑地の保全に係る税制度については、これまでに相続税等の軽減など優遇措置が図られて きたが、制度によっては軽減措置が十分に図られておらず、依然として、相続税対策に伴う 緑地の減少が地方自治体にとって大きな課題となっている。

また、地方自治体が行う緑地保全としては、買入れによるもののほかに、都市緑地法に基づく市民緑地制度や、賃貸借契約による緑地保存契約によるものがあるが、保存契約に対する財政支援措置はとられておらず、土地所有者の大きな負担となっている。

以上のことから、土地所有者が当該土地を保有し続けられるよう相続税等の負担軽減措置 の拡充が必要である。

近郊緑地特別保全地区の許可及び買入れは県及び中核市以上の市の権限であったものが第2次地方分権一括法により、市域については一般市に移譲された。しかしながら、地価の高い都市部において、一般市の財政規模で土地の買入れを担うことは負担が大きいため、現行の国庫補助率(土地の買入れ5.5/10)の引上げといった支援措置の拡充が必要である。



提出先財務省、国土交通省

【提案項目】

明治記念大磯邸園について、国と地方自治体の連携の下、整備促進と有効活用を図るため、次の措置を講じること。

1 国が実施する事業の促進

「明治150年」関連施策の一環として、平成29年11月に閣議決定された明治記念 大磯邸園の整備について、国において、中核的な区域となる歴史的建物群とその周 辺区域の保存・活用に必要な予算を確保し、引き続き整備促進を図ること。

- 2 地方自治体が実施する事業への支援 明治記念大磯邸園の全面開園に向けて、地方自治体が行う事業に対して、十分な 予算措置を講じること。
- 3 整備効果を最大限発揮する管理運営

明治記念大磯邸園は、地域が取り組む「新たな観光の核づくり」や、官民協働で取り組む「邸園文化圏再生構想」を推進し、地域活性化に大きく寄与するものであるため、管理運営に当たっては、湘南の邸園文化と歴史の情報を積極的に発信し、本邸園の整備効果が最大限発揮されるよう十分に配慮すること。

【提案理由等】

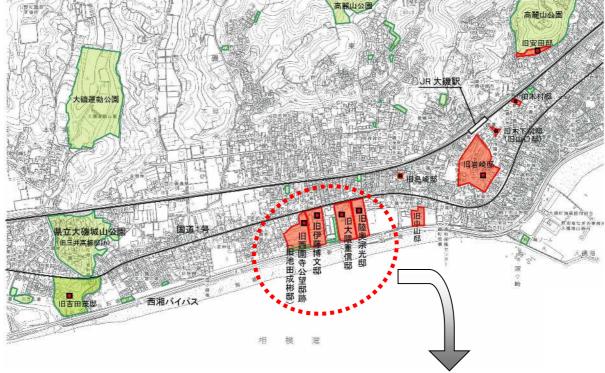
1 「明治150年」関連施策の一環として、立憲政治の確立等に関する歴史的遺産の保存及び活用を行い、一体的な空間として後世に伝えるため、平成29年11月21日に神奈川県大磯町に明治記念大磯邸園を設置する閣議決定が行われた。平成31年2月には、国において、明治記念大磯邸園の中核的な区域となる歴史的建物群とその周辺区域について、都市計画事業として事業化され、令和2年11月から、旧大隈重信別邸庭園及び陸奥宗光別邸跡庭園の一部区域が公開されている。

明治記念大磯邸園の整備は、「明治150年」関連施策の国家的記念事業であり、国が実施する事業においては、必要な予算を確保し、整備促進を図ることが必要である。

- 2 明治記念大磯邸園について、令和7年度の全面開園を目指して国と地方自治体が一体的に 整備を促進するためには、地方自治体が実施する事業に対して、社会資本整備総合交付金に よる十分な予算措置が不可欠である。
- 3 相模湾沿岸には、県立大磯城山公園など政財界人の邸園等の地域資源が集積しており、N POによる保全等の取組も活発である。明治記念大磯邸園の管理運営は、こうした取組と連 携を図るとともに、国の「ガーデンツーリズム」制度に登録された「湘南邸園文化ツーリズ ム」を推進するなど、地域の活性化に向け、管理運営の主体として、明治記念大磯邸園の整 備効果が最大限発揮されるよう引き続き十分に配慮することが必要である。

【明治記念大磯邸園 位置図】







(神奈川県担当課:県土整備局都市公園課)

Ⅲ-5 地域交通サービスの維持・確保に向けた支援

提出先 国土交通省

【提案項目】

地域公共交通計画策定が努力義務化されたことを踏まえ、国は、地域公共交通計画策定に向けた地方の取組を積極的に支援するとともに、十分な予算措置を行うこと。

また、地域公共交通計画に定めた交通サービスの取組が着実に実施されるよう、 地域公共交通確保維持事業について補助要件の緩和や拡充を図るとともに、近年深 刻化している運転者不足に対する支援拡充などと併せ、十分な予算措置を行うこ と。

【提案理由等】

少子高齢化や人口減少などにより、地域交通サービスの維持・確保が厳しさを増す中、地域における持続可能な旅客運送サービスの提供を確保するため、地域公共交通計画策定に向けた地方自治体の取組に対し、引き続き積極的な支援を行うとともに十分な予算措置を行う必要がある。

また、地域公共交通の維持や確保に向けた取組は、これまでも市町村を主体として行われており、コミュニティバスやデマンド交通といった輸送手段の導入も行われてきたが、地域公共交通確保維持事業は、地域における必要性が高い輸送手段であっても、交通不便地域の指定や新規運行の開始といった補助要件などにより、活用ができないという課題がある。

そのため、地域公共交通確保維持事業の補助要件の緩和や拡充を行うことにより、地域の実情に応じた輸送手段の導入を支援するとともに十分な予算措置を行う必要がある。

加えて、バスやタクシーといった交通事業者では、時間外労働の上限規制が適用されたことなどに伴い運転者不足が深刻化しており、交通事業者による運転者の確保に向けた取組の支援等を行う必要がある。

(神奈川県担当課:県土整備局交通政策課)

Ⅲ-6 鉄道利用者の安全確保と利便性向上の促進

提出先 国土交通省

【提案項目】

鉄道利用者の安全確保と利便性向上を促進するために、次の措置を講じること。

1 鉄道駅のバリアフリー化及び鉄道施設の老朽化対策等に対する支援 鉄道駅におけるホームドアなどのバリアフリー化のため、ハード・ソフト両面 から鉄道事業者の積極的な取組を促進するとともに、確実な予算措置を講じること。

また、鉄道施設の老朽化対策・耐震対策について、国庫補助率の引上げなど、国による支援の拡大を図るとともに、確実な予算措置を講じること。

2 交通系 I Cカードの利用環境の改善に向けた支援 鉄道の利便性向上のため、交通系 I Cカードについて、利用エリアをまたいだ 使用が可能となるよう、国としても積極的な支援を行うこと。

【提案理由等】

1 これまでも鉄道駅におけるバリアフリー化については、ハード・ソフト両面から、各種 検討や取組が行われているが、令和2年度に改定された「移動等円滑化の促進に関する基 本方針」では、今後、更なるホームドア整備の加速化を目指すものとされたところである。 ホームにおける安全性の飛躍的な向上が期待されるホームドアの設置促進を図るため、 引き続き国は、新技術の活用や低コスト化などの研究開発に係る支援を行う必要がある。 国では、バリアフリー化を加速させるため、令和3年度に鉄道駅バリアフリー料金制度 を創設したところであるが、この制度の活用を表明している鉄道事業者の路線において計 画に含まれない区間が存在するため、鉄道事業者に対しホームドア整備事業等の確実な予 算措置を講じる必要がある。

また、地方自治体等の財政負担の軽減を図りつつ、鉄道施設の計画的な老朽化対策や耐震対策を推進するため、鉄道事業者に対する補助事業について、国の補助率引上げなどとともに、確実な予算措置を講じる必要がある。

2 JR御殿場線は、平成31年3月に全駅での交通系ICカード(TOICA)の利用が可能となり、さらに令和3年3月からは、在来線IC定期券によるSuicaエリアとのまたがり利用が開始されるなど、段階的な利用環境改善が図られているが、更なる交通の利便性向上、円滑化及び効率化に向けて、国としても積極的な支援が必要である。

(神奈川県担当課:県土整備局交通政策課)

Ⅲ-7 「観光立県かながわの実現」に資する道路整備の推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

1 観光地の活性化を図る路線の整備推進

「観光立県かながわの実現」に資するため、県土構造の骨格として重要な自動車専用道路の整備を強力に促進するとともに、観光地の活性化を図る次の路線の整備推進が図れるよう、十分な予算措置を講じること。

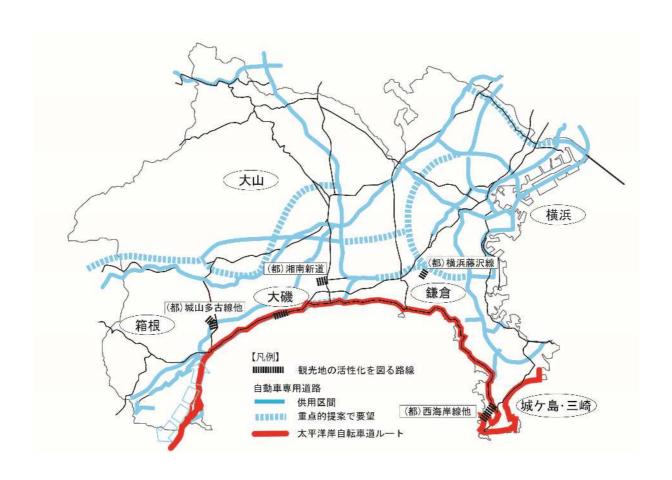
- (1) 「鎌倉」
 - 都市計画道路 横浜藤沢線
- (2) 「箱根」
 - ·都市計画道路 城山多古線他
- (3) 「城ケ島・三崎」
 - · 都市計画道路 西海岸線他
- (4) 「大磯」
 - ・国道1号 「大磯~二宮 西湘バイパス沿いの自転車道延伸〕
 - •都市計画道路 湘南新道
- 2 ナショナルサイクルルート(太平洋岸自転車道)のサイクリング環境の向上 ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道において、サイクリン グ環境の向上などに向けた取組を推進するとともに、必要な予算措置を講じるこ と。

【提案理由等】

1 本県では、横浜・鎌倉・箱根に次ぐ国際的観光地の創出を推進するため、「城ケ島・三崎」、「大山」及び「大磯」において、地域が主体となって「観光の核づくり」を進めている。

また、首都圏中央連絡自動車道や新東名高速道路の一部区間などが順次開通し、観光客が増加するなどの効果が現れているが、より多くの観光客を呼び込み、観光地の更なる活性化を図るためには、観光地にアクセスする道路の一層の整備が必要である。

2 ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道を、地域の魅力の一つとして広く発信するとともに、サイクリストが多く訪れることが想定されることから、引き続き、サイクリング環境の向上を図る取組を、国、県が一体となって推進する必要がある。









大 山



大 磯 観光の核づくり

(神奈川県担当課:県土整備局道路企画課、道路整備課)

Ⅲ-8 インターチェンジ接続道路の整備推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

自動車専用道路の整備効果を周辺地域に波及させるため、インターチェンジ接続道路の整備推進が図れるよう、十分な予算措置を講じること。

首都圏中央連絡自動車道IC関連事業の推進

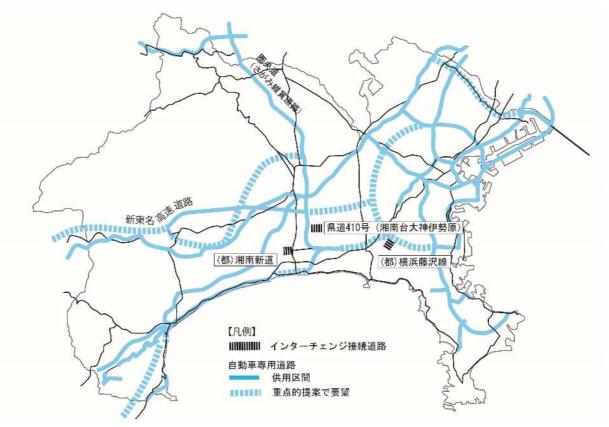
- ・都市計画道路 湘南新道 〔寒川南 I C関連〕
- ・県道410号(湘南台大神伊勢原) 〔寒川北 I C関連〕
- ・都市計画道路 横浜藤沢線〔(仮称)栄IC・JCT関連〕

【提案理由等】

本県では、各地で深刻な交通渋滞が発生しており、快適な県民生活や円滑な企業活動が大きく阻害されるなど様々な弊害が生じている。

こうした状況を抜本的に改善するため、首都圏中央連絡自動車道や新東名高速道路などの自動車専用道路網の整備が進められているところであるが、その整備効果を周辺地域に波及し、広域的な交通利便性向上を図るためには、インターチェンジや工業団地への接続道路の整備を積極的に推進することが不可欠である。

そこで、補助事業や社会資本整備総合交付金による重点的な支援、十分な予算措置を講じることが必要である。



(神奈川県担当課:県土整備局道路企画課、道路整備課)

Ⅲ-9 地域の交流・連携を支える路線の整備推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

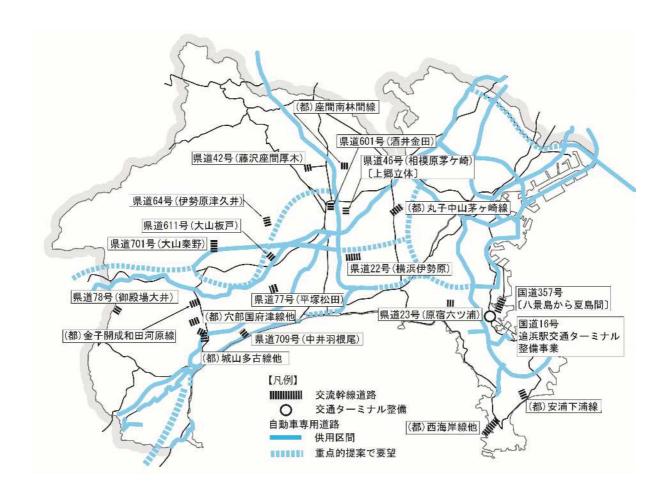
自動車専用道路網を補完して、地域の交流・連携を支える路線の整備推進が図れるよう、十分な予算措置を講じること。また、直轄国道については、積極的に整備推進を図ること。

- ・国道357号〔八景島から夏島間〕
- ・国道16号 追浜駅交通ターミナル整備事業
- ・県道22号(横浜伊勢原)
- ・県道23号(原宿六ツ浦)
- · 県道42号(藤沢座間厚木)
- ・県道46号(相模原茅ケ崎) [上郷立体]
- ・県道64号(伊勢原津久井)
- ・県道77号(平塚松田)
- ・県道78号(御殿場大井)
- ・県道601号(酒井金田)
- ・県道611号(大山板戸)
- ・県道701号(大山秦野)
- ・県道709号(中井羽根尾)
- •都市計画道路 安浦下浦線
- · 都市計画道路 西海岸線他
- ・都市計画道路 丸子中山茅ヶ崎線
- •都市計画道路 座間南林間線
- ·都市計画道路 金子開成和田河原線
- •都市計画道路 穴部国府津線他
- •都市計画道路 城山多古線他

【提案理由等】

企業活動の活性化や観光振興を図るとともに、県民の日常生活を支えるためには、自動車専用 道路網と合わせて、交流幹線道路網等を体系的に整備していくことが不可欠である。

本県では、道路部門の実施計画に基づき、選択と集中を図りながら、効率的・効果的な整備に取り組んでおり、インターチェンジ接続道路に限らず、地域の交流・連携を支える路線についても、十分な予算措置を講じることが必要である。



Ⅷ-10 安全・安心に利用できるみちづくりの推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

交通事故の多発や高齢化の進展などを踏まえ、安全・安心に利用できるみちづくりを推進するため、交通安全施設等の整備に係る事業について、次の措置を講じること。

- 1 安全な歩行空間の整備推進
 - 歩道未設置箇所への歩道整備など、通学路を始めとする歩行空間の交通安全対策を効果的に実施するため、十分な予算措置を講じること。
- 2 歩行空間のバリアフリー化の推進 段差のない歩道や幅の広い歩道を整備し、高齢者や障がい者など誰もが円滑に通 行できる歩行空間を確保するため、十分な予算措置を講じること。
- 3 安全で快適な自転車通行空間の整備推進 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を活用し、自転車通行空間の 効率的な整備を進めるため、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

歩行者や自転車の安全・安心を確保するため、学校関係者(教育委員会、学校、PTA)、警察及び道路管理者による通学路の合同点検の結果を踏まえた通学路交通安全プログラムに基づく対策などを着実に進めるとともに、千葉県八街市の事故を受けて実施した合同点検に基づく対策を確実に完了させるためには、本県及び市町村への十分な予算措置が必要である。

通学路における歩道の整備状況









(神奈川県担当課:県土整備局道路管理課)

提出先 国土交通省

【提案項目】

県内に大規模な被害を及ぼす「都心南部直下地震」(発生確率は30年間で70%)等に備え、ライフラインである水道施設について、耐震化をより促進するため、早急に緊急時の飲料水確保及び水道施設や管路の耐震化促進のための水道施設整備を行う全ての水道事業者に対して、生活基盤施設耐震化等交付金から引き継がれる防災・安全交付金(うち水道事業に関するもの)の採択基準を緩和するとともに、確実な財源措置を講じること。

【提案理由等】

緊急時の飲料水確保を目的とする、浄水場、配水池の耐震化、緊急遮断弁及び耐震管の整備は、 水道事業者にとって緊要な課題となっている。

地震などの災害対策のための交付金制度の採択基準に、資本単価(水道料金の対象となる水量 1 m³当たりの施設整備費)が国の定める水準以上であること、家庭用水道料金が全国平均以上であることなどが設定されている。県内の多くの水道事業者は、この採択基準を満たさず、自己財源のみによる対応となるため、耐震化が十分ではない。

特に経営基盤が脆弱な水道事業者に対して、耐震化の促進を図る確実な財源措置を講じるためには、資本単価要件、家庭用水道料金の要件の緩和や補助率の引上げに加え、基幹管路以外の配水管等の水道施設を補助対象に拡大するなど、水道事業者の現状に即した拡充をするとともに、国庫補助等に係る必要な財源を確保する必要がある。

(神奈川県担当課:健康医療局生活衛生課)

提出先 国土交通省

【提案項目】

近年、激甚化・頻発化している豪雨による浸水被害を踏まえ、下水道における浸水対策について一層の強化を図るため、次の措置を講じること。

- 1 「流域治水」に資する内水浸水対策の推進
- (1) 内水による浸水被害を防止するため、雨水管きょや雨水貯留施設などのハード 対策について、十分な予算措置を講じること。また、整備を促進するため、交付 対象範囲を広げるなど、制度拡充を図ること。
- (2) 内水による浸水被害を最小化するため、内水浸水想定区域図や内水ハザードマップ作成などのソフト対策について、十分な予算措置を講じること。
- 2 下水道施設の耐水化の推進

下水道施設は、集中豪雨等による浸水時においても、下水道機能を確保する必要があることから、下水道施設の耐水化について、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 内水浸水対策については、流域に係るあらゆる関係者が協働して水害対策を行う「流域治水」に資する取組の一つであり、ハード・ソフトの両面から推進していく必要がある。
- (1) 近年、全国各地で時間雨量50ミリメートルを超えるような集中豪雨が増加傾向にあり、 内水による浸水被害の発生リスクが増大している。このような中、令和元年東日本台風や、 令和3年7月の大雨等による浸水被害や、内水による浸水被害が発生しており、早急な雨水 施設整備が求められるが、これらのハード対策には多大な費用を要することから、国による 十分な予算措置が必要である。
 - 令和3年度に、内水浸水対策の促進のため、雨水管きょ整備の交付対象範囲が市を対象に 一部拡充されたが、町村も対象とするなど、更なる拡充が必要である。
- (2) 内水による浸水被害を最小化するためには、ハード対策に加え、内水浸水が想定される際に迅速かつ円滑に避難ができるよう、住民に対し事前に情報を周知することが極めて重要である。令和3年の水防法改正では、想定最大規模降雨による内水浸水想定区域の指定が必要となる対象排水施設が大幅に拡大したことから、内水浸水想定区域図や内水ハザードマップの作成や見直しといったソフト対策に対し、国による十分な予算措置が必要である。
- 2 重要なライフラインである下水道は、集中豪雨等による浸水被害が発生した際にも、継続して下水道機能を確保することが重要である。令和元年東日本台風では、全国各地で処理場やポンプ場などの下水道施設が浸水し、機能が一時停止するなど、地域生活などに大きな影響を及ぼした。このような被害を防止するためには、下水道施設の耐水化を図ることが重要であるが、対策には多大な費用を要することから、国による十分な予算措置が必要である。

(神奈川県担当課:県土整備局下水道課)

Ⅲ-13 下水道事業の推進と良好な環境の創造

提出先 国土交通省

【提案項目】

未普及対策としての流域下水道整備の推進と市町村の公共下水道整備を促進するとともに、増大する下水道施設の老朽化対策、また、下水道事業の推進による良好な環境を創造するため、次の措置を講じること。

1 下水道事業の一層の推進

改築更新や未普及対策などの下水道事業を一層推進するため、十分な予算措置を 講じること。

2 改築更新に係る国庫補助の継続

改築更新に係る国庫補助については、下水道施設の老朽化対策など事業の執行に 支障が生じないよう国庫補助の継続を講じること。

- 3 交付金制度の充実
- (1) 汚水管きょの新設及び改築更新について交付対象を拡充すること。
- (2) 地域特性に配慮した交付金制度を創設すること。
- (3) 排水設備の設置促進に向けた交付金制度を拡充すること。
- (4) 単独処理場への支援を強化すること。
- (5) 雨天時浸入水対策の推進のため交付金制度を充実すること。
- 4 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

最新技術を取り入れた省エネ・創エネ・再エネ設備の導入に対する交付金制度の 創設・拡充や更なる技術開発などに取り組むこと。

5 下水汚泥の肥料化の推進

肥料化の実現に向けた調査・研究に係る交付金制度の拡充や肥料利用の拡大につながる制度の創設などに取り組むこと。

- 6 効率的な事業運営に向けた取組の推進
- (1) 下水道事業における広域化・共同化や下水道情報のデジタル化など、事業運営の効率化に向けた交付金制度の拡充や技術的な支援などに取り組むこと。
- (2) ウォーターPPPの導入に向けて、調査、検討及び計画策定に対する十分な財政支援を行うこと。また、ウォーターPPPの導入を要件とする汚水管の改築に係る国費支援については、地方自治体の実情に配慮した対応を講じること。

【提案理由等】

1 老朽化した下水道施設が増大し、大量に耐用年数を迎える中、その改築更新には多大な費用を要する。既存施設の破損・機能停止を未然に防止するためには、計画的な点検による異常箇所の早期発見や、改築等により適切な予防保全対策を講じる必要があり、改築更新に係る事業を重点事業に位置付けるなど国による十分な予算措置が必要である。

また、下水道事業の推進は、生活環境の向上・水質汚濁の防止を図る上で必要不可欠であるが、財政状況の厳しい市町村を中心に未普及地域の解消が課題となっている。

市町村は汚水処理施設整備についての 10 年概成に向けたアクションプランに基づき着実に 行う必要があり、国による十分な予算措置が必要である。

- 2 下水道は、極めて公共性の高い社会資本であり、今後、老朽化が進む下水道施設の計画的な 改築更新は、安全で衛生的な県民生活を実現する上で不可欠であることから、下水道施設の改 築更新に係る国庫補助の継続が必要である。
- 3(1) 現行では、交付対象が主要な管きょに限定されており、枝線管きょの整備や改築更新を計画的に進めるためには、交付対象範囲の拡充等が必要である。
 - (2) 地形が急峻な地域では、平坦地に比べポンプ施設等の設置が増大し多大な費用を要すること、観光地では、より早期に下水道の整備促進を要すること等、これらの地域特性に配慮した新たな交付金制度の創設が必要である。
 - (3) 市町村が整備した下水道に、土地所有者等が整備し接続する排水設備の設置工事が負担となっており、接続率が上がらない課題がある。このため、土地所有者等が行う工事に対し、交付金制度を拡充するなど、国の支援強化が必要である。
 - (4) 処理場を所有している市町村では、処理場施設の整備や老朽化した施設の改築更新など、 財政的負担が大きく市町村の財政を圧迫していることから、単独処理場に対する国費率を 流域処理場相当に引き上げるなどの支援強化が必要である。
 - (5) 分流式下水道では、雨天時浸入水の増大による汚水の溢水や公共用水域への流出が課題となっており、国では、これらの対策に係る調査など、一部を交付対象としたが、対策には、長い期間と多額の費用を要することから、交付金制度の拡充や長期にわたる支援などが必要である。
- 4 2050 年カーボンニュートラル社会の実現を目指し、温室効果ガス排出削減の観点から、施設の新設や改築更新時に最新の技術を取り入れた省エネ・創エネ設備や太陽光発電等の再エネ設備の導入や、再エネ 100%電力の調達に対し、インセンティブが働くよう、交付金制度の創設・拡充や信頼性・経済性の優れた技術開発など、国による支援強化が必要である。
- 5 下水汚泥の肥料化の実現に向けては、国が持つ技術的知見の提供などの支援強化とともに、 汚泥成分分析、農業現場で使いやすい肥料の試作やこの肥料を用いた試験栽培など調査・研究 に係る交付金制度の拡充が必要である。また、汚泥肥料に対する農業者及び消費者への理解促 進や流通販路の確保につながる仕組みづくりのほか、従前の処理方法に比べ肥料製造により費 用が増加するため、新たな補助制度の創設が必要である。
- 6(1) 人口減少に伴う使用料収入の減少や下水道に従事する職員の不足、施設が老朽化する中、 効率的な事業運営が一層求められている。有効な手段の一つである広域化・共同化の取組 を推進するためには、広域化・共同化の中核を担う市町村へのインセンティブとなる財政 的な支援などが必要である。また、人材不足への対応や施設の適正な維持管理に資するた めに、センサーを活用した機器の稼働状況の最適化や施設情報のデータ化によるサービス 向上などの技術開発や最新の先進事例を発信するとともに、取組を推進するための交付金 制度の拡充など国による支援が必要である。
 - (2) ウォーターPPPの導入に向けては、市町村が調査、検討を行うことができるよう、官民連携事業等基盤強化推進事業について十分な予算措置が必要である。また、汚水管の改築に係る国費支援に関して、一部管きょを除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化するとの方針が示された。小規模な市町村では、事業規模が小さく、導入が困難などの実情があるため、地方自治体の事業形態等、地域の実情に配慮し、柔軟に対応することが必要である。

(神奈川県担当課:県土整備局下水道課)

Ⅲ-14 計画的な市街地整備の推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

計画的な都市基盤整備による良質な都市空間の形成や、老朽化した既成市街地の再整備による都市機能の更新を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 十地区画整理事業の推進
 - 道路、公園等の公共施設と宅地の一体的・総合的な整備により、良質な都市空間の形成を図るため、土地区画整理事業に対して十分な予算措置を講じること。
- 2 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業の推進 土地の合理的かつ健全な高度利用と建築物の不燃化による災害に強いまちづくり を推進するため、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業に対して十分な予算措 置を講じること。
- 3 市町村のまちづくり事業の推進 各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図り、地域住民の生活の質の向上と 地域経済・社会の活性化を図るため、市町村のまちづくり事業に対して十分な予算 措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、人口減少と超高齢社会を乗り越えるとともに、地震などによる大規模な災害への対応力を強化するため、地域の特徴を生かし、安全・安心でコンパクトなまちづくりに取り組んでいるところである。

- 1 土地区画整理事業においては、県内の交通インフラ整備が進む中で、産業集積の受け皿となる産業用地を創出することが急務となっており、十分な予算措置が必要である。
- 2 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業においては、民間による計画的な事業進捗を図り、 コンパクトなまちづくりに資する鉄道駅周辺における都市機能の更新を確実に進めるため、十 分な予算措置が必要である。
- 3 市町村のまちづくり事業においては、都市機能や居住環境の向上に資する取組等に対する総合的・集中的な支援や、個性あふれるまちづくりの総合的な支援による都市の再生を推進するため、十分な予算措置が必要である。

(神奈川県担当課:県土整備局都市整備課)

Ⅲ-15 公営住宅の適正な維持・運営管理の推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

公営住宅の適正な維持・運営管理の推進に向けて、「神奈川県県営住宅健康団地推進計画」に基づき、県営住宅ストックの有効活用を図るとともに、住宅セーフティネットとして、真に住宅に困窮する者に的確に供給するため、次の措置を講じること。

- 1 安全・安心確保や長寿命化に向けた改善工事の推進 予防保全型の維持管理を進めるため、長寿命化計画に位置付けられた屋上防水や 外壁塗装等の改善工事について、十分な予算措置を行うとともに、現在の交付要件 を緩和し、性能水準の向上を必要としない、経年劣化した施設の原状回復工事にも 交付できるようにすること。
- 2 明渡し条件に係る法律上の位置付けの明確化 他の入居者との公平性を確保するため、障害者専用住戸において障がい者がいな くなった世帯が、自発的に住み替えない場合に、明渡しを請求できるよう、公営住 宅法上の位置付けを明確にすること。
- 3 残置物の取扱いの明確化 単身入居者が死亡した場合に、残置された家財等の処分を行う旨を公告すれば、 相続人の同意がなくても家財等の処分を行えるよう、公営住宅法上の規定を整備す ること。

【提案理由等】

- 1 適切な維持管理を推進するために、長寿命化計画に位置付けた改善工事がすべて実施できるよう、十分な予算措置が必要となる。また、国の交付要件を緩和し、幅広く改善工事が実施できるようにする必要がある。
- 2 真に住宅に困窮している者に公平かつ的確に公営住宅を供給し、さらに入居者の公平性を確保する観点から、明渡し請求ができる要件を拡充し、関連する法制度を整備する必要がある。
- 3 単身入居者が増加しており、住宅に家財等を残置したまま死亡する事案も発生している。 そのような場合に、残置された家財等の取扱いに苦慮しており、相続人の同意がなくても家 財等の処分を行えるよう法律上の規定を整備する必要がある。

(神奈川県担当課:県十整備局公共住宅課)

【提案項目】

「神奈川県住生活基本計画」に基づく、地域の特性を踏まえた総合的な住宅政策を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 住宅確保要配慮者に対する施策の充実
- (1) 住宅セーフティネット制度の実施について、居住支援協議会、居住支援法人及び市町村に対する支援措置の一層の充実を図ること。

また、登録住宅に対する家賃低廉化等の補助に加え、居住支援法人が継続して事業を行うための居住支援事業費について、十分な予算措置を図ること。

- (2) サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、登録事業者に対する建設費補助などの支援措置の充実を引き続き図ること。
- 2 社会資本整備総合交付金等の充実

公営住宅の整備やストックの有効活用及び市町村が定住促進や多世代居住を目的として実施する住宅リフォーム補助など、地域の実情に即した総合的な住宅政策の推進のため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の一層の充実を図ること。

3 空き家対策の充実

空き家対策の円滑な実施のため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき取り組む市町村等に対し、弾力的な活用が可能な支援措置の充実を引き続き図ること。

【提案理由等】

1(1) 住宅セーフティネット制度の実施については、高齢者等のほか、ひとり親世帯や低所得の若年単身者も増加する状況にあるなど、多様化する住宅確保要配慮者の居住の安定確保を的確に図る必要がある。

しかし、賃貸住宅の家主と住宅確保要配慮者双方が安心して貸し借りできる環境や、 住宅確保要配慮者に対する居住支援が十分とは言えないことから、居住支援協議会、居 住支援法人及び市町村に対する支援の一層の充実が必要である。

また、家賃及び家賃債務保証料の低廉化、改修費の補助については、家主及び地方自治体にとってより使いやすい制度となるよう、一層の充実が必要である。

さらに、多様化する住宅確保要配慮者に対して入居に至るまでの支援だけでなく、入 居後の支援も必要不可欠であるが、居住支援事業費が不足し、事業継続が難しくなった 居住支援法人が出てきており、居住支援法人が事業を継続的に行えるよう、十分な予算 の確保が必要である。

(2) サービス付き高齢者向け住宅については、今後急増する高齢者の住まいとして重要な役割を担うことが期待されており、供給を今後も促進するため、登録事業者に対する税制優遇の継続や建設・改修費補助などの支援措置の充実が引き続き必要である。

- 2 本県及び市町村では、地域住宅計画を策定し、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の積極的な活用に努めてきた。引き続き、円滑な事業実施に向けた交付金の活用を図るため、制度及び国費の配分の一層の充実が必要である。
 - また、本県及び市町村においてソフト事業を含めた総合的な住宅政策を推進するため、基幹事業の対象や提案事業の枠の拡大が必要である。
- 3 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく取組を円滑に実施するため、「空き家 対策総合支援事業」や「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」といった市町村や団体 の取組への支援措置を継続し、その内容を充実させることが必要である。

(神奈川県担当課:県土整備局住宅計画課)

提出先 国土交通省

【提案項目】

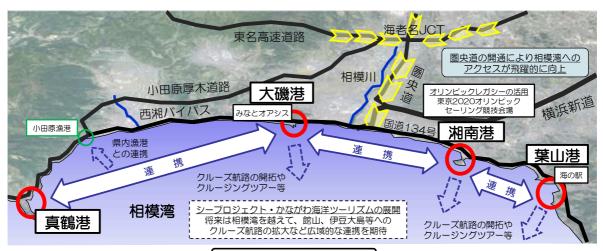
本県は、湘南港、葉山港、真鶴港、大磯港の4つの地方港湾を管理しているが、地域活性化に資する港湾の連携強化や港湾施設整備に向けた取組を推進するため、次の措置を講じること。

- 1 港湾の連携強化
 - 本県が進めている、港湾を活用した、海から観光振興を図る「かながわ海洋ツーリズム」の取組を支援すること。
- 2 港湾施設整備の推進

近年の台風の強大化や今後見込まれる気候変動への対応等、本県の港湾施設の改築等に向けた技術的支援を行うこと。

【提案理由等】

- 1 本県では、港湾等を活用して、海から観光振興を図る「かながわ海洋ツーリズム」の取組 を進めており、令和6年3月から湘南港を基点とした相模湾における海上交通の運航を開始 した。引き続き、各港湾の連携による観光振興に向けた取組を進めていきたいと考えており、 新たな係留施設の整備に向けた財政支援や国が先進的に取り組んでいるクルーズ振興に関す る情報提供等、国の支援・協力が必要である。
- 2 近年の台風の強大化や今後見込まれる気候変動の影響により、施設等の被害の増大が懸念されることから、気候変動に適応した施設の改築等に向けて、国の技術的支援が必要である。



神奈川県管理の4つの地方港湾

(神奈川県担当課:県土整備局河港課、交通政策課)

Ⅷ-18 三浦半島におけるみどりの保全・再生・活用(国営公園の早期設置)

提出先財務省、国土交通省

【提案項目】

三浦半島におけるみどりの保全等に資するため、次の措置を講じること。

1 三浦半島国営公園の早期実現

首都圏の緑の基軸を形成する三浦半島において、広域的なみどりの保全・再生・ 活用拠点となる国営公園の設置を早期に実現すること。

2 三浦半島における緑の保全・活用の促進

首都圏広域地方計画及び首都圏整備計画に基づき、三浦半島の緑の保全・活用の 促進のための施策の充実を図ること。

【提案理由等】

三浦半島は、まとまりある貴重な緑が残されており、多摩丘陵等と一体となって、首都圏において最も重要な緑の基軸を形成しており、美しい景観を有する地域である。

国においては、これまでも近郊緑地保全制度により三浦半島の緑の保全に取り組んでおり、現行の「首都圏広域地方計画」においても、三浦半島の緑は首都圏の水と緑のネットワークを形成する重要な緑地として保全・活用の重要性が認識されている。

一方、本県では、「三浦半島公園圏構想(平成18年3月)」において、三浦半島の自然の保全・再生・活用を図り、首都圏や海外からも多くの人が訪れ、楽しめるよう、半島全体を魅力ある「公園」のような空間とすることを目指すこととし、この地域のめざすべき方向性を県政運営の総合計画である「新かながわグランドデザイン基本構想(令和6年3月)」に位置付け、政策展開を図っている。

近年では、令和元年6月に、近郊緑地特別保全地区に指定されている小網代の森について学ぶ ことができるインフォメーションスペースがオープンするなど、三浦半島の緑地空間の保全・活 用は、着実に進んでいる。

こうした地域の取組と併せ、国が三浦半島の水と緑のネットワークの中核として国営公園を設置することは、半島の豊かな文化、産業、人的資源などとの連携による相乗効果が期待でき、国及び本県の目指す地域の姿の実現に大きく寄与するものであることから、国営公園の設置を要望するものである。

また、あわせて三浦半島における緑の保全・活用を促進するため、近郊緑地特別保全地区の土地の買入れに対する財政支援など施策の充実を要望する。

【三浦半島国営公園構想地区位置図】



(神奈川県担当課:県土整備局都市公園課)

Ⅷ-19 公共用地の取得に関する制度等の改善

提出先財務省、農林水産省、国土交通省

【提案項目】

公共用地の取得を推進するために、次の税制上の優遇措置を講じること。

- 1 同一事業における複数年にわたる契約について、5,000万円の特別控除を上限まで適用すること。
- 2 事業認定を受けなくても譲渡所得の特別控除が認められる事業の範囲を拡大すること。
- 3 農地等を公共用地として譲渡した場合についての相続税猶予税額等を免除すること。

【提案理由等】

- 1 同一事業において契約を2か年以上に分割せざるを得ない場合に、地権者が不利益を被らないよう、譲渡所得の特別控除を通算して適用できるようにする必要がある。
- 2 事業認定を受けなければ特別控除が適用されない事業は、地権者の譲渡後の税負担を理由 に、用地取得に時間を要する場合があることから、事業の早期完了のため、事業認定を受け なくても特別控除が適用される事業範囲を拡大する必要がある。
- 3 地権者が相続税の納税猶予の特例を受けた農地等を公共用地として譲渡した場合、相続税の猶予がなくなることが用地取得の隘路になっていることから、全額免除の措置を設ける必要がある。

(神奈川県担当課:県十整備局用地課)